

## 令和7年第3回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 5月30日（金曜日） 会期 1 日間  
閉 会 5月30日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
5. 30	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉 会

## 令和7年第3回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 5 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年5月30日 午前10時08分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和7年5月30日 午前10時45分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	欠
	5 番	平 安 山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜 屋 武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	1 番 議 員		川 上 龍 太			
	3 番 議 員		比 嘉 悟			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與 那 城 世 代 子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長			
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和7年5月30日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	決議第 2号	西田昌司参議院議員の沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議	即 決
4	決議第 3号	米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める抗議決議	〃
5	意見書第1号	米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める意見書	〃
6	承認第 1号	専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）	〃
7	承認第 2号	専決処分の承認について（北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和7年第3回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時08分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時08分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、川上龍太議員及び比嘉悟議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 決議第2号 西田昌司参議院議員の沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議

○議長（名幸利積）

日程第3. 決議第2号 西田昌司参議院議員の沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

決議第2号

西田昌司参議院議員の沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年5月30日提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

川 上 龍 太

賛成者：北中城村議会議員

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功  
平安山 和美  
伊集守 吉  
大城 律也

### 西田昌司参議院議員の沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議（案）

令和7年5月3日の憲法記念日に那覇市で開催された憲法シンポジウムに登壇した、自由民主党の西田昌司参議院議員が、ひめゆりの塔やひめゆり平和祈念資料館の展示内容に関して、「歴史の書き換え」や、「沖縄の場合には地上戦の解釈を含めて、かなりむちゃくちゃな教育のされ方をしている」等と発言した。これは、沖縄戦の実相と戦没者や戦争を体験した沖縄県民の証言、沖縄県の歴史教育や平和教育を否定し、北中城村民はじめ沖縄県民の尊厳を踏みにじるものである。

当時、日本軍は作戦を変更し、上陸してきたアメリカ軍をできるだけ沖縄に足止めさせて、戦争を長引かせることとした。沖縄は本土を守るための「捨て石」となり、住民を巻き込んだ激しい地上戦の戦場となり、20万人を越す犠牲者が出た。そのうち住民の死者は9万4千人にのぼり、県民の4人に1人の尊い命が奪われた。これらは、日本軍の作戦による犠牲である事は紛れもない歴史上の事実である。

5月7日の会見で西田昌司参議院議員は発言を撤回しないと表明。9日の会見では、「不適切だった。沖縄県民におわび申し上げ、訂正、削除する」と謝罪はしたものの、「歴史の書き換え」等との認識は変わらないとする不誠実な対応で、沖縄戦争体験者や遺族、そして村民、県民の心を深く傷つけ、尊厳を踏みにじるものである。また、西田昌司参議院議員の発言を擁護する見解も一部の政治家から出ていることは極めて遺憾で、断じて容認できない。

1983年設立当初の平和を守る北中城村民の会の大会宣言には、「昨今の政治情勢は軍国化への道を突き進んでいる。特に沖縄は軍事基地の重圧に苦しみ、常に戦争と隣り合わせの危機的状況にある。（中略）戦争を許さないために、世界の人々と手を取りあって強力に平和運動を推進する」と宣言している。

本村議会としては、沖縄戦の実相と沖縄県民の証言、沖縄の戦後の歴史的事実を歪曲する西田昌司参議院議員の言動に断固抗議し、真摯な謝罪と撤回を強く求めるとともに、「二度と戦争を起こしてはならない」とする村民、県民の思いに寄り添う姿勢と対応を求める。

以上、決議する。

令和7年（2025年）5月30日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第2号 西田昌司参議院議員の沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗

議決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第2号 西田昌司参議院議員の沖縄戦の実相を歪め、否定する発言に対する抗議決議については可決されました。

日程第4．決議第3号 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める抗議決議

○議長（名幸利積）

日程第4．決議第3号 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは読み上げて提案いたします。

決議第3号

米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年5月30日提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子  
賛成者：北中城村議会議員  
川 上 龍 太  
上 間 堅 治  
比 嘉 正 志  
山 田 晴 憲  
比 嘉 悟  
喜屋武 功  
平安山 和 美  
伊 集 守 吉  
大 城 律 也

#### 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める抗議決議（案）

本年1月及び3月、沖縄県内において、在沖米海兵隊員による女性に対する性的暴行事件が相次いで発生し、いずれも不同意性交等の容疑で書類送検された。

これらの事件は、女性の尊厳と人権を著しく踏みにじる極めて深刻なものである。

沖縄では、米軍関係者による性犯罪や重大事件が繰り返されてきた。度重なる事件の発生にもかかわらず、米軍及び日米両政府による再発防止策は実効性を欠き、構造的な課題が解決されないまま、被害が続いている。

この背景には、日米地位協定が大きな障害となっている現実がある。同協定により、米軍関係者が起こした事件について、日本側の捜査や逮捕が制限され、特に起訴前の身柄引き渡しが困難であることが、捜査・処罰を妨げてきた。

また、米軍による内部処分や調査に依存する体制では、透明性が十分確保されず、事件の真相解明や責任追及が不十分に終わる懸念が常に存在する。

さらに、事件発生が知らされないまま、米軍・県警・自治体による防犯パトロールが実施されたことは、県民に対し「地域の安全が確保されている」と誤った印象を与えかねず、結果として県民の安全に対する信頼を著しく損ねる結果となった。プライバシー保護の重要性は十分に理解されるべきだが、被害者の尊厳に最大限配慮しつつ、必要な範囲で速やかに情報提供を行う手立てを講じることは可能であると考えられる。

米軍関係者による事件が繰り返される現実には、一過性の問題ではなく、沖縄社会全体の尊厳と人権を深く傷つける深刻な事態である。被害を未然に防ぎこれ以上尊厳を踏みにじられることのないよう、原因を直視し、実効性ある再発防止策を早急かつ着実に講じる必要がある。

よって、本村議会は、関係機関に対し、下記の事項を強く求める。

記

1. 日米地位協定を見直し、わが国の司法権が十分に及ぶ仕組みを整えること。
2. 米軍関係者による性犯罪根絶に向け、日米両政府が連携して抜本的な再発防止策を策定、実施すること。
3. 日本国民とりわけ沖縄県民の人権と安全を考慮した、基地負担軽減に向けた取り組みを加速すること。

以上、決議する。

令和7年（2025年）5月30日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、  
在沖米国総領事

以上です。

**○議長（名幸利積）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第3号 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める抗議決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

**○議長（名幸利積）**

起立全員です。決議第3号 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める抗議決議については可決されました。

**日程第5. 意見書第1号 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める意見書**

**○議長（名幸利積）**

日程第5. 意見書第1号 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

では、読み上げて提案いたしたいと思います。

○10番（喜屋武すま子議員）

意見書第1号

米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年5月30日提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員

川 上 龍 太

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功

平安山 和美

伊 集 守 吉

大 城 律 也

米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める意見書（案）

本年1月及び3月、沖縄県内において、在沖米海兵隊員による女性に対する性的暴行事件が相次いで発生し、いずれも不同意性交等の容疑で書類送検された。

これらの事件は、女性の尊厳と人権を著しく踏みにじる極めて深刻なものである。

沖縄では、米軍関係者による性犯罪や重大事件が繰り返されてきた。度重なる事件の発生にもかかわらず、米軍及び日米両政府による再発防止策は実効性を欠き、構造的な課題が解決されないまま、被害が続いている。

この背景には、日米地位協定が大きな障害となっている現実がある。同協定により、米軍関係者

が起こした事件について、日本側の捜査や逮捕が制限され、特に起訴前の身柄引き渡しが困難であることが、捜査・処罰を妨げてきた。

また、米軍による内部処分や調査に依存する体制では、透明性が十分確保されず、事件の真相解明や責任追及が不十分に終わる懸念が常に存在する。

さらに、事件発生が知らされないまま、米軍・県警・自治体による防犯パトロールが実施されたことは、県民に対し「地域の安全が確保されている」と誤った印象を与えかねず、結果として県民の安全に対する信頼を著しく損ねる結果となった。プライバシー保護の重要性は十分に理解されるべきだが、被害者の尊厳に最大限配慮しつつ、必要な範囲で速やかに情報提供を行う手立てを講じることは可能であると考えます。

米軍関係者による事件が繰り返される現実には、一過性の問題ではなく、沖縄社会全体の尊厳と人権を深く傷つける深刻な事態である。被害を未然に防ぎこれ以上尊厳を踏みにじられることのないよう、原因を直視し、実効性ある再発防止策を早急かつ着実に講じる必要がある。

よって、本村議会は、関係機関に対し、下記の事項を強く求める。

#### 記

1. 日米地位協定を見直し、わが国の司法権が十分に及ぶ仕組みを整えること。
2. 米軍関係者による性犯罪根絶に向け、日米両政府が連携して抜本的な再発防止策を策定、実施すること。
3. 日本国民とりわけ沖縄県民の人権と安全を考慮した、基地負担軽減に向けた取り組みを加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年（2025年）5月30日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第1号 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第1号 米軍関係者による性暴力事件の再発防止を求める意見書については可決されました。

日程第6. 承認第1号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）

○議長（名幸利積）

日程第6. 承認第1号 専決処分の承認について（北中城村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

承認第1号 専決処分の承認について。

承認第1号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月30日 提出

北中城村長 比嘉孝則

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村税条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日付けで公布され、北中城村税条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行日が令和7年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

北中城村長 比嘉孝則

北中城村税条例の一部を改正する条例

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を北中城村公告式条例（昭和47年北中城村条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u></p> <p>_____第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 _____ _____ _____ _____ _____ _____北中城村公告式条例（昭和47年北中城村条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u> _____ _____ものとする。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の</p>

2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族

2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(村民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を村長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。))、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

## 2～8 省略

9 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

## 2～8 省略

9 村長は、村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下村民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定

により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 省略

2～6 省略

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下の項において同じ。）に係る所得を有するものであつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の

により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 扶養親族\_\_\_\_\_の氏名

(4) 省略

2～6 省略

（個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下の項において同じ。）に係る所得を有するものであつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）\_\_\_\_\_を  
\_\_\_\_\_を  
有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で村内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の

支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) 省略

## 2～5 省略

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2)～(4) 省略

## 2 省略

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車
  - ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ

支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、村長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 省略
- (3) 扶養親族\_\_\_\_\_の氏名
- (4) 省略

## 2～5 省略

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2)～(4) 省略

## 2 省略

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車
  - ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エ

及びオに掲げるものを除く。) 年額  
2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットル  
を超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲  
げるものを除く。)又は定格出力が0.6キ  
ロワットを超え、0.8キロワット以下のも  
の 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リット  
ル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下  
のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットル  
を超えるもの(ウに掲げるものを除く。)  
又は定格出力が0.8キロワットを超えるも  
の 年額 2,400円

オ 省略

(2)・(3) 省略

(種別割の減免)

第89条 省略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けよう  
とする者は、納期限までに、当該軽自動車等  
について減免を受けようとする税額及び次に掲げ  
る事項を記載した申請書に減免を必要とする事  
由を証明する書類を添付し、これを村長に提出  
しなければならない。

(1) 省略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所  
若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び  
個人番号(行政手続における特定の個人を識  
別するための番号の利用等に関する法律第2  
条第5項に規定する個人番号をいう。以下こ  
の号及び次条において同じ。)又は法人番号  
(同法第2条第16項に規定する法人番号をい  
う。以下この号において同じ。)(個人番号  
又は法人番号を有しない者にあつては、住所  
又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名  
又は名称)

(3)・(4) 省略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条

\_\_\_\_\_に掲げるものを除く。) 年額  
2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットル  
を超え、0.09リットル以下のもの\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_又は定格出力が0.6キ  
ロワットを超え、0.8キロワット以下のも  
の 年額 2,000円

\_\_\_\_\_

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットル  
を超えるもの\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_又は定格出力が0.8キロワットを超えるも  
の 年額 2,400円

エ 省略

(2)・(3) 省略

(種別割の減免)

第89条 省略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けよう  
とする者は、納期限までに、当該軽自動車等  
について減免を受けようとする税額及び次に掲げ  
る事項を記載した申請書に減免を必要とする事  
由を証明する書類を添付し、これを村長に提出  
しなければならない。

(1) 省略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所  
若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び  
個人番号(行政手続における特定の個人を識  
別するための番号の利用等に関する法律第2  
条第5項に規定する個人番号をいう。以下こ  
の号及び次条において同じ。)又は法人番号  
(同法第2条第15項に規定する法人番号をい  
う。以下この号において同じ。)(個人番号  
又は法人番号を有しない者にあつては、住所  
又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名  
又は名称)

(3)・(4) 省略

(5) 原動機の総排気量又は定格出力\_\_\_\_\_

第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力

(6)～(8) 省略

3 省略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 省略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第

(6)～(8) 省略

3 省略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 省略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、村長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの）にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）

を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び





料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ  
当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻きたばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの	_____
(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	_____ _____ _____ _____ _____

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日  
（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の北中城村税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（村民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和7年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の北中城村税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条

の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(村たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る村たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、北中城村税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 北中城村税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

以上でございます。

○議長(名幸利積)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分承認について(北中城村税条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。承認第1号 専決処分の承認について(北中城村税条例の一部を改正する条例)は承認することに決定しました。

日程第7. 承認第2号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(名幸利積)

日程第7. 承認第2号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。  
村長。

○村長(比嘉孝則)

では、承認第2号 専決処分の承認について。

承認第2号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和7年5月30日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め専決処分をする。

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)が令和7年3月31日付けで公布され、北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、施行日が令和7年4月1日であることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日  
北中城村長 比嘉孝則

北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険税条例（昭和47年北中城村条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び<u>資産割額</u>並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得</p>

金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

2～4 省略

金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 省略

2～4 省略

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の北中城村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

#### ○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。承認第2号 専決処分の承認について(北中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は承認することに決定しました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第3回北中城村議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 名 幸 利 積

署名議員 川 上 龍 太

署名議員 比 嘉 悟

## 令和7年第4回北中城村議会定例会会期日程表

開 会     6月 6日（金曜日）                      会期    8 日間  
 閉 会     6月13日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
6. 6	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明（条例、補正予算等） 質疑、決定（報告議案等） 議員全員協議会
6. 7	土	休 会		各自議案研究
6. 8	日	休 会		各自議案研究
6. 9	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等）
6. 10	火	本会議	午前10時	一般質問 4名
6. 11	水	本会議	午前10時	一般質問 4名
6. 12	木	本会議 委員会	午前10時	一般質問 2名 委員会
6. 13	金	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（条例案） 閉会中の継続審査及び調査の申し出 閉 会

## 令和7年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年6月6日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年6月6日 午前11時24分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和7年6月6日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第29号	北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第30号	北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第31号	北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について	〃
7	議案第32号	北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第33号	令和7年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について	〃
9	議案第34号	令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	〃
10	議案第35号	令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
11	議案第36号	令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
12	報告第2号	令和6年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
13	報告第3号	令和6年度北中城村事故繰越し繰越計算書の報告について	〃
14	報告第4号	令和6年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃
15	報告第5号	令和6年度北中城村下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃
16	同意第3号	北中城村教育委員会委員の任命について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
17	発議第1号	北中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	決議第4号	米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物 に対する抗議決議	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
19	意見書第2号	米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物 に対する意見書	〃
20	意見書第3号	戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求 める意見書	〃

## ○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。ただいまから令和7年第4回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。読み上げて報告します。

令和7年3月2日、第27回文化祭「舞台部門」が開催され出席しました。

4日、第2回3月定例議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

7日～27日まで、北中城村議会第2回3月定例議会を開催しました。

8日、北中城中学校卒業式が開催され出席しました。

同日、イオンモール沖縄ライカム開業10周年感謝のつどいが開催され出席しました。

9日、第13回HAPPYコンサートが北中城小学校で開催され出席しました。

11日、北中城村まつり活性化委員会が開催され出席しました。

12日、北中城幼稚園修了式が開催され出席しました。

16日、北中城村文化協会古典芸能音楽部創立40周年記念公演が開催され出席しました。

18日、北中城小学校卒業式が開催され出席しました。

27日、令和6年度第1回北中城村史編纂委員会が開催され出席しました。

28日、中城北中城消防組合議会が開催され出席しました。

29日、令和6年度沖縄県文化協会賞等受賞祝賀・激励会が開催され出席しました。

4月2日、北中城こども園開園式・令和7年度入園式が開催され出席しました。

同日、教職員等就任式が開催され出席しまし

た。

7日、本村元議員比嘉功助氏、安里誠晃氏の旭日単光章叙勲受章の表敬訪問受入れをしました。

9日、北中城中学校入学式が開催され出席しました。

10日、北中城小学校入学式が開催され出席しました。

同日、北中城村スポーツ協会理事会・総会が開催され出席しました。

11日、北中城村商工会青年部通常部員総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

16日、県土地開発公社北中城支社の監査を副議長と共に行いました。

18日、中部地区町村議会議長会4月定例会が本村で開催され出席しました。

24日、北中城村商工会建設業部会総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

30日、令和7年度沖縄振興拡大大会議が開催され出席しました。

5月10日、第75回沖縄県植樹祭が八重瀬町で開催され出席しました。

12日、中部広域市町村圏事務組合議会臨時会が開催され出席しました。

16日、北中城村青少年健全育成協議会総会が開催され出席しました。

19日～22日までの日程で、中部地区町村議会議長会県外行政視察研修会が開催され、20日に宮崎県宮崎市、21日に宮崎県日南市を訪問し、宮崎市議会で議会DX事業について、宮崎県庁で災害時の取組について、日南市においては、餌肥食べ歩き・町歩き事業の取組について研修を行いました。

23日、第3回5月臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

同日、北中城村老人クラブ連合会総会が開催され出席し、祝辞を述べました。

同日、第46回北中城村商工会通常総会が開催

され出席し、祝辞を述べました。

24日、平和を守る北中城村民の会第43回総会及び平和講演会が開催され出席し、開会の挨拶を述べました。

同日、北中城村文化協会2025年度定期総会が開催され出席し、挨拶を述べました。

26日～28日までの日程で、全国町村議会議長会主催の令和7年度全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長と共に参加しました。

29日、第42回中部振興会総会が沖縄市で開催され出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に諸般の報告として、村監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年3月から令和7年5月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので御参照ください。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

#### ○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、比嘉正志議員及び平安山和美議員を指名します。

### 日程第2. 会期決定の件

#### ○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から6月13日までの8日間に決定しました。

### 日程第3. 行政報告

#### ○議長（名幸利積）

日程第3. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

では、行政報告を行います。

3月1日、北中城高等学校卒業式に出席いたしました。

3月2日、文化協会による第27回文化祭「舞台部門」の発表があり、挨拶を述べました。

3月7日、おきなわマラソン謝恩会が宜野湾市で行われ出席いたしました。

3月8日、北中城中学校卒業式に出席いたしました。

同じく8日、イオンモール沖縄ライカム開業10周年感謝の集いが沖縄市のNBCで開催され、出席いたしまして挨拶を述べました。

3月9日、石平自治会敬老会が行われ挨拶を述べました。

3月12日、北中城幼稚園修了式に出席いたしました。

3月18日、島袋小学校卒業式に出席いたしました。

3月29日、沖縄県文化協会賞等受賞祝賀及び激励会が中央公民館で開催され、激励の挨拶を述べました。

4月1日、辞令交付式、職員に対して訓辞を述べました。

4月2日、北中城こども園入園式に参加いたしました。

同じく2日、教職員就任式が中央公民館で行われ挨拶を述べました。

同じく2日、秋の叙勲 佐藤良也氏の瑞宝中授章、表敬訪問がございまして激励いたしました。

4月5日、FC琉球北中城村招待DAYと銘打って、県総合運動公園で試合がございまして、多くの村民が招待され私も試合を観覧し、さらに北中城村民を代表いたしまして挨拶をいたしました。

4月6日、喜舎場自治会小学校入学祝賀会に案内を受け出席し、挨拶を述べました。

4月7日、高齢者叙勲 比嘉功助氏、安里誠晁氏が旭日単光章を受章され表敬訪問を受け、挨拶を述べました。

同じく7日、春の全国交通安全運動出発式が沖縄市武道館で行われ出席いたしました。

4月9日、北中城中学校入学式に出席いたしました。

同じく9日、中部市町村会定例会が中部市町村会館で開催され出席いたしました。

同じく9日、中部広域市町村圏事務組合理事会も開催され出席いたしました。

4月10日、島袋小学校入学式に出席いたしました。

あと、総会等については出席し、挨拶を述べたものがありますので割愛させていただきます。スポーツ協会総会、商工会青年部総会も挨拶でございます。

4月15日、メルカリShops 出店式を役場で行いました。

4月18日、村内の夜間防犯パトロールに参加いたしました。

4月24日、北中城村商工会建設業部総会（商工会）に出席し挨拶を述べました。

4月26日、北中城村女性会の定期総会に出席し挨拶を述べました。

4月27日、外務省TOFUプログラム事後報告会が宜野湾市ラグナガーデンホテルで開催され、激励の挨拶をいたしました。

4月30日、沖縄振興拡大会議が沖縄県市町村自治会館で行われ出席いたしました。

5月7日、民生委員児童委員活動啓発パレー

ド出発式に出席し、挨拶を述べました。

同じく7日、沖縄県道路三団体定時総会が那覇市で行われまして、監査報告を行いました。

同じく7日、イオンモール沖縄ライカム同友店会交流会がロワジュールホテル那覇で開催され、出席し挨拶を述べました。

5月9日、全国町村下水道推進協議会沖縄県支部総会が北谷町役場で行われ出席し、次期会長ということに決まりました。沖縄県支部の支部長になります。

5月12日、国民健康保険税納付指導行動を村内一斉にやりまして私も参加いたしました。

5月13日、南部広域行政組合理事会が南部総合福祉センターで行われ出席いたしました。

5月14日～15日、命と暮らしを守る道づくり全国大会・要請活動を東京で行いまして、国土交通省、さらには内閣府等に要請行動をいたしました。

5月16日、EMユニバーサルビレッジ視察ということで、私も含めて職員の多くが参加しております。

同じく16日、青少年健全育成協議会総会、19日、海外短期留学実行委員会総会、20日、サンライズ推進協議会総会、23日、老人クラブ連合会総会、村商工会通常総会、そして24日、平和を守る北中城村民の会総会について出席し、挨拶を述べました。

5月25日、海外短期留学合同オリエンテーションが中城村吉の浦会館で開催され、実行委員長としての挨拶を行いました。

5月26日、赤十字奉仕団の総会が中央公民館、27日、北中城村学力向上推進協議会総会が役場で開催され、挨拶を述べました。

5月28日、沖縄振興予算要請に向けた意見交換会が沖縄県庁で開催され、意見を述べました。

5月29日、日本非核宣言自治体協議会総会が那覇市で行われ、本県からは那覇市、南風原町、北中城村、北谷町が参加しておりまして、全国

から非核宣言自治体の皆さんが参加しております。

5月30日、広域火葬場首長会議ということで沖縄市長、宜野湾市長、北谷町長、私の4名で首長会議を始めまして、これからの火葬場の運営について協議いたしました。

同じく30日、北中城村軍用地等地主会総会がJ Aおきなわ北中城支店で開催され、出席し挨拶を述べました。

以上でございます。

#### ○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第4．議案第29号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5．議案第30号 北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について

日程第6．議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

日程第7．議案第32号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8．議案第33号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

日程第9．議案第34号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第10．議案第35号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第11．議案第36号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

#### ○議長（名幸利積）

日程第4．議案第29号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11．議案第36号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括議題とします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

では、議案第29号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第29号

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年北中城村条例第13号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 6 月 6 日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部が改正されたことを踏まえ、人事委員会の報告並びに国及び県の状況を考慮し、育児又は介護を行う職員についての規定の一部を見直す必要があるため。

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 8 年北中城村条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 8 条の 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>）で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めると</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 8 条の 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者_____で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めると</p>

ころにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 省略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。））で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除

ころにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 省略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者\_\_\_\_\_）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除

く。)が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、並びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは、「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

#### 5 省略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条例及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

く。)が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するま

での子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」と読み替えるものとする。

#### 5 省略

(新設)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(新設)

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第30号 北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について

御提案申し上げます。

議案第30号

北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について

北中城村個人情報保護法施行条例（令和5年北中城村条例第1号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることが規定された刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、条例中の用語を改正する必要があるため

北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

北中城村個人情報保護法施行条例（令和5年北中城村条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
附 則	附 則

(経過措置)

第3条 省略

2 省略

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 省略

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

5・6 省略

(経過措置)

第3条 省略

2 省略

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 省略

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第1号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5・6 省略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

続きまして、議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について御提案申し上げます。

#### 議案第31号

#### 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

#### 提案理由

災害弔慰金の支給等を行うにあたり、災害弔慰金の支給等に関する法律第3条第1項の規定に基づき市町村条例を定める必要があるため。

#### 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第7条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第8条—第10条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第11条—第20条）
- 第5章 北中城村災害弔慰金等支給審査委員会（第21条）
- 第6章 雑則（第22条）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）の規定に準拠して、災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に対する災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行うことにより、村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時、北中城村の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 村民で政令第1条に規定する災害（以下「特定災害」という。）により死亡した者があるときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とする。この場合において、当該支給を受ける遺族が2人以上あるときは、その順位は、死亡者の死亡当時において死亡者と生計を一にしていた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項及び次項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

2 前項の場合において、当該遺族に同順位の遺族があるときは、当該遺族の順位は、次の各号に掲げる順序に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1順位 配偶者
- (2) 第2順位 子
- (3) 第3順位 父母
- (4) 第4順位 孫
- (5) 第5順位 祖父母

3 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において死亡者と同居し、又は生計を一にしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

4 第2項の場合における同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

5 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前3項の規定により難いときは、前3項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちから村長が適当と認める者に支給することができる。

6 第1項から前項までの場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 特定災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、当該死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る特定災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 特定災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条に規定する場合
- (3) 特定災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、村長が支給を不相当と認めた場合

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第8条 村民が特定災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該村民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第9条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用)

第10条 第7条の規定は、災害障害見舞金について準用する。この場合において、同条中「当該死亡者の死亡」とあるのは「当該障害者の障害」と、「政令第2条」とあるのは「政令第2条の3において準用する政令第2条」と読み替えるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第11条 政令第3条に規定する災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第12条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付けの限度額は、350万円を超えない範囲内で規則で定める。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とする。
- 3 前項の償還期間のうち、据置期間は、3年（政令第7条第2項括弧書の場合に該当するときは、5年）とする。

(利率)

第13条 災害援護資金の貸付けの利率は、無利子とする。

(償還方法)

第14条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下、「仮受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第15条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、借受人と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第17条の規定による違約金を包含するものとする。

(一時償還)

第16条 村長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第12条第2項の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第17条 村長は、借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、当該延滞している元金及び利子につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りではない。

(償還免除)

第18条 村長は、借受人が死亡したとき精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認めるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 借受人が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由なく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 借受人の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(償還金の支払猶予)

第19条 村長は、災害その他政令第12条で定めるやむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認めるときは、第12条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、借受人が、次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

(報告等)

第20条 村長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

## 第5章 北中城村災害弔慰金等支給審査委員会

(北中城村災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第21条 村長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、北中城村災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員は、医師、弁護士、その他村長が必要と認める者のうちから、村長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

## 第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第32号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

### 議案第32号

北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準等に関する法律（昭和25年法律第179号、以下「基準法」とする。）の改正に伴い、本村の投票管理者等の報酬及び費用弁償の額についても、基準法の規定に準じて見直しを行う必要があるため

北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年北中城村条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正例規			現行例規		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	報酬額	費用弁償の額	職名	報酬額	費用弁償の額
教育委員会委員	月額 38,000円	北中城村 議会議員 の報酬及 び費用弁 償等に関 する条例  （昭和45 年条例第 6号）第 4条の規 定に相当 する額	教育委員会委員	月額 38,000円	北中城村 議会議員 の報酬及 び費用弁 償等に関 する条例  （昭和45 年条例第 6号）第 4条の規 定に相当 する額
農業委員会会長	基本給 月額 47,000円 能率給 予算の 範囲内で村長が 定める額		農業委員会会長	基本給 月額 47,000円 能率給 予算の 範囲内で村長が 定める額	
農業委員会委員	基本給 月額 41,000円 能率給 予算の 範囲内で村長が 定める額		農業委員会委員	基本給 月額 41,000円 能率給 予算の 範囲内で村長が 定める額	
農地利用最適化推進委 員	基本給 月額 41,000円 能率給 予算の 範囲内で村長が 定める額		農地利用最適化推進委 員	基本給 月額 41,000円 能率給 予算の 範囲内で村長が 定める額	
選挙管理委員会委員長	月額 41,000円		選挙管理委員会委員長	月額 41,000円	
選挙管理委員会委員	月額 33,000円		選挙管理委員会委員	月額 33,000円	
監査委員 識見を有す る者のうちから選任さ れた者	月額 55,000円		監査委員 識見を有す る者のうちから選任さ れた者	月額 55,000円	
監査委員 議員のうち から選任された者	月額 44,000円		監査委員 議員のうち から選任された者	月額 44,000円	
社会教育指導員	月額 61,000円		社会教育指導員	月額 61,000円	
教育相談員	月額 61,000円 以内		教育相談員	月額 61,000円 以内	
産業医	月額 52,500円	産業医	月額 52,500円		
投票管理者	日額 <u>14,500円</u>	投票管理者	日額 <u>12,800円</u>		
開票管理者	日額 <u>12,200円</u>	開票管理者	日額 <u>10,800円</u>		

選挙長	日額 <u>12,200円</u>
投票立会人	日額 <u>12,400円</u>
開票立会人	日額 <u>10,100円</u>
選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>
期日前投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
期日前投票立会人	日額 <u>10,900円</u>
固定資産評価審査委員会委員	日額 8,500円
都市計画審議会委員	日額 4,000円
景観美化促進委員会委員	日額 4,000円
総合計画審議会委員	日額 4,000円
文化財保護審議会委員	日額 4,000円
民生委員推薦会委員	日額 4,000円
功労者表彰審査委員会委員	日額 4,000円
例規審議委員会委員	日額 7,000円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 4,000円
スポーツ推進委員	年額 66,000円
校医・歯科医	年額 135,000円
薬剤師	年額 98,000円
こども園園医・歯科医師	年額 90,000円
こども園薬剤師	年額 60,000円
政策参与	月額 村長が別に定める額
情報公開及び個人情報保護審査会委員	日額 8,500円
行政不服審査会委員	日額 8,500円
成年後見制度利用促進協議会委員 医師・弁護士	日額 10,000円
成年後見制度利用促進協議会委員	日額 8,000円
新型インフルエンザ等対策有識者会議委員	日額 10,000円

選挙長	日額 <u>10,800円</u>
投票立会人	日額 <u>10,900円</u>
開票立会人	日額 <u>8,900円</u>
選挙立会人	日額 <u>8,900円</u>
期日前投票管理者	日額 <u>11,300円</u>
期日前投票立会人	日額 <u>9,600円</u>
固定資産評価審査委員会委員	日額 8,500円
都市計画審議会委員	日額 4,000円
景観美化促進委員会委員	日額 4,000円
総合計画審議会委員	日額 4,000円
文化財保護審議会委員	日額 4,000円
民生委員推薦会委員	日額 4,000円
功労者表彰審査委員会委員	日額 4,000円
例規審議委員会委員	日額 7,000円
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 4,000円
スポーツ推進委員	年額 66,000円
校医・歯科医	年額 135,000円
薬剤師	年額 98,000円
こども園園医・歯科医師	年額 90,000円
こども園薬剤師	年額 60,000円
政策参与	月額 村長が別に定める額
情報公開及び個人情報保護審査会委員	日額 8,500円
行政不服審査会委員	日額 8,500円
成年後見制度利用促進協議会委員 医師・弁護士	日額 10,000円
成年後見制度利用促進協議会委員	日額 8,000円
新型インフルエンザ等対策有識者会議委員	日額 10,000円

医師			医師		
新型インフルエンザ等 対策有識者会議委員		日額 8,000円	新型インフルエンザ等 対策有識者会議委員		日額 8,000円
部活動指導員		時給 1,600円	部活動指導員		時給 1,600円
その他、諸 委員会、諸 審議会、諸 調査会委員	医師	日額 10,000円	その他、諸 委員会、諸 審議会、諸 調査会委員	医師	日額 10,000円
	弁護士・ 税理士	日額 8,500円		弁護士・ 税理士	日額 8,500円
	学識経験 者・知識 経験者	日額 7,000円		学識経験 者・知識 経験者	日額 7,000円
	その他	日額 4,000円		その他	日額 4,000円
地域活性化アドバイザー		日額 10,000円	地域活性化アドバイザー		日額 10,000円
省略			省略		

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第33号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について御提案  
申し上げます。

議案第33号

令和7年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について

令和7年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年6月6日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和7年度北中城村一般会計補正予算（第1号）

令和7年度北中城村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125,802千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,608,802千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		86,955	874	87,829
	1 負担金	86,955	874	87,829
17 国庫支出金		1,799,379	67,749	1,867,128
	1 国庫負担金	1,281,003	737	1,281,740
	2 国庫補助金	425,568	66,747	492,315
	3 委託金	92,808	265	93,073
18 県支出金		1,460,824	15,602	1,476,426
	2 県補助金	911,272	15,602	926,874
21 繰入金		447,078	23,281	470,359
	2 基金繰入金	447,077	23,281	470,358
23 諸収入		76,500	11,296	87,796
	3 雑収入	74,899	11,296	86,195
24 村債		129,500	7,000	136,500
	1 村債	129,500	7,000	136,500
歳入合計		9,483,000	125,802	9,608,802

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		94,689	132	94,821
	1 議会費	94,689	132	94,821

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,511,742	30,435	1,542,177
	1 総務管理費	1,297,383	28,025	1,325,408
	2 徴税費	124,572	922	125,494
	3 戸籍住民基本台帳費	64,398	1,488	65,886
3 民生費		3,711,277	56,257	3,767,534
	1 社会福祉費	1,521,284	44,638	1,565,922
	2 児童福祉費	2,189,993	11,619	2,201,612
4 衛生費		1,106,642	5,951	1,112,593
	1 保健衛生費	641,212	5,951	647,163
5 農林水産業費		558,852	6,026	564,878
	1 農業費	542,398	6,026	548,424
6 商工費		153,185	△1,925	151,260
	1 商工費	153,185	△1,925	151,260
7 土木費		458,896	6,983	465,879
	1 土木管理費	56,738	△1,881	54,857
	2 道路橋梁費	156,976	7,982	164,958
	3 都市計画費	245,182	882	246,064
9 教育費		1,140,847	21,943	1,162,790
	1 教育総務費	229,045	△2,323	226,722
	2 小学校費	208,712	1,055	209,767
	3 中学校費	133,906	170	134,076
	5 社会教育費	309,812	5,059	314,871
	6 保健体育費	259,372	17,982	277,354
歳出合計		9,483,000	125,802	9,608,802

第2表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位：千円)

事項	変更前		変更後	
	期間	限度額	期間	限度額
あやかりの杜LED賃借料	令和7年度～令和12年度	10,120	令和7年度～令和12年度	14,734
合計		10,120		14,734

第3表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (北中城村村道整備事業)	9,100	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金、その他	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。	10,500	変更なし	変更なし	変更なし
公共事業等債 (仲順屋宜原線整備事業)	3,600	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においてはその利率)		2,800			
公共事業等債 (安谷屋第2地区かんがい施設整備事業)	37,400				41,600			
計	50,100				54,900			

第3表 地方債補正

2 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 (村道大城登又線(中城公園アクセス線)整備事業)	2,200	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行の方法による。  (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
計	2,200			

以下詳細につきましては、副村長のほうから御説明をいたします。

副村長。

○副村長(仲本正一)

○議長(名幸利積)

議案第33号 令和7年度北中城村一般会計補

正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

まず、4ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正の変更がございます。あやかりの杜LED賃借料につきまして、非常灯と誘導灯の積算追加により限度額を1,012万円から1,473万4,000円へ変更しております。期間に変更はございません。

5ページをお願いします。

第3表地方債補正、変更が3件ございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、北中城村村道整備事業につきまして、限度額が910万円から1,050万円に変更、公共事業等債、仲順屋宜原線整備事業につきまして、限度額が360万円から280万円に変更、同じく公共事業債、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業の限度額が3,740万円から4,160万円に変更となっております。いずれも起債の方法、利率、償還の方法につきまして、変更はございません。

6ページをお願いします。

地方債補正の追加が1件ございます。公共事業等債、村道大城登又線（中城公園アクセス線）整備事業、220万円の追加につきましては、用地取得に係る経費の起債となっております。

続きまして、歳入につきまして事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

9ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、6節児童福祉費国庫補助金78万9,000円のうち、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金187万7,000円の増及び沖縄子供の貧困対策緊急事業国庫負担金292万5,000円の減につきましては、補助対象経費の変更に伴う財源組替えによるものとなっております。

8目地方道路改修費国庫補助金、3節社会资本整備総合交付金581万円の増につきましては、交付決定に伴い予算を増額補正しております。詳しい内容は歳出予算で御説明いたします。

10ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、26目総務費国庫補助金、1節社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金394万円の増につきましては、戸籍のふりがな記載における市町村長記録に係るシステムの機能整備及び関連する事務費に係る補助金の計上となっております。

28目駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金377万1,000円の増につきましては、文化財調査の追加の件費に係る補助金計上となっております。

29目地方創生交付金、3節地方創生臨時交付金（物価高騰対応重点支援（R6年国補正分）5,433万8,000円の増につきましては、令和6年分所得税確定に伴う当初調整給付の不足額に対する給付及び公立小中学校給食食材費の価格高騰に対する地方創生臨時交付金となっております。

11ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、5目教育費県補助金1,056万円の増につきましては、中学生の学校給食費を支援するための沖縄県の学校給食無償化事業に伴う補助金となっております。

続きまして、7目沖縄振興特別推進交付金312万円の増につきましては、一括交付金の変更交付に伴う予算となっております。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金1,490万3,000円の増につきましては、今回の補正予算の財源不足を補うための基金繰入金となっております。

12ページをお願いします。

23款諸収入、3項2目雑入1,129万6,000円のうち主な補正予算について御説明いたします。施設命名権（南部延伸線・東西線等）750万円の増につきましては、イオンライカムよりのネーミングライツに関する収入となっております。1年当たり150万円の5年分、750万円を計上しており、全額、伝統芸能振興基金へ積立てを行

うこととなっております。

続きまして、コミュニティ助成事業（熱田自治会自主防災会）200万円につきましては、熱田自治会の自主防災組織に対するコミュニティ助成事業決定分となります。

24款1項村債、7目農林水産債、3節公共事業等債420万円の増につきましては、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業の磁気探査業務の増額補正に伴うものとなっております。

次に歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

なお、職員の人事異動に伴う人件費の詳細説明は省略させていただきます。

15ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料690万8,000円の増につきましては、返還予定のキャンプ瑞慶覧喜舎場住宅地区の跡地利用検討業務となります。今年度は主に地権者説明会に向けた課題の整理を予定しております。

7目平和費、1節報酬5万4,000円及び8節旅費1万2,000円の増につきましては、平和の日制定に向けた検討委員会の委員報酬と費用弁償の計上となっております。

16ページをお願いします。

同じく平和費の18節負担金、補助及び交付金685万円の増につきましては、戦後80周年平和祈念事業として、村出身の比嘉太郎氏を題材とした村民劇「比嘉太郎物語」に対する補助金の計上となっております。

13目街燈設置費、14節工事請負費220万円の減額につきましては、防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業により防犯灯設置経費への充当を予定しておりましたが、防犯灯設置費が補助対象外となったことに伴う減額補正でございます。

19ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、7節報償費から次のページ12節委託料まで

の予算につきましては、健康長寿ブランドを活用した魅力発信事業、通称「きたプロ」として地域活性化を目的としての予算計上となっております。

続きまして、20ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、5目介護保険事業費、12節委託料180万4,000円の主な事業といたしまして、次ページの農業を活用した集いの場モデル事業を計上しております。内容といたしましては、介護予防等を目的として村内の医療法人と連携を行い、農業を活用した通いの場を実施していく事業となっております。

続きまして、9目臨時福祉給付金につきましては、定額減税不足額給付に伴う予算計上となっております。昨年、実施いたしました定額減税につきましては所得税の確定に伴い、不足額を追加支給する給付金の予算計上となっております。

24ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、ページ飛びまして26ページ、18節負担金、補助及び交付金342万8,000円のうち、保育士処遇事業費補助金342万円の増につきましては、保育士の処遇改善に伴う補助金の半年分の予算を追加で計上しております。

4目児童館費、18節負担金、補助及び交付金222万5,000円のうち、放課後児童クラブ支援強化事業200万円の増につきましては、村内の放課後児童クラブの施設修繕に伴う予算計上となっております。

29ページをお願いします。

5款農林水産費、1項農業費、5目農地費、12節委託料500万円の増につきましては、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業、磁気探査業務の積算額の単価入替えに伴う予算計上となっております。

32ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設

改良費、11節役務費と12節委託料の計上につきましては、主に村道大城登又線（中城公園アクセス線）整備事業内の用地取得に係る予算計上となっており、続く16節公有財産購入費の用地購入費、村道仲順屋宜原線を減額し、沖縄振興公共投資交付金内の予算内で財源組替えしております。

14節工事請負費につきましては、歳入でも説明したとおり、社会資本整備総合交付金の交付金額確定に伴い増額しております。その中で村道荻道登又線法面对策工事を優先的に行うため金額を増額しております。

33ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料44万円につきましては、みどり公園利活用に関する簡易サウンディング調査の費用となっております。民間事業者からアイデアを聞き、施設の利用活用を目的とした調査業務となっております。

34ページ以降の9款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。私からは以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

議案第33号 令和7年度北中城村一般会計補正予算（第1号）につきまして、教育費に係る分について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育費委託金26万5,000円の増については、北中城小学校が体育の研究指定校となったことによる委託金となっております。

次に歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

37ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金、補助及び交付金100万円の増額につきましては、町制施行70周年を迎える葛巻町へ村青年連合会がエイサー派遣を行う遠征費の一部として補助するものでございます。

次に38ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、10節需要費115万2,000円のうち、施設等修繕費65万7,000円の増額につきましては、中央公民館外灯の修繕及び駐車場の植樹ますを撤去するための経費となっております。

同じく38ページ、4目あやかりの杜運営費、13節使用料及び賃借料の46万2,000円の増額につきましては、先ほど副村長から債務負担行為補正の説明にもありましたが、非常灯と誘導灯の積算追加によるものでございます。

私からは以上でございます。

**○村長（比嘉孝則）**

では続きまして、議案第34号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第34号

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年6月6日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,970千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,208,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸 収 入		155,406	△4,970	150,436
	4 雑 入	155,403	△4,970	150,433
歳 入 合 計		2,213,353	△4,970	2,208,383

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		79,562	△245	79,317
	1 総 務 管 理 費	61,381	△300	61,081
	2 徴 税 費	18,052	55	18,107
5 保 健 事 業 費		62,177	△4,725	57,452
	1 保 健 事 業 費	62,177	△4,725	57,452
歳 出 合 計		2,213,353	△4,970	2,208,383

詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）  
健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

それでは議案第34号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

5 ページをお願いします。

12款諸収入、4項雑入、11目歳入欠かん補填収入497万円の減につきましては、歳出予算に対する調整額を計上したものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

6 ページをお願いします。

1款総務費、1項1目一般管理費の2節から4節につきましては、職員の異動等に係る補正でございます。

続きまして、12節27万円の補正につきましては、高額療養費制度における低所得者区分の基準見直しによる国保システムの改修費となっております。

7 ページをお願いします。

1款総務費、2項1目賦課徴収費、11節手数料5万5,000円につきましては、収納システムの更新に伴う手数料となっております。

8 ページをお願いします。

5款保険事業費、1項1目保険事業費の1節から8節につきましては、会計年度任用職員の異動等に係る補正でございます。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第35号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

### 議案第35号

#### 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について

令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年6月6日 提出

北中城村長 比嘉孝則

#### 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度北中城村水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 水道事業収益	568,827千円	0千円	568,827千円
第1項 営業収益	531,749千円	0千円	531,749千円
第2項 営業外収益	37,076千円	0千円	37,076千円

第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
<u>支 出</u>			
第1款 水道事業費用	609,958千円	568千円	610,526千円
第1項 営業費用	607,995千円	568千円	608,563千円
第2項 営業外費用	961千円	0千円	961千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「113,445千円」を「113,446千円」に、過年度分損益勘定留保資金「98,258千円」を「98,259千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	48,374千円	0千円	48,374千円
第1項 企業債	1千円	0千円	1千円
第2項 出資金	1千円	0千円	1千円
第3項 他会計からの長期借入金	1千円	0千円	1千円
第4項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第5項 国庫補助金	45,400千円	0千円	45,400千円
第6項 工事負担金	2,970千円	0千円	2,970千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	161,819千円	1千円	161,820千円
第1項 建設改良費	154,045千円	1千円	154,046千円
第2項 企業債償還金	6,773千円	0千円	6,773千円
第3項 国庫補助金返還金	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細については、担当課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは議案第35号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正の内容としましては、人事異動に

よる人件費の見直しであります。

収益的収入及び支出について、支出、1款水道事業費用、1項営業費用56万8,000円の増となっております。

3目総係費が56万8,000円の増で、内訳としまして、2節手当が26万3,000円の増で、主な内容としまして、期末勤勉手当が20万1,000円の増となっております。3節賞与引当金繰入額が20万1,000円の増、5節報酬が7万円の増で、会計年度任用職員となっております。

3 ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費1,000円の増となっております。

2 目拡張費が1,000円の増で、内訳としまして、6 節法定福利費が1,000円の増となっております。

ります。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第36号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

### 議案第36号

#### 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和7年6月6日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

#### 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 下水道事業収益	409,750千円	0千円	409,750千円
第1項 営業収益	155,695千円	0千円	155,695千円
第2項 営業外収益	254,054千円	0千円	254,054千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
<u>支 出</u>			
第1款 下水道事業費用	412,362千円	1千円	412,363千円
第1項 営業費用	385,900千円	1千円	385,901千円
第2項 営業外費用	25,461千円	0千円	25,461千円
第3項 特別損失	1千円	0千円	1千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「93,475千円」を「93,532千円」に、過年度分損益勘定留保資金「11,289千円」を「11,346千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

<u>科 目</u>	<u>既決予定額</u>	<u>補正予定額</u>	<u>計</u>
<u>収 入</u>			
第1款 資本的収入	446,840千円	0千円	446,840千円
第1項 企業債	212,000千円	0千円	212,000千円
第2項 他会計補助金	50,300千円	0千円	50,300千円
第3項 国庫補助金	168,000千円	0千円	168,000千円
第4項 県補助金	16,540千円	0千円	16,540千円
<u>支 出</u>			
第1款 資本的支出	540,315千円	57千円	540,372千円
第1項 建設改良費	426,352千円	57千円	426,409千円
第2項 企業債償還金	112,963千円	0千円	112,963千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げます。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（伊佐秀樹）**

それでは議案第36号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正については、人事異動による人件費の補正であります。

収益的収入及び支出について、支出、1款下水道事業費用、1項営業費用1,000円の増となっております。4目総係費が1,000円の増で、内訳としまして、5節法定福利費が1,000円の増となっております。

3ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、支出、1款資本的支出、1項建設改良費5万7,000円の増となっております。1目管渠建設改良費が5万

7,000円の増で、内訳の主なものとしまして、2節手当が5万7,000円の増で、内容としまして、住居手当が3万4,000円の増、通勤手当が2万2,000円の増となっております。

以上です。

**日程第12. 報告第2号 令和6年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について**

**○議長（名幸利積）**

日程第12. 報告第2号 令和6年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

では、報告第2号 令和6年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

報告第2号

令和6年度北中城村繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和7年6月6日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
2	総務管理 費	第4次住基ネット機器 更改業務	12,859,000	12,859,000				12,859,000
3	1	社会福祉 費	1,838,000	1,689,000				1,689,000
		避難行動要支援者避難 確保事業	94,990,000	86,167,000		86,167,000		
	2	児童福祉 費	4,862,000	4,862,000				4,862,000
7	2	道路橋梁 費	25,000,000	25,000,000		20,000,000	4,500,000	500,000
		村道仲順屋宜原線調査 測量設計業務	7,612,000	7,612,000		6,022,000	1,200,000	390,000
		北中城小学校地区交通 安全施設工事	87,338,000	87,338,000		69,870,000	16,000,000	1,468,000
		村道荻道登又線法面 対策工事	1,150,000	1,150,000		920,000		230,000
	2	小学校費	8,220,000	7,975,000				7,975,000
		島袋小学校浄化槽移設 付帯工事						

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	その他	
9 教育費	3 中学校費	中学校教師用教科書・ 指導書購入事業	3,450,000	3,397,000				3,397,000
	5 社会教育 費	歴史まちづくり計画策 定事業	2,926,000	2,926,000		2,255,000		671,000
合計			250,245,000	240,975,000		185,234,000	21,700,000	34,041,000

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第13. 報告第3号 令和6年度北中城村事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第13. 報告第3号 令和6年度北中城村事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第3号 令和6年度北中城村事故繰越し繰越計算書の報告についてでございます。

報告第3号

令和6年度北中城村事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、本議会に報告します。

令和7年6月6日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳			説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国県支出金	その他		
7	土木費	2 道路橋 梁費	村道荻道登又線 整備事業	93,006,000	0	93,006,000	1,404,000	94,410,000	16,700,000	69,600,000	8,110,000	天候不良により、年度内の事業完了が困難となったため

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第14. 報告第4号 令和6年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第14. 報告第4号 令和6年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第4号 令和6年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

報告第4号

令和6年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項に基づき繰越しましたので、同条第3項の規定により報告します。

令和7年6月6日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

単位：円

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	喜舎場ポンプ場 機械設備（機器・弁・配管） 更新工事	77,770,000	31,108,000	46,662,000	36,000,000	10,662,000	0	0	資材入手困難による

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第15. 報告第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第15. 報告第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

では、報告第5号 令和6年度北中城村下水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

報告第5号

令和6年度北中城村下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項に基づき繰越しましたので、同条第3項の規定により報告します。

令和7年6月6日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

令和6年度北中城村下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

単位：円

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 に係る繰越 を要するた な卸資産の 購入限度額	説明
						国庫補助金	損益勘定 留保資金 企業債			
1 資本的支出	1 建設改良費	・公共下水道島 袋污水枝線工事 (第33工区) ・現場技術業務	116,111,000	0	116,111,000	58,055,000	58,056,000	0	0	・入札不調に 伴う繰越

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第16. 同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第16. 同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

では、同意第3号 北中城村教育委員会委員の任命についてでございます。

同意第3号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字和仁屋  
氏 名 崎濱陽子  
生年月日 昭和38年生

令和 7 年 6 月 6 日 提出  
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村教育委員 安和淳一氏の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 日付けで教育委員を任命するため。

崎濱氏の略歴書については別添にございますので、お目通しのほうお願いいたします。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第 39 条第 3 項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第 3 号 北中城村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第 3 号 北中城村教育委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第 17. 発議第 1 号 北中城村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第 17. 発議第 1 号 北中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○9 番（上間堅治議員）

それでは読み上げて提案いたします。

発議第 1 号

北中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月6日

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提案者

北中城村議会議員  
上 間 堅 治

賛成者

北中城村議会議員  
喜屋武 すま子  
川 上 龍 太  
比 嘉 正 志  
山 田 晴 憲  
比 嘉 悟  
喜屋武 功  
平安山 和 美  
伊 集 守 吉  
大 城 律 也  
比 嘉 義 弘

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、本条例で引用する条文に改正が必要となること及び刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役刑及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

#### 北中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

北中城村議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年北中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(定義) 第2条 省略 2～9省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番	(定義) 第2条 省略 2～9省略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 省略

第3条～第11条 省略

（利用及び提供の制限）

第12条 省略

2～4 省略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで\_\_\_\_\_の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる既定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、

号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11～13 省略

第3条～第11条 省略

（利用及び提供の制限）

第12条 省略

2～4 省略

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる既定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、

		番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項 及び第2項	番号利用法第19条

第13条～第16条 省略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

（1）次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 省略

（2）省略

（3）省略

3 省略

（開示請求権）

		番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項 及び第2項	番号利用法第19条

第13条～第16条 省略

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

（1）次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ 省略

（2）省略

（3）省略

3 省略

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、                    自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年若しくは、成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下                    「代理人」と総称する。）は本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下                    「開示請求」という。）をすることができる。

第19条～第26条 省略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 省略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

（1）省略

（2）省略

3 省略

第28条～第30条 省略

（訂正請求権）

第31条 省略

2 代理人は本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下                    「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手続）

第32条 省略

2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下                    「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがで

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年若しくは、成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

第19条～第26条 省略

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 省略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定                    に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

（1）省略

（2）省略

3 省略

第28条～第30条 省略

（訂正請求権）

第31条 省略

2 代理人は本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

（訂正請求の手続）

第32条 省略

2 省略

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることがで

きる。

第33条～第37条 省略

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下\_\_\_\_\_「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下\_\_\_\_\_「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

第39条～第46条 省略

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

きる。

第33条～第37条 省略

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 省略

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 省略

第39条～第46条 省略

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定\_\_\_\_\_その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第49条～第52条 省略

(罰則)

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第49条～第52条 省略

(罰則)

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 北中城村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例に

ついてを採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。発議第1号 北中城村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

日程第18. 決議第4号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する抗議決議

○議長（名幸利積）

日程第18. 決議第4号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

決議第4号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する抗議決議。

決議第4号

米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月6日提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

上 間 堅 治

賛成者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子  
川 上 龍 太  
比 嘉 正 志  
山 田 晴 憲  
比 嘉 悟  
喜屋武 功  
平安山 和 美  
伊 集 守 吉  
大 城 律 也  
比 嘉 義 弘

### 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する抗議決議（案）

去る5月13日午後4時頃、米軍普天間飛行場所属のUH-1多用途ヘリコプターが、定期訓練中に重さ約18キロのアクセサリーギア・バッグを、本部半島北側の上空から名護市と今帰仁村の境界付近の陸上へ落下させた。

今回の事故による被害は確認されていないが、今なお村民及び県民の生命財産が脅かされている状況が改めて浮き彫りになった。

本村上空は普天間基地への飛行コースで落下物事故は1993年、1995年に起きており、それ以降も幾度となく県内での落下物事故は後を絶たない、これまでも米軍機事故等が発生する度に実効性のある再発防止策を講じるよう要請しているが改善には至っておらず、村民及び県民は日々危険と隣合わせの生活を余儀なくされている。村民及び県民の望む安全・安心のある暮らしはほど遠いと言ってよい。

よって、本村議会は村民及び県民の尊い生命・財産及び安全・安心な生活を守る立場から米軍機による落下物事故に対し強く抗議すると共に下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

#### 記

1. 日米両政府による事故原因究明と再発防止策を講じ公表すること
2. 早急な普天間基地の閉鎖と撤去を求める
3. 日米地位協定の改定を求める

以上、決議する。

令和7年（2025年）6月6日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、  
在沖米海兵隊太平洋基地司令官、在沖米国総領事

以上です。

**○議長（名幸利積）**

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第4号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する

抗議決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

**○議長（名幸利積）**

起立全員です。決議第4号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する抗議決議については可決されました。

**日程第19. 意見書第2号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する意見書**

**○議長（名幸利積）**

日程第19. 意見書第2号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

意見書第2号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する意見書。

**意見書第2号**

米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月6日提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

上 間 堅 治

賛成者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

川 上 龍 太

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功

平安山 和 美

伊 集 守 吉

大 城 律 也

比 嘉 義 弘

#### 米軍普天間飛行場所属UH-1 多用途ヘリコプターの落下物に対する意見書（案）

去る5月13日午後4時頃、米軍普天間飛行場所属のUH-1 多用途ヘリコプターが、定期訓練中に重さ約18キロのアクセサリーギア・バッグを、本部半島北側の上空から名護市と今帰仁村の境界付近の陸上へ落下させた。

今回の事故による被害は確認されていないが、今なお村民及び県民の生命財産が脅かされている状況が改めて浮き彫りになった。

本村上空は普天間基地への飛行コースで落下物事故は1993年、1995年に起きており、それ以降も幾度となく県内での落下物事故は後を絶たない、これまでも米軍機事故等が発生する度に実効性のある再発防止策を講じるよう要請しているが改善には至っておらず、村民及び県民は日々危険と隣合わせの生活を余儀なくされている。村民及び県民の望む安全・安心のある暮らしはほど遠いと言ってよい。

よって、本村議会は村民及び県民の尊い生命・財産及び安全・安心な生活を守る立場から米軍機による落下物事故に対し強く抗議すると共に下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

#### 記

1. 日米両政府による事故原因究明と再発防止策を講じ公表すること
2. 早急な普天間基地の閉鎖と撤去を求める

### 3. 日米地位協定の改定を求める

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年（2025年）6月6日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）、  
外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第2号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対す

る意見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第2号 米軍普天間飛行場所属UH-1多用途ヘリコプターの落下物に対する意見書については可決されました。

#### 日程第20. 意見書第3号 戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書

#### ○議長（名幸利積）

日程第20. 意見書第3号 戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

平安山和美議員。

#### ○5番（平安山和美議員）

意見書第3号 戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書。

意見書第3号

戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年6月6日提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

平安山 和 美

賛成者：北中城村議会議員

喜屋武 すま子

川 上 龍 太

上 間 堅 治

比 嘉 正 志

山 田 晴 憲

比 嘉 悟

喜屋武 功

伊 集 守 吉

大 城 律 也

比 嘉 義 弘

戦後80年の節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書（案）

2025年8月15日、日本は戦後80年を迎える。1945年の沖縄戦では、住民を巻き込んだ激しい地上戦が行われ、当時の県民の4分の1に当たる約20万人が犠牲となった。戦後、沖縄は本土から切り離され、27年間の米軍統治を経て1972年に本土復帰を果たした。しかし、現在に至るまで、国土のわずか0.6%しかない沖縄に在日米軍基地の約70%が集中し、不平等な負担が続いている。

日本の安全保障の在り方は様々な議論があるが、現状として日米安保体制を基軸としており、国民の約9割がその有用性を認識している。であるならば、憲法の「法の下での平等」に照らして、安全保障の負担は全国で公平に分担されるべきである。沖縄の基地負担軽減は、1996年の日米両政府によるSACO合意に基づき進められてきた。SACOが設置される際には「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきである」との基本理念が掲げら

れていた。

戦後80年という節目にあたり、この理念に立ち返り、負担の公平化を実現するための法整備が必要だと考える。その第一歩として、沖縄県民の民意を尊重しながら、基地の整理・縮小を国の責任で進める「沖縄基地縮小促進法（仮称）」を国会で制定することを強く求める。

また、その法律に基づき沖縄の基地整理縮小を進める中で、安全保障上の代替施設が国内に必要とされる場合は、憲法の規定に則り、特別法の制定など公正かつ民主的な方法で解決すべきである。

沖縄を含むすべての国民が平等に安全保障の責任を担うことこそ、持続可能な日本の安全保障体制の基盤となり、日本のみならず、インド太平洋地域および国際社会の平和と安定、繁栄に貢献すると考える。よって、本村議会は下記の通り要請する。

#### 記

1. 沖縄県民の民意を尊重しながら、基地の整理・縮小・移転などの負担軽減を国の責任で進める「沖縄基地縮小促進法（仮称）」を国会で制定すること。
2. 1の法に基づき、沖縄の基地整理・縮小によって代替施設が必要となる場合は、憲法第41条、92条、95条に基づき、特別法を制定するなど、公正かつ民主的に解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）6月6日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、  
内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ます。

これから意見書第3号 戦後80年の節目に  
沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意  
見書についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の  
方は御起立を願います。

(賛成者起立)

**○議長（名幸利積）**

起立全員です。意見書第3号 戦後80年の  
節目に沖縄の基地負担軽減のための法整備を求  
める意見書については可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時24分 散会

## 令和7年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年6月9日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年6月9日 午前11時27分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長			
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第2号

令和7年6月9日（月曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第29号	北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第30号	北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第31号	北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について	質疑、委員会付託
4	議案第32号	北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
5	議案第33号	令和7年度北中城村一般会計補正予算（第1号）について	〃
6	議案第34号	令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	〃
7	議案第35号	令和7年度北中城村水道事業会計補正予算（第1号）について	〃
8	議案第36号	令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算（第1号）について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第29号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第29号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第29号 北中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第30号 北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第30号 北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(名幸利積)**

異議なしと認めます。議案第30号 北中城村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

**日程第3. 議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について**

**○議長(名幸利積)**

日程第3. 議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(名幸利積)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定については、総務厚生常任委員会に付託します。

**日程第4. 議案第32号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

**○議長(名幸利積)**

日程第4. 議案第32号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(名幸利積)**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(名幸利積)**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(名幸利積)**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(名幸利積)**

異議なしと認めます。議案第32号 北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

**日程第5. 議案第33号 令和7年度北中城村一般会計補正予算(第1号)について**

**○議長(名幸利積)**

日程第5. 議案第33号 令和7年度北中城村一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

それでは質疑させていただきます。

14ページ、2款1項1目8節旅費32万6,000円の詳細について説明をお願いします。

もう1点、26ページ、3款2項2目18節負担金、補助及び交付金です。保育士処遇事業費補助金についての説明も併せてよろしくお願ひします。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

まず旅費に関してですが、7月14日に葛巻町70周年記念式典がございます。葛巻町のほうから村長及び議長に招待がございます。この旅費として村長と随行者1人の旅費を計上してございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

こども未来課長。

**○こども未来課長（喜納啓二）**

私からは26ページです。3款2項2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金についての保育士処遇事業費補助金についてでございます。この事業につきましては、保育士に対しまして月5,000円の補助をする事業でございまして、当初予算、3月議会でも御質問いただきましたけれども、10月以降のものにつきまして今回計上しているものでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

2款1項1目8節ですか、お話を伺いました。本件につきまして私3月議会の一般質問の中で、ぜひ、今年は記念の年であれば、物産展、人事交流等、あとは私が質問の中で山村留

学とか、それから小中高生のリモート交流といひますか、そういったこと。官民一緒になって友好親善できるような、商工会等々、各種団体も含めて、ぜひそういった方向での今後の計画、お考えがあるかどうか。

もう1点、26ページ、3款2項2目18節の補助金について伺いました。この件につきまして、けんけんがくがくございました。詳細につきまして、今日も傍聴で関係者の方がいらっしやっているみたいです。対象施設の皆さんにどのような形で、丁寧にしっかり説明されるかどうか、その2点をお聞かせいただけませんか。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

今回の葛巻町への旅費に関しましては、あくまでも葛巻町の70周年記念式典への参加でありますので、山村留学とか子供たちの交流についてお話をする場ではないと考えています。もし、その担当は教育委員会であり、そういった担当の者がいるようであれば、そういったお話をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

こども未来課長。

**○こども未来課長（喜納啓二）**

私のほうからは保育士処遇事業についての事業者への説明についてでございますけれども、3月議会でもお伝えしましたとおり3月7日付で村の認可保育所施設長宛に通知した内容の一部撤回という形でお知らせしていたところでございますが、その後の動きといたしましては、先月、5月に特定教育・保育施設長、認可園の先生方、施設長の方々にお集まりいただいて会議を開催いたしまして、その中で改めて今回の補助金の経緯を説明させていただいた後に、6月議会において補正を計上して議会の承認を求めていきますということの説明は行っていると

ころでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

1点目の特別旅費の件につきましては、恐らく限られた時間かと思いますので、質疑等に無理があるか分かりませんが、本件につきましては事務方、村長もお分かりだと思っておりますけれども、故人になられた上原清善先生が、ぜひとも北中城村と葛巻町と未来永劫に友好親善ということで熱い思いで姉妹都市の締結に至った経緯があるかと思っております。今後の許された時間の中で、故人になられていますけれども、亡き上原清善先生の思いもお考えいただいて、今すぐとは言いませんが、ぜひともその辺、御検討、お考えのほどを。もちろん行政の皆さんが一生懸命やられていることは承知しております。官民一体となって経済交流等も含めて、ぜひとも成就いただければありがたいと思っております。

2点目の課長のほうから説明がございました。本件につきましては申すまでもございません。今、国政のほうでもけんけんがくがくしています。少子高齢化といいますか、少子化が大変危惧されております。本村におきましても子供たちは未来永劫に村の宝です。ぜひとも子供たちをお預かりになる対象施設の皆さんが大変な御苦勞、御努力をされていることは皆さん承知おきしているかと思っております。村の宝でもありますので、大変な御苦勞をおかけしている対象施設の皆さんにも行政への責務として、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っておりますが、その辺御答弁いただけましたら。

**○議長（名幸利積）**

こども未来課長。

**○こども未来課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

山田議員がおっしゃるように村の子供たちへ

の政策というのは、こども未来課を設立した以上しっかりと責務を果たしていきたいと考えております。今回の施設への処遇改善事業につきましても、間接的に子育てを推進する上でとても重要な補助金であろうという認識は持っておりますので、引き続き各園との意見交換をしながら、今後の在り方については検討していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

山田議員の御質疑にお答えします。

今回の出張につきましては、葛巻町の町制70周年ということで御案内受けまして伺いますけれども、上原清善さんとの思いについては、上原先生の姉妹町村締結についてのいきさつは存じているつもりです。ただ、葛巻町と私たちの北中城村は環境が違うから交流も面白いかもしれませんが、なかなか交流については、例えば物産交流とかへ行きますと、我々の物産も向こうで交流するのに品数が少ないということがございまして、向こうとの対等な交流という言い方は変かもしれませんが、我々が向こうに出展する機会がそんなになかったものですから。ただ、今回の町制施行70周年記念で我々がその話をできるかどうか分かりませんが、ただ、交流についてはずっとずっとこれから継続してまいりますので、これからいろんな交流、これは少年野球の交流から始まったと思います。そこから少年野球の交流が可能なのか、それとも職員の交流、あるいは村民の交流、そういったことが可能なのかこれから模索してまいりたいと思っております。ただ、今回の出張のほうで向こうの幹部とその話ができる機会があるかどうか分かりませんが、交流については上原清善さんの思いを酌んでしっかりとこれからも継続してまいりたいと思っております。環

境によっては定期的な交流になるかもしれませんが、しかし、今のところ私たちとしては定期的な交流というのは予算上も措置していませんし、また話合いの場についてたこともございませんので、これからまたしっかり検討してまいりたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑はありませんか。

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

4点ほどお願いします。

16ページ、2款1項7目平和費、18節負担金、補助及び交付金、村民劇「比嘉太郎物語」補助金685万円の内訳と、開催日はいつ頃を予定しているのかお聞かせください。

同じく16ページ、2款1項10目防災諸費、18節負担金、補助及び交付金、自主防災組織補助金55万円、どの自治会への補助金なのか。

20ページ、3款1項3目老人福祉費、12節委託料、きたプロ100年時代交付金、説明の中では地域活性化と聞いたんですが、もっと詳しい内容を教えていただきたい。

33ページ、7款3項1目都市計画総務費、12節委託料、渡口みどり公園のサウンディング調査の内容を教えていただきたい。

以上4点お願いします。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

悟議員の御質疑にお答えします。

まず内訳ですが、細かくなるのでざっくりと説明させていただきたいと思います。村民劇「比嘉太郎物語」にかかる費用、技術経費としまして照明費、音響費、舞台美術道具費、映像制作費、技術コーディネーター料、技術制作人件費などがございまして、およそ400万円弱。あとは出演される方への脚本、演出、音楽プロデューサー費、制作業務の庶務だったり会計を行

う者の人件費、あとは広告代、これは印刷製本費になると思いますが、チラシ、プログラム、台本ですね。そういったものを含めて685万円の見積りが出ています。

開催時期につきましては、11月の後半、二十何日でしたか、23日とかその辺ぐらいだと記憶していますが、予定してございます。

16ページの防災費に関してですが、55万円の補正、これは喜舎場地区が自主防災組織を立ち上げましたので、それに伴う費用として計上してございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（安次富規昭）**

比嘉 悟議員の御質疑にお答えします。

20ページ、3款1項3目12節委託料、きたプロ100年時代交付金ということの内容についてですが、この交付金につきましては公益財団法人地域社会振興財団のほうに今年1月に交付申請しまして、3月末に内示が下りたものとなっております。歳入にも組んでおりますが、今現在観光協会のほうに運営を委託しておりますきたなかぐすく芸能プロダクション、略してきたプロの運営に係る事業を公益財団法人のほうから交付金をいただきまして事業を実施するものです。事業としましては、19ページの7節報償費から10節需用費、12節委託料ということで合計、歳出としては196万円、歳入は123万6,000円の事業となります。この事業については交付申請の中でも健康長寿ブランドを生かした、きたプロ魅力発信事業ということで、高齢者をタレント化して、そのタレントを活用して村の健康長寿をPRしていこうという事業になります。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

それでは私のほうから33ページ、12節委託料の渡口みどり公園利活用検討に係る簡易サウンディング調査業務についてお答えいたします。

これはP a r k－P F Iの導入を考えておまして、民間事業者に対してP a r k－P F I、参加の意向などどういった条件で対応ができるかなど、その場の魅力も含めて聞き取り調査を行うという内容となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

最初の比嘉太郎物語のほうから、開催場所はどちらで予定しているのか。

あと自主防災組織、喜舎場から届出が出ているけれども、村では8番目になるのかの確認です。

20ページのきたプロの交付金は理解しました。

33ページの委託料、サウンディング調査、これは自治会から要請があつての調査なのか。お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

開催日につきましては、11月22日土曜日と23日日曜日、土曜日が18時からの公演で、日曜日が14時からの公演予定でございまして、北中城村の中央公民館で開催を予定しています。

それと喜舎場地区の自主防災組織は村内で8番目の自主防災組織の設立になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

私のほうから、渡口みどり公園のサウンディング調査ですけれども、特に地域から意見があるということではないんですけれども、我々として何かいい活用の仕方ができないだろうか。

例えばキャンプ場として整備ができれば活性化するとか、多くの方に利用いただけるということができないのかというものを想定しながら、P a r k－P F Iとして活用のめどがあるのかというのを確認したいというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

比嘉太郎物語だけ1件お願いします。

あと5か月ぐらいで11月ですよ。これから間に合うのか。平和費で戦後80年のイベントだと思うんですけども、発表するなら慰霊の日前後には発表して11月に間に合わせるという予定でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

議員おっしゃるとおり11月の後半ですので、そこに間に合わせるための突貫工事をこれからやらないといけないと思っておりますので、そこに傾注してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

15ページ、2款総務費、7目平和費の報酬と旅費についてお伺いしたいと思います。

旅費については御説明をお願いしたいと思います。

まず1節の報酬ですけれども、平和の日検討委員会を設置するということですが、この委員のメンバーは何名なのか。どういった方々なのか。そして答申はいつ出るのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

構成員についてですが、村史編さんの委員長をされている大城盛光先生を中心に4人で委員会を組織したいと考えてございます。また、答申につきましては、まだ委員会を実際に開催してございませんで、いつ答申されるかは未定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これは議員の何名かからも平和の日の制定について出されていますので、早急にやっていただきたいと思っております。今年は戦後80年ということもありますので、そこら辺を早めにやっていただければと考えております。

今、大城盛光先生のお名前が出ましたけれども、やはり学者も入れてほしいと考えております。例えば石原昌家先生とか仲地博先生とかは専門家でありますので、こういった方も、既に決められていたらそれは仕方のないことですが、一応提案しておきたいと思っております。

そしてそれはどういう日に制定をするのかというのがあると思うんですけれども、村当局としては、例えば県と同様に6月23日であるとか、あるいはまた別の日を考えているのか。それを考えて検討させたいのか。あるいは委員の皆様々に任せてやっていくのか。私としてはそれをお願いしたいと思っております。過去も考えるのも大事ですけれども、やはり未来志向で、ミサイルであるとか世界中が本当に危機的状況になっております。私としましては、やはり未来志向でこれからの平和運動の起点として考えるべきではないのか。二度と沖縄を戦場にはいけないという強い決意をもって、例えば平和を守る村民の日の制定の日を押さえるとか、あるいは教育の日、特に平和教育というのは大事ですね。

平和と教育がないともう戦争で全部潰されていきます。私たちは平和の村、そして教育を大事にし、文化を大事にするという意味からもそれを平和の日と同じように定めるか。あるいは平和を守る北中城村民の日を制定した日ですね、それを押さえるとかも一つの方法ではないかと私は考えておりますけれども、村のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

喜屋武すま子議員の御質疑にお答えいたします。

基本的にはまっさらにしてそれを話し合いたい。ただ資料として、我々は判断材料として村史等から戦争、あるいは平和等に関する資料を提供して、そこからいろいろ提案してもらって、多分相当な月日が、あるいは記念する日が提案として出てくると思っておりますので、私たちが誘導するというよりも、まずは資料提供から始まって提案してもらって、それからそこから選定していくと、そういう手法になるのかなと思っております。ただ、まずは委員の皆さんを集めて、委員の皆さんからの意見も聞いてまいりたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これも大事でしょうし、やはり村の考え方というのをしっかり委員の皆様にお知らせして、それを踏まえた検討委員会にさせていただけたらと思っております。

それから委員の費用弁償についてどういった内容なのかをお聞きしておりますけれども、答弁がないのでよろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほど人数を申しましたが、4人に対して費用弁償、これは構成相当額ですね、1,000円の3回ですので1万2,000円となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは質疑いたします。

16ページです。先ほどからあります比嘉太郎物語への補助金ですが、金曜日に説明がありましたけれども、そこではまだ実行委員会が立ち上がっていないという話でもありました。我々北中城村には各種団体の事業に対する補助金交付規定というのがあります。この規定に沿っての交付決定なのか。

あと、大分前から計画されていて、今相当進んでいるようですけれども、なぜ補正で出てきたのか。当初予算で出てこなかったのかということ。

あと685万円の支出ですけれども、さらに費用がかかった場合どういうふうに対応するのか。それと財源は多分でその他のということになっていますので、ふるさと納税だろうと考えられますけれども、ふるさと納税で北中城村は寄附指定分野というのを8項目つくっています。その8項目の中のどれに該当するのか。この比嘉太郎物語をつくるに当たってですね。よろしくをお願いします。

16ページ、2款1項13目街燈設置費、14節工事請負費ですけれども、副村長から説明がありましたもう一度詳しくをお願いします。

続いて19ページ、3款1項3目老人福祉費、報償費、需用費、委託料です。先ほども申しましたが、きたプロ100年時代交付金ですか、それに充てられていますけれども、当初予算では一括して委託費、委託料という形でやっていたけれども、今回委託料も入っていて、また

報償費、需用費等も入ってきています。こういったプロダクションでやるときには全部委託して、報償費とかも含めての委託費用なのかなと思っと思っていますけれども、この辺はなぜ報償費、需用費が出てきて、また委託料も増減があるのかというのが分からないんですけれども、この辺の説明をお願いします。

続いて26ページ、3款2項2目18節負担金、補助及び交付金の先ほどもありました保育士処遇事業ですけれども、この事業の中には2つ事業がありまして、保育所からの要請も2件、今答弁された毎月5,000円の補助の分と、また看護師の配置のための補助金というものもあったんですけれども、ここが入っていない。我々のお願いというか要請で、いろいろけんけんがくがくやっていたのは、そういった2つの事業が入ってほしいという形で私どもも委員会で話をしました。村長も課長も、多分私のイメージではその2つを含めてやってくれるだろうなと取っていたんですけれども、その1つが入っていない。その理由をよろしくをお願いします。

それと34ページ、9款1項2目11節役務費の車検のためのマイクロバスの印紙代、自賠責保険ということで計上されていますけれども、この項目で車検のための車検整備費用が入っていない。車検整備費用も入っていないのになぜ印紙代とか自賠責が出てくるのか。この辺も詳しく説明をお願いします。

続いて37ページ、9款5項1目18節負担金、補助及び交付金、青年連合会補助金100万円の補助でありますけれども、今青年連合会でも資金造成活動を行っているようです。連合会からの要請金額は幾らなのか。また、この金額と補助金に差があればその理由をお聞かせください。

最後に40ページ、9款6項3目18節負担金、補助及び交付金、物価高騰分給食費の補助金ですけれども、当初予算で同じ交付金を活用して1,579万1,000円計上されました。今回も975万

4,000円上乗せされて、合計2,500万円余りこの物価高騰分補助金で給食費という形でやられています。でも、令和6年度の予算では420万円ぐらいしかこの物価高騰のために補助金を充てられていない。6倍ぐらいですか、このぐらい補助金で賄うということは相当金額に差があるのかなと思っていて、この辺の積算根拠をよろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

議員御指摘のとおり補助金団体はその他村長が認めるものという項目の中で対応していける実行委員会をつくりたいと思います。

それと当初予算で計上できなかったというお話、なぜ補正になるかと。その当時、予算編成する段階では脚本自体ができていませんでした。比嘉太郎会の中で話を進めていく中で脚本ができたため補正対応という形を取らせていただきました。

685万円が増額するとどうなるかと、まず今時点で各種団体からの、申し訳ない各団体ではなくて各個人からも寄附したいということで申し入れがありますので、まずはそういったほかから集められるお金を集めて、足りない分をそれで補っていいこうということを考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

上間議員の御質疑にお答えいたします。

ただいまの比嘉太郎物語の財源ですが、議員

おっしゃるとおりふるさと応援基金を検討しております。中身については、その他村長が認めるものということで検討しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

続きまして防犯灯の件に関しましては、当初予算を組む段階では防犯灯・防犯カメラの設置希望調書が内閣府のほうからございました。その時点で更新、新規設置も検討事項に入ってございました。その結果、県内自治体からの要望を集めた結果、要望が非常に多く出て沖総局としては縮小するという事になり、防犯カメラの更新が認められておりません。新規設置は可能で、当時の見積りで新規設置に約200万円かかることから、まずこちらでは新規設置に関しては要望しない。その後、防犯灯のみ要望する考えで予算をそのまま計上しておりましたが、予算要求が終わった後の12月25日に防犯灯設置補助ができなくなったとのメールがあったことから、そのことを確認できていなくそのまま予算計上をしていたため、予算減額するものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

上間議員の御質疑にお答えします。

20ページ、3款1項3目12節委託料、きたプロ100年時代交付金の委託料についてですが、当初予算では40万9,000円の委託料を組んでおりますが、これはきたプロの運営自体を今現在観光協会のほうに委託しております。今回この交付金申請の中での委託料については、このきたプロ専用のホームページの作成と、あとウェブ用の写真であるとか映像関係を撮影するための委託料となりますので、全く別物となり

ます。

加えて全ての業務を委託料にできなかったかということですが、当初それを想定しておりましたが、当該交付金の条件としまして、交付支給できる範囲内のものがありまして、委託料は50%未満というのがあるので、やむを得ず報償費であったり需用費であったりというものを分けて計上することになりました。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

こども未来課長。

**○こども未来課長（喜納啓二）**

私からは26ページ、保育士処遇事業費補助金についての御質疑でございます。今回の補正につきましては先ほど答弁いたしましたとおり、保育士処遇、月5,000円の処遇に対する10月以降の分の予算計上でございます。御質疑によりましては看護師配置事業につきましては既に現予算がございますので、それをもって今年度の実施をもう既に行っておりますので、今回の補正計上は行っていないというところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（平田清徳）**

上間堅治議員の質疑にお答えします。

34ページです。マイクロバスの車検代が入っていないということですが、34ページ、10節需用費の修繕費ですね、その中に車検の整備費を予定しております。

あと40ページ、18節負担金、補助及び交付金についてですけれども、当初予算で1,579万1,000円を組んでおりました。4月に入ってから給食協会のほうから米の売渡価格というのがあるんですけれども、それが約48%ぐらい値上げで、10キロで2,000円ぐらい値上げするということで、それ以外にもいろいろなもの

がありしております、給食調理場のほうとしては大変厳しいという声がありましたので、物価指数を掛けてこの金額を算出しております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（新垣理衣子）**

私のほうから37ページ、9款5項1目18節、村青年連合会活動費補助金の青年連合会からの要請額等についてですけれども、青年連合会から要請文をいただきまして、その内容の中に明確な要請金額は幾らですというのはなくて、連合会も資金造成等で努力しますので、一部助成していただきたいという内容でした。ですので、おおむね交通費に200万円程度かかるということでしたので、その半額を補助しようということで今回の補助金になっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

それでは再質疑します。

比嘉太郎物語ですけれども、補助金は村長が認めるということでありまして、これはシルバー人材センターのときにも私、話ししたんですが、まだ役員体制も整っていない団体にこういった大きなお金を出すのか。本来ならまだ立ち上げていなかったら予算とかそういったものはつukれないはずなので、しっかり最低限でも役員体制を整えてからそういった人たちが役員をやっていますということで補助団体という話だと思ふんです、私は。だからその辺、みんな村の補助は村長の一存という話になってしまうと、全部が全部村長の一存でやってしまう。ふるさと納税から出すのでも村長の一存といふように話していますけれども、ふるさと納税で8つ、先ほど言いました。それは村長の一任というのは抜かしての8つです。ふるさと納税の3

つの大きな意義ということで、第二に人を育てて自然を守る、地方の環境を育む支援になりますということです。寄附する側に対しては。じゃあ我々はそれに対して使いますということです。だからこの8つの項目分野を使ってやっているということです。村長の一任というのは、私の捉え方はこの8つの分野ではできないから、考えきれないから、村長の一任でこの8つの分野に入れてください、使ってくださいという考えだと思うんです。今の話だと、村長の一任だったら人件費でも使っているのか。今度クリーンセンターで相当お金を使うんだけど、この辺にも使っているのか、村長の一任だから。そういう話になってくるとちょっとおかしい話だと思うんですよ。その辺をもうちょっと整理させてください。もう少し詳しくお願いします。

あと、防犯灯のほうは了解しました。予算関係でということなのでこれは仕方ないだろうと思っています。

19ページのきたプロのほうですけれども、これも承知しました。新しく補助団体、今までとは違う新しい手法で補助をもらってきて、大分考え方もよくなってきているなと思っていますので、しっかり相手方から、これはどうなっているのかと言われなような体制づくりをしながらよろしくお願ひいたします。

続いて、処遇事業ですけれども、これは私ちょっと勘違いしていました。今まで既存であったというのは5,000円の半年分は既存であるよという意味合いだと思ったんですよ。看護師の補助も入っている予算ということでよろしいですか、確認です。お願いします。

あとマイクロバスの件もしっかり何に使うのかというのが分からないと我々も予算を見れないので、ただの修理なのか車検のためなのかというのもしっかりやってください。あと、なぜマイクロバスが、今まで教育委員会は、幼稚園

で使っていたスクールバス、中学校はしまバスというふうに使っていますけれども、今回マイクロバスという話が出ています。マイクロバスは総務課が今まで使っていたものじゃないのかと思うんですけども、なぜ教育委員会がこれを使ってやるのか、この辺の説明をお願いします。

それと物価高騰の部分も私一般質問を出していますので、そこで少しやりたいと思っていますので、再度質疑した部分、特に比嘉太郎物語の部分に関しては賛成ではありますけれども、予算の使い方、予算の出し方というのがいつも私違うんじゃないかということを行っています。この辺をしっかりと説明をもらいたい。ただ村長の一任、村長の一存だけじゃなくて。その辺をよろしくお願ひします。

#### ○議長（名幸利積）

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

比嘉太郎物語については、まず、実行委員会は私たちがつくります。その実行委員会をつくる前に準備委員会というのを二、三回持っています。当初予算に組みなかったのはちゃんとしたものがしっかりしていなかったから。ただ、今は準備委員会もできて、これから役員体制も決めようという状況に来ていますので、まずは戦後80年、それからハワイ移民、ハワイ2世の方は比嘉太郎さんですから、移民125周年に当たりますのでそういう時期的なもの、あるいは記念すべき年でございますので、ぜひこれは実現させたいという思いがありました。当然、補助金を交付する際には、相手方、補助交付先についてはしっかりと体制が要求されるわけでございますので、私たちがこの補助金の交付申請につきましては、あるいは交付につきましてはしっかりと体制ができてから審査して補助金の交付を決定したいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

上間堅治議員の御質疑にお答えいたします。

ただいまのふるさと納税の財源のことについてでございますが、その他村長が認めるということの、それで今納税の充当を考えているところですが、例えば今回の村民劇をすることによって平和であることを発信できるとか、かつての偉人の方に感謝の意味を発信できるとか、また子供たちを含めて村民全員がそういったものの意義を確かめ合って村の機運を高めていくようなことで、トータルとして大きい目で見ただいて、その他村長が認めるものと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

今回計上しているマイクロバスにつきまして、総務課のほうで前まで持っていたマイクロバスがあるんですけども、そのバスを教育委員会のほうで管理するというので計上しております。その理由としまして、これまでスクールバスがたびたび止まることがあって、その場合にバスを止めないためにということでどうにか工面して歩かせていたんですけども、総務課のほうで新しいバスを買って、マイクロバスを処分するというのでしたので、教育総務課のほうで管理するというので計上しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

私のほうからは保育士処遇事業費についての再質疑でございますけれども、4月1日時点におきましては、保育士処遇については半年分の予算が確保されていまして、まずはそこを半年分執行していると。

看護師配置事業につきましては、昨年度実績を基に今年度の事業予算が既に確保されているというところで、1年分もう既に、4月1日から実施している状況でございますので、今回の補正を認めていただきましたら、今年度分の両事業の実施が可能と考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

最後に2点、比嘉太郎物語、村民劇ですけども、ふるさと納税、私はしっかりこの3分野どこにやっているのかというのを明確にやらないといけないんじゃないかと思っています。せっかく他県から寄附されて、こういう項目で我々は使いますというふうにやっていますので、その辺をしっかりと明確にしてから、トータルのにどうだかこうだかと言ってしまうと、全部が全部勝手に使われてしまうようなイメージも危惧されますので、この辺はしっかり考えながらよろしくをお願いします。

あと最後にマイクロバスですけども、もう危ないから、故障もするからマイクロバスを換えるという話だったと思うんですよ。中学校バスも含めて、使えるんだったらもっと使おうという話になりませんか。総務課の意見も含めてよろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

総務課の判断といたしましては、修理費用がかさむということで防衛に対して補助を申請して新しい車両に乗り換えてございます。その後、教育総務課長がおっしゃっていたように廃棄処分を予定していました。ですが、これは聞くところによる話ですけれども、教育委員会のほうで幼稚園バスを3台活用した小学生の送迎を実施して台数が増えていると。中学校バスもあるので、できるだけ緊急時、止まったりして今まで社協だったりのバスを借用して子供たちの送り迎えに対応していましたが、社協の1台では心もとないということで、修理しながらでもいいから活用させてくれということで向こうにやった次第であります。私たちの判断としては、総務課は村民に貸し出しの際にできるだけ故障がないようにということで乗り換えてございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

私からは1問です。

32ページ、7款2項2目12節、九年堂坂里道地籍測量図等作成業務とあるんですけれども、これは去年九年堂坂の地権者が里道は貸さないとトンブロックを置いて封鎖したという、すごく大きい問題があったんですけれども、それと関係しているのか。それでどう解決に至っているのか否かも含めてお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

議員御理解のとおり、九年堂坂は通学路ですと使われていて、一時期その地主さんから使うなということでいろいろ調整がございました。

その後、隣接地の地主さんがその土地も購入されて、通学路として使われている、生活道路で使われているといういろいろなトラブルの回避も含めて、その方が購入して村のほうに寄附したいというお話がございました。その整理の中で、隣接地の個人の土地の部分に里道用地がございまして、その里道と新しく提供いただく土地と可能な範囲で交換という整理のほう望ましいだろうということで、その方とその調整を図りまして、今回我々の分の里道についての測量を行うというのが今回の計上になっています。これで一通りその土地については解決するという状況でございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

分かりました。じゃあ今回いろんな直接的なもともとの地権者との交渉でうまくいったというよりも、隣接している方がここを買うということで等価交換的なもので進んだという話ですけれども、例えばですよ、先のことは分からないけれども、似たような事案があったときに、直接交渉で今回解決していたら、次同じような事案があってもこの手続でこう進めていけば問題は解決するという感じで見えるんですけれども、今回はちょっとした、ラッキーと言っては変ですけれども、これに似たような事案があったときにはどうするんですか。私が知り得ている限りでは里道のもともとの地権者が通常金額よりも上げてきた。行政側がこれを買ってしまったら、次に同じような事案があったらまた面倒がかかるということでなかなか前に進まなかったと思うんですけれども、どうですか、これはとても怖い案件だったかなと思うんですけれども、それに対して、言っている意味分かりますか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

いろんな事案に対してという、我々も今回想定し得ない出来事ということで、ただあくまでも行政としては、毅然として対応すべきだろうということでその元の地権者の方ですね、ちょっとトラブルがございましたけれども、我々として適正な評価額をもっての対応でしかないということで、そこで折り合いがつかない平行線の状態が続いていたというところがございます。今後似たような案件が出たらということですが、そこは我々はやはり行政としてのルールの中で、適正な評価額でしか買収はできないという状況でありますので、そこはもうその筋を通すというんですかね、適正な範囲での交渉を図っていくという姿勢であるというところがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では10ページをお願いします。17款3項5目1節、体育専科配置校委託金、北中城小学校が指定校となったという内容をお願いします。

それから18ページをお願いします。2款3項1目12節委託料、タッチパネルディスプレイ増設委託料（マイナンバーカード）について内容をお願いします。

それから最後、20ページ、3款1項5目12節委託料、標準化対応改修業務委託料、それから次のページの農業を活用した通いの場モデル事業（保険者機能強化交付金）、多分この2つが関連していると思うのでその内容をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質疑にお答えします。

10ページ、17款3項5目教育費委託金、沖縄県教育委員会体育研究指定校等委託金ですが、県のほうから2年間の研究校の指定がありまして、研究図書費とか消耗品とか旅費、報償費に使う費用となっております。

以上です。

失礼しました。体育専科配置校委託金ですが、県のほうから委託費用としましてこの金額ですね、同じように図書研究費だったり消耗品、印刷、旅費、報償費として県から入ってくる金額となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

川上議員の御質疑にお答えします。

18ページ、2款3項1目12節委託料、タッチパネルディスプレイ増設委託料ということで、窓口のほうに来ていただいてマイナンバーを使って個人認証して届出等がスピーディーに行える機械を今2台設置してありますけれども、やはり需要が多くなってきて、3台必要になってきておりますので、増設のための費用です。これは国の補助でございますので、100%補助になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

川上議員の御質疑にお答えします。

20ページから21ページにかけまして、介護保険事業費で3款1項5目12節委託料、まず標準化対応改修業務委託料につきましては、自治体情報システムの標準化共通化に向けた取組として、地域包括支援センターの介護保険分のシステム改修となります。続いて農業を活用した通

いの場合モデル事業ということで、先ほどの委託料とまた別物になりますが、国の交付金を活用した保険者機能強化交付金というものがございまして、それを活用した介護予防事業の一つであります。通いの場の創設ということで農業を活用するという事で村内医療法人に委託を予定してまして、畑のいろいろな作物の栽培とかを活かして介護予防事業を進めていくという事業内容になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは再質疑させていただきます。

10ページの体育の指定校についてですが、県から指定されたということは喜ばしいことかと思うんですけども、これが子供たち、それから村に対してどういったメリットがあるのか。どういった内容になるのか。その御説明をお願いします。

それから18ページ、タッチパネル、マイナンバーについては、マイナンバー普及が国からありますので、この需要が増えたということはいいことかなと思います。このタッチパネルの内容というんですか、例えば高齢者が使いやすいのかとか分かりやすいのかというところの説明をお願いします。

それから20ページ、21ページは、ごめんなさい、私の認識不足で一緒かなと思ったんですが、違うという御説明で、21ページの通いの場というのはどういったイメージを持ってつくってきたいのかというのをお願いします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいま川上議員の体育専科について答弁させていただきます。

今年から北中城小学校に加配教諭として体育

の先生が配置されています。子供たちに担任が教えることももちろん大事なことです。より専門的に体育を学んできた教諭が来て、高学年の子供たちに体育の授業をします。ですから子供たちに運動能力を高めるとか、それからスポーツを愛する、生涯学習につなげることとか、そういうことを小学校のときから進めていただくという形でお願いしています。ひいては加配ですので、教員が1人増えたことによって先生方の働き方改革の部分についても効果があると捉えています。それから村内の島袋小学校の先生方においても同じように校内研修をした場合には北中城小学校に来て一緒に学んでいくというスタイル、そして県指定ですので、県内の各地からの先生方の研修会とか事業研究会のときには御案内を申し上げて、一緒になってまた進めていくと。特に北中城小学校においては体育科の先生が配置されたことにより校内研修のテーマも体育を中心としたことをやっていますので、全職員、そしてひいては子供たち全員に体育の効果が出るのかなと思っています。先週学校訪問があったんですが、もう既に、本当に変わっている。まず校舎内にマット運動がセンターホールで、子供たちがふだんの授業の休憩時間とかにスポーツに親しめるようないろんな工夫がなされているなということを感じました。これを機会に中学校も含めて、本村の子供たちの体力向上に貢献できるかなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

タッチパネルですけども、高齢者など初めの方には少し戸惑いもあるかなと思いますけれども、一度やってもらえれば非常に便利になるという効果が分かると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

お答えします。

まず、この通いの場というものについては、高齢者の方々が日常的に住んでいる地域で触れ合うことができる場のことでございまして、地域住民が活動の主体となって介護予防に資する活動を行う場所ということで、村内に幾つか通いの場があるんですが、今回モデル事業として通いの場をちょっと離れたところ、今場所を想定しているのは農を活かした健康福祉の里づくりの箇所にある当該医療法人が借用している畑でもって、そこに要支援1、2の高齢者であるとか、あと虚弱の高齢者を送迎して、そこで触れ合っていただくという形になりますので、あくまでもモデル事業でございまして、通いの場という形での新たな形を目指しているものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは質疑をさせていただきます。

先ほどから多くの議員からいろいろな件で質疑をしておりますが、私のほうは4点ほど準備をしていましたけれども、ほとんど内容を聞いて理解させていただきましたので、2点に絞って質疑をさせていただきます。

まず1点目、歳出2款1項7目18節、村民劇「比嘉太郎物語」の制作の中で、実行委員会の構成員といいますか、そういうのが紹介できればお聞きしたいと思っております。

それから2点目に35ページ、9款2項1目10節にスクールバス修繕費があります。それから36ページ、9款3項1目10節で通学バスがあります。その違いがどうなのか、内容についてお

聞きしたいと思っております。修繕費とかそれについては先ほどから説明がありましたので、それについては省きたいと思っておりますので、まずはこの2点、構成員の内容、スクールバスと通学バスの違いの説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今、具体的に実行委員という形ではなくて、その準備段階でございまして。太郎会を中心に組織されてございまして、委員長で比嘉孝則、副委員長で喜屋武馨、その中にこちらの議員も参加していて、喜屋武すま子議員、山田晴憲議員、比嘉悟議員、青年会長、商工会の方も参加してございます。それから文化協会の会長花城清長さんも御参加いただいております。総合プロデューサーとして仲松さんがメンバーとしています。その中で今具体的に実行委員会を選定している段階でございまして。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

大城律也議員の質疑にお答えします。

35ページ、9款2項1目、スクールバス修繕費と次のページ、通学バス修繕費とあるんですけれども、これについては一緒のものです。ちょっと統一が図られていないんですけれども、中学校バスについては島袋のほうから譲り受けて、その当時からこの名称を使っておりますので、今後スクールバスに統一をしたいと思いません。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ただいまの件は単なるミスだろうと思っております。

比嘉太郎さんの村民劇について質疑をさせて

いただきます。今年は戦後80年、それからハワイ移民125年、そして比嘉太郎さんが亡くなって40年になるという、先週金曜日に村長をはじめ総務課長からいただいた資料の中に含まれております。そこで私は提案をしたいんです。この比嘉太郎さんの村民劇をぜひ成功させていただきたいと思うところです。今沖縄では戦後80年に向けてたくさんの取組がされております。伊江島におきましては『木の上の軍隊』、それから対馬丸の撃沈事件とかこういうものが予定されておりますので、そういう中で我が村も村民劇で平和をアピールしていこうと。そして太郎さんの功績も我が村民に紹介していきたい。そういう思いでありますけれども、そこで実行委員会のメンバーに私は2人をぜひ紹介していきたいと思っております。平和を守る村民の会がありますが、そこで令和5年に平和講演会を行っております。上映会、そして座談会という内容でした。ハワイに生きる比嘉太郎さんということで、その中で国立国語研究所の教授、朝日祥之先生、それから高山朝光さんです。高山さんは元知事公室長、そして政策調整監、県内でも素晴らしい方です。そういうお二人、特に朝日先生においては、村長も御存じだろうと思っておりますけれども、何回となく我が村に足を運んでいます。比嘉太郎さんのことを一生懸命研究しておられる。そういう方をぜひ実行委員会の中に加えるべきだろうと思っております。それから高山朝光さん、沖縄ハワイ協会の顧問でもあるようです。そういう中で、ぜひ御検討をお願いしたい。

それから村民劇ですけれども、そこにいろいろな方々が出演されると思うんですが、北中城村出身の方が何名ここに参加をされるのか、もし分かるようでしたら人数だけ教えていただければと思います。

#### ○議長（名幸利積）

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

今御提案ありましたお二人の実行委員会への加入ですけれども、今のところ考えてはおりませんでした。ただ高山先生とか朝日先生については監修とかそういったものでもいいかもしれませんが、皆さんの意見を聞いて、準備委員会等の意見を聞いて、高山先生、そして朝日先生を参入させるかについては決めていきたいと思っております。大変いい御助言だったかと思っております。

それから舞台劇に参加される方はできるだけ地元の方を起用することを考えております。主な配役というのは五、六名だと思うんですが、ただそこにエイサーとか演舞等が出てきますので、そういったあたりについては地元の青年団、エイサー、それからフラダンスについても情景がありますので、そういった面についても地元の方を使えればと思っております。

#### ○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

屋良朝春議員。

#### ○2番（屋良朝春議員）

私から1点ばかり、26ページ、先ほどもありました保育士処遇事業費補助金が月額5,000円となっておりますが、今後の対応を当局にお聞きします。今後も次年度この事業を続けていくのか。あと近隣市町村が処遇改善を、月額を上げていっています。今後、保育士不足の懸念がされます。当局はどうお考えかお聞かせください。

#### ○議長（名幸利積）

こども未来課長。

#### ○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

26ページ、保育士処遇事業費補助金につきまして、次年度以降の代用につきましては現時点では確定していないところでございます。議員御指摘のように近隣市町村の動向も踏まえて、

今後認可保育施設長の皆様方には毎月お集まり  
いただいて会議を持つ予定でございますので、  
そういった中で意見交換をしながら有効な策を  
考えていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

では、上間堅治議員の質疑に関連して行いま  
す。

資料34ページ、9款1項2目10節需用費の修  
繕費、そちらから入っていきたくはすけれど  
も、というのは先ほど総務課長が説明された教  
育委員会がそのバスを継続して使用していきた  
いという説明だったんですが、私何かで聞いた  
ときに、現行のこのバスは雨漏りとかもひどく  
て修繕費がかさむ、維持費がすごくかかってい  
く。なので廃車にする。廃車にするもう一つの  
理由としては、新しいバスを購入するときに、  
このバスが使えないから防衛補助を受けて新し  
いバスを買うんですよ。だからこれは廃車にし  
ないといけないという説明だったと思ってい  
るんです。しかし、今回さらに維持する。いいこ  
となんですよ。私としてはいいことなので、こ  
れは継続してできないんですか。ずっと続けて  
使っていくことはできないんですかと聞いたら、  
壊れたから防衛補助を受けて買う。そのための  
防衛補助を受けたので、これはもう維持できま  
せんというような説明だったと認識しているん  
ですが、その認識は誤っていたのでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

使用不能になったから更新するという説明は  
していないと思っております。あくまでも維持費がこ  
れぐらい過去にかかっていますよというふうな  
こと防衛のほうには説明してございます。それ

を基に更新事業として新たなマイクロバスを購  
入させていただきという説明で来ていると思  
います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

使用不能ではなくて、すごく維持費がかかる  
ということでは認識していました。維持費がか  
かるからやめないといけない。防衛補助はこの  
車が使えなくなるから……そうですね、維持費  
がかかるから防衛補助を受ける代わりに、これ  
はもう維持できなくなる。もしくは他団体に売  
却しなければいけないというような説明だった  
かなと思っているんですが、じゃあ今回は教育  
委員会が継続してそのまま古いバスを維持して、  
それでも防衛補助を受けても何ら問題はないと  
いうことでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

古いマイクロバスに関しては耐用年数なども  
過ぎていきますので、処分に関しても問題ない  
と思っております。こちら当初は売却何かしらす  
る予定でしたので、それに関しては譲渡しても問題  
ないと考えてございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は  
会議規則第39条第3項の規定によって省略する  
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和7年度北中城村一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第33号 令和7年度北中城村一般会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第34号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○議長(名幸利積)

日程第6. 議案第34号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第34号 令和7年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第35号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(名幸利積)

日程第7. 議案第35号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第35号 令和7年度北中城村水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第36号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(名幸利積)

日程第8. 議案第36号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第36号 令和7年度北中城村下水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時27分 散会

## 令和7年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年6月10日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年6月10日 午後3時13分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会議録署名議員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事	兼 島 栄		
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和7年6月10日（火曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 悟	1. 多目的交流施設について 2. 喜舎場インターチェンジのフルインター拡充について 3. 大阪関西万博について
2	大 城 律 也	1. 持続可能な自治会の支援対応に向けて 2. 自治会育成交付金納税割算定基準について
3	喜屋武 功	1. 立村80年に向けた取組みはあるか 2. 学校管理者への評価システムはどうなっているか 3. 沖縄県立芸大卒業・修了作品展・北中城村長賞の再考について 4. 景観行政についてのビジョンは
4	喜屋武 すま子	1. 「日米地位協定の抜本的改定を見直せ」の看板設置の実現について 2. 寝たきり老人等におむつ代の一部助成をすることについて 3. ライカム自治会の発足について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

おはようございます。

通告に従いまして3点、一般質問を行います。

1点目は、多目的交流施設についてです。

当初のアリーナ建設から多目的交流施設へと名称が変更され事業が滞っている。これまでの経緯とこれからの計画や考えを伺う。

2点目は、喜舎場インターチェンジのフルインター拡充についてです。

村長公約にも掲げている喜舎場インターチェンジのフルインター拡充について、進捗状況を伺う。また、役場西側キャンプ瑞慶覧内の建設工事内容は。

3点目は、大阪関西万博についてです。

今年4月13日に開幕した2025年日本国際博覧会、略称大阪・関西万博。健康・美・長寿地のシンポジウムへ沖縄県から唯一参加する我が北中城村。参加することになった経緯と参加後の効果をどのようにお考えか。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉 悟議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の多目的交流施設につきましては、教育委員会のほうから御説明申し上げます。

2番目の喜舎場インターチェンジのフルインター化についてでございます。

喜舎場住宅地区跡地利用推進事業において、令和5年度にインターチェンジ拡充の整備効果や将来交通量推計、令和6年度にインターチェンジ計画案の修正作業などを実施しております。役場西側のキャンプ瑞慶覧内の建設工事については、沖縄防衛局において、統合計画で示されたキャンプ瑞慶覧の返還条件である家族住宅の統合に係る建築作業が進められております。

3番目の大阪関西万博についてでございます。

健康・美・長寿推進協議会への参加につきましては、県の推薦もあり、本村のこれまでの取組を発信する貴重な機会と捉え参加を希望したところです。また、参加後の効果につきましては、シンポジウムへの参加や推進協議会における各種イベントにより、大阪万博に来場する観光客のインバウンド効果を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

悟議員の多目的交流施設についてお答えいたします。

平成26年5月に策定されました当初計画では、現在の対象敷地を含む街区全体を計画地として多目的アリーナを整備する計画でございました。計画地の用地買収が難航したこともあり、平成30年11月に計画地内に村民体育館を開設、令和3年2月に沖縄市アリーナの開業など周辺環境が大きく変化したため、機能を整理し規模を縮小した多目的交流施設（仮称）として整備する方針となりました。現在、施設内容の見直しなどを含め防衛局とも調整、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

まず多目的交流施設についてから再質問いたします。

防衛局と施設内容の見直し、調整、検討を進めているようですが、どのような内容か、お聞きします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えいたします。

まず所期の目的を逸脱しない範囲で施設の規模を縮小することについて、防衛局のほうに御理解いただいております。さらに現在の計画地に全ての機能を持たせるのではなく、機能や設備などを分散することや、その分散先について協議しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

当初計画から11年、7年前には村民体育館が開設、4年前に沖縄市にアリーナが開業、周辺環境が変化し、用地買収も難航。今では多目的交流施設（仮称）になっています。たしかここ数年で多目的交流施設に方針転換されたと思いますが、用地集約作業は完了しましたよね。その後現在では隣接地に14階建て、129邸の大型マンションが建設中です。ここ一、二年で、さらに周辺環境が様変わりしています。当初アリーナ建設計画時に、イオンライカムと村との間で計画場所に高い建物は建てないというような景観条例みたいな約束事はなかったか、確認します。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

イオンとの約束の中で当時イオン側からの、

建物側からの眺望を阻害しないようにということで、お互いの中での申合せがございました。特に書面でのやり取りではなく紳士協定のようにならなっておりまして、その点につきましてはその計画の見直しをすると、今マンションの建設が行われていますけれども、その旨イオン側にもお話をさせていただいて、御理解をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

イオンからも理解をいただいたということで、よろしいです。イオンの完成内覧会のときに、この飲食店側、東海岸が見える、そこから、ここは村がアリーナを造るから、それ以上高い建物は造らないよ、この眺望は維持されますよという説明を聞いた覚えがあったので、今回質問しました。イオンが納得されているならオーケーです。

そこは村民体育館利用者、スポーツクラブ利用者の駐車場問題があります。5月に村スポーツ協会の卓球競技がありました。8自治会の参加がありましたが、体育館の前とスポーツクラブの前と、あと体育館横の駐車場も満車です。今月1日にもバレーボールがあり、同様に満車。駐車できない人は少し離れたイオンライカムに止めて歩いてこないといけない。卓球のときは少し雨も降っていたので大変だったと思います。そこで、これまで体育館利用者やスポーツクラブ利用者等から村へ駐車場が狭いとか、そんな苦情はないか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

現時点で体育館の利用者の方から村に対しての駐車場に関する苦情等は、不足しているよと

か、そういう苦情についてはいただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

令和6年度当初予算に計上されていた多目的交流施設アドバイザー委託料も、まだまだ内容的に検討する事項があるということで取り下げていますよね。土日のライカム周辺の混雑状況を考えると、機能を整理、規模を縮小しても、その場所に施設整備は厳しいものがあると思います。皆さんもそういうお考えがあって、お感じになって予算の取下げになったんじゃないかなと思っています。防衛局とその話合いができる関係性なら、そこに多目的施設を造るのではなく、そこからちょっと場所を南に2キロぐらいずらして中央公民館に、先ほど分散の話もありましたので、中央公民館の建て替えと一緒に考えてはどうでしょうか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

それも含めて、今検討しているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

令和5年3月にも一般質問しました。中央公民館の老朽化問題、北中城村公共施設等総合計画、令和4年3月改訂版の中では老朽化比率が81.2%、これは令和3年3月時点です。あれから4年経っているんです。だから老朽化比率も多分上がっていますよね。そういう話合いが持てるか。この建て替えというのも、それも検討しているということでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

確かにさらに老朽化が進行しているということがあります。それ以前から建て替え等についても検討しておりましたので、今、同時並行というよりも多目的交流施設の整備を考えなくてはいけないところがあります。さらに中央公民館の建て替え等についても検討させざるを得ないものがありましたので、今両方含めてそれを転化するか、そういったことも含めて検討しているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

素人なので素人の意見というか考えを、今ある体育館の横の土地、その3分の1か4分の1とかを、徳洲会は今向かいに立体駐車場を造っているじゃないですか。そういった立体駐車場を造ることで村民体育館、スポーツクラブの駐車場問題が解決します。残りの3分の2か半分を売却とかすれば、あわよくばこの中央公民館の老朽化問題の進展にもつながり、一石二鳥と素人的には考えるんですけども、そういうことは無理なんですか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては基本的に国庫補助事業で進めておりますので、既に既収特財もございます。いわゆる国庫補助金を既に取得したのもございますので、それをまた別な形でやるということについては、また補助金の返還等が出てきま

す。補助金の返還につきましては当初の金額にさらに利息等が働いてきますので、大変な額になると思っております。できるだけそれを回避したいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

素人が解決するためにアイデアを出していますので、頭が固かったらアイデアも生まれません。相手も防衛の人です。丁寧に説明し、理解を得る努力をしないと、この問題は前に進まないと思っております。今、当初より土地の価格も相当上がっているようですので、いろいろな角度から物事を考え、柔軟な対応をお願いしたい。

昨日の補正予算にもありましたが、民間事業者から幅広くアイデア、意見を聞き、事業に反映させることで、より効果的な事業実施が可能となるサウンディング調査を渡口みどり公園で行いますよね。ここにも取り入れてはどうかかなと。地方公共団体が所有する土地や施設の活用方法について、民間の事業者から幅広くアイデアや意見を聞くために行われるもので、事業対象となる土地や施設を広く、また公式に外部に示すことで民間事業者の参入意欲を高める役割も果たすそうです。そうすると、もしかしたら村と一緒に何か事業をしたいという、お金を出してもいいから一緒にやりたいという事業者も出てくるかもしれません。そこでサウンディング調査はどうか、村長。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

令和5年度から6年度にかけて行いましたアドバイザリー事業の中でも事業者に対するヒアリング等を実施しております。今回サウンディング調査ということなんですけれども、今後事業を進める中でさらに必要であると判断した場

合には、議員のおっしゃるとおりサウンディング調査についても検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

公務員の皆さんが防衛側に話を出しづらいなら、議会からそういう話、提案があったんだけど、どうですかみたいな入り口です。最初から話しづらいので、そういう持ちかけもありかと思えます。この問題が早急に解決することを望みます。

次に、喜舎場インターチェンジのフルインター拡充について再質問を行います。

令和5年度のインターチェンジ拡充の整備効果や将来交通量推計はどのようになっているか伺います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

悟議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度の将来交通量推計、整備効果の検討結果としては、現在那覇向け入り口のみとなっている喜舎場スマートインターですが、それを将来、喜舎場スマートインターを拡充した場合、どういった利用が見込まれるかということにつきまして調査いたしまして、結果としては那覇方面から喜舎場に降りる降り口、そのほうが1日当たり大体約4,900台ほどの交通量が見込まれる結果となりました。また、その一方で名護向けの入り口、出口ですね、名護向けの入り口と名護から降りてくる出口については約400台から500台と、そこまでの利用がないということが分かりましたので、中部圏域の総合的な渋滞緩和につながるためには、まず那覇からの出口、降り口を中心に整備したほうがいいというふうな結果になりましたので、4分の3イ

ンターを目指して整備したほうが効果的ではないかという結果となっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

では、令和6年度のインターチェンジ計画案の修正作業が行われているようですが、どのような修正がされたのか。

**○議長（名幸利積）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（徳峯惣一郎）**

令和5年度の4分の3が有効であるという結果を踏まえまして、令和6年度につきましては返還を予定されている区域内を中心としまして、この4分の3インターのスマートインターチェンジの幾つかのパターン案を検討したところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

この喜舎場インターチェンジのフルインター拡張は村長の公約です。村長は、この拡充に向けて要請行動等を行ったことはあるか、お聞きします。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

先ほど企画振興課長から回答がございましたように、今フルインターと4分の3とで検討した場合、返還予定地の利用に大変な影響を及ぼすということが大体分かりましたので、今実質的にその4分の3がいいのか、フルがいいのかということになった場合に、やはり返還予定地の跡地利用もありますので、さらに役場から西側のほうが返還されますので、その跡地利用について大変な影響を及ぼすということから、4

分の3を選択している状況でございます。

**○議長（名幸利積）**

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

多分前の資料だと思うんですね。キャンプ瑞慶覧（喜舎場住宅地区）返還合意施設ということで返還合意施設の概要等という中に、跡地利用に係る取組状況等には、米軍側としてもフルインターになることで利便性が向上することになるが、現時点では米軍側との協議を特に行っていない、多分これは防衛側だと思います。とあり、また日米合意のマスタープランにおいて、フルインター化と異なる返還範囲での計画がされていることが判明したと記載されています。その後、この4分の3になったのか。どうでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（徳峯惣一郎）**

悟議員の御質問にお答えいたします。

確かに当初フルインター化を目指すに当たってどういった形状でできるか検討した際に、フルインター化するには基地の返還予定地を超えて、また基地内にさらに拡充する形状となってしまうことから、米軍側との共同利用というか、そういった形でできないかというふうな検討があったようですが、実行可能性の問題から検討段階で今のところ立ち消えになっているような状況でございます。

**○議長（名幸利積）**

比嘉 悟議員。

**○3番（比嘉 悟議員）**

でしたら村長、村長の公約のフルインター化は厳しいですね。4分の3インター化とかに訂正していたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

まず代替施設が提供され次第、返還可能となる区域、喜舎場住宅地区の一部、約5ヘクター

ル、防衛省の日米合同委員会合同事案概要の中に「沖縄住宅統合、喜舎場地区における建設工事」、承認年月日が令和6年2月、対象所在地、北谷町、北中城村とあり、そこに家族住宅64棟、約3万6,000平方メートルとあります。沖縄統合計画において家族住宅の統合に係る建設工事ということですが、あやかりの杜からよく見えます。相当な大型工事です。北谷と北中城に64棟の家族住宅が建ちますが、そのうち我が村には何棟建設され、どれぐらいの戸数が想定されているか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

悟議員の御質問にお答えします。

村内にどれぐらいの住宅が建つのかというふうな詳細まではちょっと把握しておりませんが、恐らくキャンプ瑞慶覧内に900戸近くが返還条件ですので、それが収まるような建物と、それとその関連施設が建設されるかと思われま

す。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

全部の家族住宅が完成しないと、この5ヘクタールは返還されないのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

悟議員の御質問にお答えいたします。

キャンプ瑞慶覧地区における一部返還地域の施設の返還条件につきましては、まず喜舎場住宅地区の一部が32戸、ロウワー・プラザ地区が102戸、キャンプ桑江が319戸で、戸数の少ない喜舎場住宅地区の一部から返還されるというふうな説明を受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

村長は、あやかりの杜からこの工事現場を御覧になったことはありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

はい、承知しております。見ました。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは若松公園から見た写真で、だけどあやかりの杜から見たら相当大きい工事をしているんです。もう一個ライカムができるかなと思うぐらいの大きさです。家族住宅が完成すると、たくさんの家族が暮らすことになる。車両の出入口はどこになるのか、石平からライカム向け国道330号、逆のライカムから石平向けも日頃から渋滞路線です。住宅が完成すると、さらに混雑も予想されます。また、返還されたら県道81号線の拡充もありますよね。待ちの姿勢ではなかなか前に進まないで、日頃から防衛局や関係機関と連絡、連携を密にして、積極的な行動で村民が不利益を被らないような早め早めの対策を望みますが、村長のお考えをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

防衛施設局とはかなりの頻度で会合しております。こちらのほうに防衛局長を呼んで説明を受けたりもしております。我々もそれについては承知しており、また住民にそういった工事によって負担がかからないような施策等についても協議をしておりますので、これからもさらに我々の初期の目的が達成されますことに尽力してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

防衛局と関係機関と話合いができるなら、この中央公民館の問題もどうにか予算を引っ張ってきたり、いろいろできると思いますので、これからもよろしくをお願いします。

次に、大阪関西万博について再質問をいたします。

イメージとしては9月26日から3日間、万博会場にブースを出展し、北中城村のPR活動をするという内容でよろしいか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

今後の大阪万博に合わせて、本村が参加しております健康・美・長寿推進協議会の各種イベントにつきましては、何回かあるんですけども、まず6月7日から13日の間に万博会場のデジタルトラベルゾーン内でVRの上映をする予定でございます。1回目が6月7日から13日で、2回目が9月27日から10月3日の期間を予定しております。

続きまして、シンポジウムの開催です。京都府の京丹後市において6月18日に開催されますので、それについては、本村としましてはオンラインでの参加を予定しております。

7月に入りまして9月末まで、デジタルスタンプラリーとして村内の何か所かのポイントを設定してもらって、デジタルスタンプラリーです、ね、全国の他の自治体と協力をしながらスタンプラリーをする予定となっております。

最後に、悟議員のおっしゃっていた9月26日から28日については、万博会場のエキスポアリーナの会場で出店ブースを予定しております。出店ブースにつきまして、本村の観光協会とEM研究機構と協力をしながら特産品、観光商品のPRをする予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

6月26日から3日間で健康・美・長寿推進協議会のシンポジウムが開催され、そこに村長が登壇して村の紹介やアピールをするのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えします。

シンポジウムにつきましては、6月18日の京丹後市で行われる予定でございます。9月26日から28日については、万博会場内で健康・美・長寿推進協議会のブースを設けてもらう予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

大阪観光局が事務局を務め、全国の13市町村で組織するこの健康・美・長寿推進協議会、ブースもこの13市町村で1つなのか。各市町村ブースがあつて、13個ブースがあるのか。どんな感じなのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

まだ詳細については大阪観光局のほうで示されておりましたが、今のところ示されているものとしては、大体この13自治体がブースの中に参加して、一自治体当たり大体3メートル、長机にしまして1個半ぐらいのスペースを村として使えるというような状況となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

そのブースでこういったものを配布するのか。  
パンフレット等は完成しているのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

悟議員の御質問にお答えいたします。

そのブース内において村のパンフレットとして、今観光協会のほうでこういったウェルネス事業を絡めた「長寿の秘密」といった村の冊子が今ありますので、それを英訳化しまして配布する予定でございますが、ちょっと万博の都合で、もしかしたら紙での配布が禁止になるかもしれません。もしかしたらデジタル版での配布とか、そういったところをこれから協議していく予定でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

今は日本語版と英語、ほかの外国語に翻訳されたのは配らないのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

今のところ英訳版のみを予定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

紙のものが配れなくなって、またQRコードで読み取ってからとかになるのかな。そういったものも大事だと思います。

大阪観光局のホームページに日本の観光ショーケース、健康・美・長寿のところに我が北中城村のコーナーがあり、そこに北中城村観光アニメ「北中城村のたからもの」があります。それは漫画なんですけれども、それは冊子とかにはなっていないのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

「北中城村のたからもの」といったアニメの冊子も準備しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

万博会場の現地には行っていないけれども、今ネット上には万博関連の情報がたくさんあって、どこかでヒットして北中城村を見つけ、北中城村のホームページに来ることも予想されますよね。だけど村の事業とかしか載ってなくて、このパンフレットとか漫画とか、村のホームページに万博関連の掲載の予定はないのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

現在のところホームページには掲載されておられませんけれども、今後またイベントの詳細が決まるという場面場面で、またホームページのほうでの情報発信をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

県の推薦もあり参加を希望したということで、我が北中城村を国内外にアピールできる絶好のチャンスを得られたことは素晴らしいことだと評価をします。沖縄県から唯一、沖縄県代表です。県から沖縄観光のPR等の依頼等はないのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

健康・美・長寿推進協議会内での県からのPRというのはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

それはやらないでいいのか。沖縄にはきれいな海、沖縄観光を代表する美ら海水族館、首里城、また来月オープンするジャングリア等があります。それらも巻き込みながら沖縄県にも来てもらい、北中城村にも来てもらう、そういうことも必要だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

そういった総合的な取組についても県の担当部署と連携しながら、こういったものができるのかについては、また今後検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

沖縄県も8月9日から11日まで、フェスティバル・ステーション「平和の武・沖縄空手を世界へ」と題し、空手演舞、琉球舞踊、伝統エイサーステージの開催、空手の体験、情報発信、文化観光ブースを出展して沖縄県の伝統文化に触れるイベントを実施するそうです。そこに、うちの北中城村のパンフレットも置いてくださいというのは可能でしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

そういったイベントに沖縄県内の市町村の何かこういったものを置けるかどうかというのについては問い合わせ、置けるのであれば設置していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

課長、ほかの市町村じゃない。北中城村のものを県がやる時に置けないかということです。9月には北中城村が配布しますよね。県も8月に行くから両方、2回チャンスが増えるじゃないですか。2回PRできるので、また県と相談して前に進むようにお願いします。

あと答弁にインバウンド効果を見込んでいるとあるが、インバウンドはもちろん、日本人にもその魅力を再発見してもらえるコンテンツを充実させてまいりますと大阪観光局のプレスリリースにはあります。インバウンド効果だけでなく、全国各地から観光客の取組も重要だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

悟議員おっしゃるように、日本各地からの観光客の取組も重要であるかと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ただ来てもらうだけでも駄目だと思うんです。いろいろ消費してもらわないと。村内にはホテルがあるので、そこに泊まってもらう。村内にもたくさん飲食店があるから、そこで食事してもらおう。村のお土産を買ってもらう、と思ったんですけども、村内で泊まって食事をするのは可能なんですけれども、村独自のお土産は我が村にはあるのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

本村の特産品としてパッションフルーツやアーサなどがありますが、また加工食品といたしましてはモズクやアーサの雑炊、またキクラゲ

パウダーなどが沖縄県からも評価を受けていますので、そういった特産品がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

私が言っているのは村独自の、これが売れたら村に収入が入るといったものはないのか。今はキクラゲとかいろいろ、それはキクラゲ屋さんが収入になりますよね。村独自の収入源みたいなお土産はないのか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

村が主体となってこういった販売をするのはなかなかハードルが高いところがありまして、現在のところは販売を行っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これまでも村独自のお土産等の開発は行ったことがないのか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

村独自の商品として検討したことはあるようですが、実際の商品化までは至っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これから村が開発して、村の収入につながる

お土産も必要だと思いますが、村長どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

直接自治体がそういう利益を上げるとか、物売ってというのはなかなか難しいものがあると思います。ただ、観光協会とか、あるいは商工会、そういった公社等に委託して、そういうのを開発して利益を得るとことは十分可能だと思いますので、そういった手法が適切かなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

我が北中城村には特産品のアーサがあります。村内には琉球銘菓のちんすこうを製造している製菓店もあります。そこにはアーサちんすこうもあります。また、今年4月に、村内の3つの小学校の1年生に沖縄伝統のお守りサングワーを贈呈したのも村内企業です。これらを合わせて私、商品を考えてんですよ。アーサとサングワーで「アーササングワーちんすこう」、ステッカー付き。できたら、ちんすこうはサングワーの形がいい。よくおばあちゃんの家から食べ物とかを持ち帰るときに、必ずサングワーがついていましたよね。多分上の方は分かると思うんですけども、これは帰り道、悪いものが寄りつかないようにとか、また子供たちをマジムン、魔物から守るといふ沖縄独自のおまじない、お守りです。それを観光客や修学旅行生などのお土産にして、道中お気をつけてという意味も込めて販売をしたらみんなが買うと思うんですけども、村長はどう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

自治体でそれをやりましたら、まず赤字の心配をするものですから、なかなか難しいかなと

思います。ただ、そこでこういうアイデアが今議員から出された、大変いいアイデアだと思います。それを提案して、また商工会やら、あるいは事業者のほうに提案するということが十分可能だと思いますので、そういった手法で行きたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

よく「家に帰るまでが旅行だよ」と言いますよね。我ながらヒットの予感がするんですよ。一般質問はネット中継されているんですよ、村長。ほかに先を越されないためにも、前向きな早めの検討を望みます。取られますよ、絶対。

観光庁の訪日外国人の消費動向2024年、年次報告書によると、出発前に役に立った情報源は何かというアンケートを取っているんです。SNSが38.9%、動画サイトが38.1%、個人ブログは24.9%、口コミサイトが10.9%です。それに比べて地方観光協会のホームページは4.8%しかないんです。我が北中城村もSNSや動画サイトの活用も重要だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

悟議員の御質問にお答えします。

今、本村としてのSNSの活用については、自治体として市町村の性格上、正確性や公平性ですね、そういった情報を発信するために内部での確認作業がどうしても出てきますので、そういった意味でSNSの利点であるスピード感とか、そういったものが欠ける部分があり、またそういった確認作業をすることによって内部での業務量も、また業務負担も出てきますので、なかなか活用に至っていないという現状があります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ちょっと前にテレビでやっていたんですけども、ゴールデンウィークの訪日観光客に、何を見てこの観光地に行きましたかというアンケートを取っていたんですけども、ほぼほぼ上位だったのがT i k T o kでした。村の公式T i k T o kやインスタがあってもいいかなと思いますが、今課長の答弁を聞いたら時間もかかるから厳しそうなんですけど、公式のT i k T o k、何回も見れるじゃないですか。すぐ配信するんじゃないかと、そういうのが残ってずっと宣伝にもなると思うんですけど、いかがですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

確かにSNSの活用によって観光とか、そういった分野に有効かと思っておりますので、観光協会を通してそういったものを活用していきたいと思っております。観光協会は幾つかのこういったコンテンツのアカウントを取得しているようですので、そこと連携しながら発信していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

前向きによろしくお願いします。

近年は観光地を巡るだけの観光から、その土地ならではの体験や活動を行う体験型観光が注目されています。物質的な豊かさよりも心の豊かさや思い出作りを重視する傾向が強まり、モノ消費からコト消費へニーズが変化しています。そういう観点からすると、今後中村家も活用した体験型観光も村には重要になってくると思いますが、その点そういう中村家の活用は可能でしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

中村家において披露宴であるとか、琉球料理の提供であるとか、そういったものを以前行ったことがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

これは単発ですよ。この日にやりますとかなので、常時そこで着つけしていますよとか、写真が撮れますよとか、すぐ体験ができる常設というか、外にでも置いて着替えて、中に入って食事するとか、そういったのもありかなと思って、体験なので。

あと今年2月に開催した「きたコス」、北中城村コスプレイベントも666名の参加者でにぎわったと村広報紙に載っていました。世界にはたくさんのコスプレイヤーがいると思われま。この万博でも北中城村のコスプレイベントもPRしていくのは可能か。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

悟議員の御質問にお答えします。

限られたスペースとか時間ではありますが、またそういったものも活用できる機会があれば発信していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

健康・美・長寿のシンポジウムなのでちょっと厳しいかなと思ったんですけども、コスプレが趣味、趣味があるから健康になれるじゃないですか。元気がないと趣味もできない。それがまた継続したら長寿につながると思うんで

すよね。世界には世界コスプレサミットというのもあって、日本のアニメ・漫画・ゲームなどのポップカルチャーを愛するコスプレイヤーが集まり、新しい形の国際交流・文化交流を創造するイベントらしいです。

外務省のほうにもポップカルチャー外交と言って、コスプレは日本初のポップカルチャーであり、外国においては若者をはじめとする多くの人々が日本へ関心を寄せる入り口の一つ、国際交流に参画するきっかけをつくっている。外務省は世界コスプレサミットの実行委員会のメンバーであり、チャンピオンシップの優勝チームには外務大臣賞も授与している。コスプレが多分時代を変えますよ。村長も何回もコスプレしているから慣れていると思うんですけども、世界大会があるんですよ。世界大会を我が世界遺産の中城城跡でというのも想像できるんですけども、コスプレイヤーの村長はどうお考えですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

我が村がそこまで、議員がおっしゃるようなコスプレの熟度が達しているのかどうかはよく分かりませんが、ただ盛況であったことは間違いありません。全国から666名の方がいらしたということですので、ただ検討に値すると思いますので、内部で検討してみたいと思います。ただ、果たしてその中身を、どこからいらしたのか。県外からも多くいらしたということは承知しておりますけれども、県内・県外でそういった方々が来たのか、その調査についてはまだ承知しておりませんので、そういったことも含めて内部で検討して、それが可能なかどうか、あるいはできるかどうか、検討してまいります。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

ちなみに、沖縄のほかの市町村でこういうコスプレのイベントをやっているとか情報はありますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

たしか、うるま市でも開催されているというふうに聞いたことがあります。

○議長（名幸利積）

比嘉 悟議員。

○3番（比嘉 悟議員）

県内の市町村では少ないと思うので、これも取られますよ、村長。ぜひ世界大会を、世界遺産があるので開催できるようにお願いしたい。

大阪関西万博での活動が、我が北中城村の魅力発信につながることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

お疲れさまです。それでは引き続き、また一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。2点、今回質問をさせていただきます。

まず1点目が持続可能な自治会の支援対応に向けて、2点目が自治会育成交付金納税割算定基準について、お聞きをしていきたいというふうに思っております。

近年の都市化や少子高齢化の進展に伴う生活意識の変化や生活圏の広域化、生活スタイルの多様化などにより、人々の生活は大きく様変わ

りし、地域社会における人間関係が希薄化する中、それぞれの自治会は地域コミュニティを軸としたまちづくりに取り組んでいます。地域コミュニティは、自治会を中心に各種団体（老人会、婦人会、青年会、子ども会等）の協力が大きく、自治会の多くの行事に貢献している。

しかしながら、地域コミュニティの中心である自治会は、自治会離れが顕著になっている。本村の自治会加入率は45.5%（令和4年10月現在）にまで落ち込むなど、低迷の一途をたどっています。このような自治会の弱体化は、地域コミュニティの弱体化につながります。また、地震・津波等、大規模災害の脅威が増す中、自治会の存在意義は大きくなっています。いざというときに本当に頼りになるのは自治会であります。命と暮らしを守るためにも、顔と顔がつながり、困ったときに助け合える関係をいま一度取り戻さなければならぬ「時」と考えています。向こう三軒両隣、遠い親戚よりも近くの他人であります。

・行政の基底をなすものは自治会活動である。

・自治会の元気は行政の活力源となります。

元気の出る、自治会運営支援に関連して、行政の果たす役割と施策に向けて質問してまいります。

1. 持続可能な自治会の支援対応に向けて。

①自治体は、他と重ならない一定の圏域を持ち、そこに住む住民から税を徴収し、住民へ平等に適用される条例等の立法権を持ちます。自治会は法的根拠を持たない任意団体ですが、一定の区域に暮らす人々から会費を徴収し、会則等ルールをつくり運用しています。唯一無二の組織として地域の代表制を担保するために、全世帯加入という原則があります。全員が入っているからこそ、地域を代表して意見を具申したり、利害の調整が可能となります。民間組織でありながら、地方公共団体と同等の機能を果たしているのは、みんなが加入しているからであ

り、ここからも加入（率）の大切さが分かります。本村の各自治会加入の実態をどのように認識しているか、見解を伺います。

②仕事や子育て、高齢等が要因で活動に参加することが難しい人が増加している。以前に比べ、親と子供のみ世帯や高齢者のみ世帯、一人世帯の増加により、1世帯当りの人数は少なくなっています。また、共働き世帯の増加や高齢化等、社会環境が大きく変化しています。自治会の活動を考える上で、負担感に対する考慮、特に活動に参加することが難しい人への配慮が求められています。活動に参加することが難しい高齢者に対して、活動や会費の免除等配慮するなど、支援の必要な高齢者だからこそ自治会員でいてもらいたい、自治会として支援していく、子育て中で活動に参加できない世帯も、将来子育てに余裕ができたときに参加してもらおう、できる範囲で活動に参加してもらおうなど、助け合うという精神が自治会の原点ではないでしょうか。こうした観点から、加入・継続しやすい自治会であるために、自治会がどのようなことに今後取り組みればよいか、行政の指導体制について、見解を伺います。

③本村の人口は現在でも増加し続けているものの、村内には人口が増加している地域と人口が減少している地域があること、自治会を取り巻く社会環境も地域間で違いがあることを行政は把握するとともに、それぞれの地域の特性、世帯規模や社会環境に応じた「これからの自治会の姿や運営」を検討する必要があります。見解を伺います。

④自治会は、地縁に基づく近隣住民によって組織される民間の自治会組織である。自治会はその区域の親睦活動や地域課題の解決、行政協力等の担い手として活動しており、地域を代表する組織として存在している。近年、災害緊急時の対応や孤独死の防止、認知症住民の生活の見守り、子供の安全、空き地・空き家の管理な

ど、新たな課題への対応も期待されている。活動内容は多岐にわたる。地域コミュニティの中核を担う組織として、大変重要な役割を担っており、本村の発展に大きく寄与している。自治会の現状と課題を把握して、行政の支援体制を強化する必要があります。見解を伺います。

⑤自治会運営の資金確保などは大きな課題である。自治会が継続的に活動していく上での課題として、「活動資金の不足」を掲げており、自治会の活動資金は、各戸から徴収する自治会費を基本として、奨励金、助成金、雑収入等からなっている。自治会組織の持続的な取組に向けては、自治会組織の主体的・自主的な取組を基本としても、資金面も含めて行政の適切な支援が必要であります。見解を伺います。

2. 自治会育成交付金納税割算定基準について。

①自治会加入率の減少の中、自治会活動の活性化を図るため、自治会活動の支援などを強化する必要があります。自治会育成交付金納税割の算定基準の在り方を見直し、地域によって不公平感がないように、自治会運営の財源確保に取り組む必要があります。自治会育成交付金納税割算定基準と制定した時期について伺います。また、算定基準の見直しについて。見解を伺います。

②各自治会によって、運営状況や会員数、財源状況など大きく異なります。自治会の運営規模の状況に合わせて、柔軟な交付制度を検討することが重要である。会員数の少ない自治会には、活動内容に応じた補助金を支給するなど、個別対応を検討する必要があります。見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。1. 2. について答弁お願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の持続可能な自治会の支援対応に向けてということで①の回答といたしまして、本村の自治会加入に関しましては、年々加入率が低下していると認識しています。このことは、本村に限ったことではなく、他の自治体でも加入が減少傾向にあるという課題も指摘されています。特に若い世代や単身世帯の増加により、自治会への関心が薄れていることが影響していると考えます。

②行政も自治会とともに住民に対し多角的なアプローチを行うことが重要です。まず、自治会の役割やメリットを住民に広く周知することが必要です。自治会は地域の安全や福祉、環境美化など、様々な活動を通じて地域社会の発展に寄与しています。これらの情報を効果的に伝えるために広報活動を強化し、パンフレットやポスター、SNSなどを活用して、自治会の活動内容や加入の意義を分かりやすく説明することが求められます。

③、④、⑤はまとめて回答させていただきたいと思います。

自治会運営は地域社会の基盤を支える重要な役割を果たしており、今後の運営においては、地域住民のニーズに応じた柔軟な対応が求められています。特に少子高齢化や人口減少が進む中で、自治会が持続可能な形で機能するためには行政との連携が不可欠です。行政は、自治会が円滑に運営できるようにするためには、財政的な支援や情報提供が重要と考えます。具体的には、自治会活動に必要な資金を助成する制度や、地域振興に関する情報を提供することが考えられます。

大きな2番目の自治会育成交付金納税割算定基準についてでございます。

①の回答といたしまして、平成19年に自治会育成交付金交付規則が制定され、その中で固定

資産税と個人住民税及び国保税の徴収率に応じた助成費の規定があります。具体的には、個人村民税・固定資産税徴収率に応じ、90から95で2%、95から98で2.5%、98以上で3%を納税額に乘じ、その額から未納額の10%を控除した額と人口に応じた10段階の基本額を加えた額が運営助成費です。さらに国保税の納付率に応じ健康まちづくり交付金、インターネット助成金が支給されています。また、平成25年、29年に交付規則の改正が行われております。

②の回答といたしまして、自治会育成交付金交付規定から自治会加入率や会員数等に応じて交付金を交付する規定にはなっていませんが、他の自治体の交付内容も参考に、必要に応じ検討いたします。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

それでは自治会の現状と課題や村との関係性を把握して、持続可能な自治会の在り方について再質問をしてみたいと思います。

今課題としては、最大の課題は何か。自治会運用については、やっぱり加入率の低下なんです。主な要因ということで答弁を求めています。答弁の中で、特に若い世代や単身世帯の増加により自治会への関心が薄れていることが影響しているとあるんです。若い世代、今地域においては少子高齢化で若い世代よりも高齢化が大きな課題なんです。その人たちに、どう協力していただくかというものなんです。

それから単身世帯という内容をちょっと御説明いただきたいと思いますが、どういう年齢に対して単身世帯と表現しているのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ここで言う単身世帯とは、年齢構成のことでなくて、お一人で例えばアパートに住まわれている方々を指しています。家族ではなくて、アパートなり住宅にお一人で住まわれている方のことを示してございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

もっとやっぱり地域に下りてきて、地域の内情をもっと把握しないといけないというふうに思っています。今は少子高齢化なんです。現実的には何かと、さっき言われていた若い単身世帯というのは多分新興住宅地や、あるいは集合住宅に住まわれている方だというふうに思います。しかし、今大きな課題は、高齢者による会費の負担を理由に退会者が増えているということなんです。高齢者の割合、私が住んでいるところ中心の話になるんですが、もう30%近い。そして、一番高いところは約38%ぐらいの割合になっています。ですから、そういう方々にどういう光を当てていくかということになるわけでありまして、こういう方々の対応はどうしていくかということも追求をしていきたいなというふうに思っております。会費、高齢者は年金、この戦後、逆に年金を満額納めていないですよ、例えば80歳以上とかになるとですね。そういう方々に会費を負担してもらうというのは非常に心苦しい部分があるわけです。こういうのをやっぱり免除するためにも、自治会の助成の仕方を見直さなければならぬと思いますが、改めてその点についてお聞きします。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

会費の免除につきましては、それぞれの自治会で考えるべきことだと考えています。ただ、

2番目の答弁にもありますが、本村といたしましては、自治会育成交付金の中で自治会員数を基にして交付金を決定してはございません。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

それについてはまた最後のほうで質問をさせていただきます。自治会の交付金と関連して、そこで質問をしたいと思いますが、そういうことでやっぱりこの低下率というのをもっと、本当の内容というものを各自治会に下りていって把握をしていかないといけないですよ。若い世代、単身世帯という範囲内で答弁されても非常に困るわけでありまして、状況をもっと確認していただければというふうに思います。

それから次に移りますけれども、③、④、⑤はまとめて答弁されています。私もまとめて再質問をしたいと思っております。

自治会は行政の地域資源なんです。自治会があるから行政がうまく運用できるんです。地域資源、村と自治会の関係、村が地域コミュニティに関する施策を実施する際に、自治会を通じて実施しているものが非常に多いです。村においても、コミュニティ施策の推進には自治会との連携は欠かせないものというふうに思っています。しかし自治会においては、先ほどもお話ししましたがけれども、高齢化に加えて加入率の減少が大きな課題となっています。担い手不足、財政面が不安定な状況などに陥り、活動が困難になっている。様々な問題が起き始めているんです。村からの支援について活動活性化支援、行政連絡費補助金の見直し、新たな補助金の創出など、伴走型の相談支援が求められているわけです。この現状をどのように認識されているか、改めて伺います。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

議員がおっしゃっているとおり、やはり行政を支える基盤となっているのは地域の自治会だと思います。私たちもその時代時代というか、その時々自治会長からの要請などもあり、自治会育成交付金の内容を見直してきた経緯がございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

自治会も一生懸命なんです。自治会は9時頃、私の地元の話をすれば9時頃に出勤して5時、大体8時間ぐらい。しかし、時間外が多いんです。無報酬ですよ。残業手当ってありませんからね。それでまた日曜日もしろんな行事が入っている。公民館を開放する意義というものが何なのかというものなんですよ。

ちょっとお話ししますけれども、月曜日から土曜日までびっしりです。公民館活動、サークル活動です。月曜日は三線サークル、これはみんな無報酬です、全部指導者は。公民館が開いているからできるんです。そこに区長もいる。事務の職員もいる。そういう地域との連携。火曜日は、りっかりっか体操、これも指導者はみんな無報酬。一生懸命ですよ。それから水曜日にもまた健康体操、これもリーダーはまた別のリーダーなんです、これにも二、三十名参加している。ほとんど高齢者。それから木曜日、グラウンドゴルフ。金曜日、ゆんたく会、そして6時から空手教室、これも地域の皆さん方、全部無報酬。そして土曜日、書道教室。一生懸命ですよ。そういう状況を把握しないとイケないと思っています。いろんな健康体操を含めてフレイル予防、こういう地域の状況をどのように把握されているか。見学されたことはあるのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

直接自治会を訪れて見たことはございませんが、自治会交付金をお支払いするときに自治会の総会資料を添付していただいています。その中で活動内容を見ていると、今おっしゃっていた健康づくりの事業もいろいろやっていると思うんですけども、それに対して私たちは自治会育成交付金の中で健康づくり交付金というのを支給してございます。だから無報酬でやっているか何とかという話は別として、しっかりとそういった健康づくりにも交付金を交付していますので御理解ください。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

こういう支援金を交付すればいいってものじゃないですよ。それでも地域を一回りしながら、リーダー、指導者の激励をしてあげることも大事だと思っています。感謝の気持ちですよ、「ありがとう」は魔法の言葉ですから。そういうリーダーは大事にしていきたいなというふうに思っています。

それから、目的はフレイル予防なんです。高齢者が大体中心ですからね。フレイル予防、この活動が村の社会保障の財源に大きく貢献しているわけです。そして家庭も支出を抑えることができる。一石二鳥、三鳥ぐらいあるんです。ですから、それぞれやっぱり担当を決めて、今日はどこの自治会が何をやっているからちょっと声かけしてあげよう、そういう心を求めるわけです。引き続きこれもぜひ検討して、把握をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。次に行きます。

自治会育成交付金納税割算定基準について再質問をさせていただきます。

自治会育成交付金納税割算定基準を制定した時期をお聞きしました。平成19年、2007年、18年前なんです。この交付金算定基準は出来上がったのが、制定時期は18年前です。もう地域が変化しているわけです。ですから、見直しを要求するわけです。それも含めて検討していただければなど。

それから人口においては10段階の基本というのがありますけれども、10段階の基本という内容をちょっと説明していただきたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

自治会の人口規模に応じて、例えば500人以下から4,500人以上までを区分で分けて、これが10段階になります。それぞれに応じて基本額を決めてございます。例えば一番安いところで行くと500人以下の自治会では、その基本額が13万円。最高額で行きますと、4,501人以上で行きますと49万円というふうに細分化されてございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

分かりました。これも大事だと思いますけれども、これもひょっとしたら18年前の制定したものなのか。これもやっぱり見直すときに来ているんじゃないかと。

それから先ほど個人村民税、固定資産税徴収率に応じて90から95は2%、95から98は2.5%、98以上は3%の基本というふうになっているわけですが、その結果がですよ、何で自治会に来るのか。調べましたよ。法律ですかね、第48条の規定では、徴収の責任者は市町村にあると言っているわけです。18年前は自治会長が徴収したかも分かりませんが、私は。しかし今の決まりでは、この徴収の責任者は市町村にある

と言われている。何でそこで徴収率の関係で、あの自治会はこれだけ、この自治会はこれだけというふうに決まってくるのか。責任は行政にあるんじゃないですか、徴収率については。これは今責任転嫁ですよ。自分たちの責任を棚に上げて、各自治会にこういう配分の仕方、これは見直すべきだと思います。18年前の決まり事を、やっぱり今自治会は18年前と今では全然違う。高齢化率もそうだし、そういう状況の中で見直すべきだと思います。これはいかがですか。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

確かに当時制定したときは自治会長が徴収を行うわけではなくて、徴収に協力していただくというのがありました。その際に、事前にといか徴収率が少し悪そうだなという自治会に関しましては、滞納者の方に戸別訪問をしていただいて、そういった協力もいただいた時期がございました。

今18年前に制定されたということでございますが、例えば今の自治会育成交付金、ちょっと議員の質問を受けて調べさせていただきました。これは近隣市町村のことですが、今の状態でもかなり高いです。これを見直すというか、どういった見直しがあるかどうか分かりませんが、その徴収率を撤廃して一律にしていくなかというのは今後の話になるかなと。ただ、現実として私たちが調査した段階では、かなりの高額な育成交付金が支給されているものと理解してください。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

高ければいいんですよ、よそよりも。しかし、本当に実態はそうなのか。今この字費を徴収するのも、もう参加率も45.5%です。その中で自

治会の運営というのは、もっと厳しいんです。今いただいているものだけでも足りない。その中で自治会は一生懸命頑張っている、歯を食いしばって。その状態をもっと把握しないといけないと思っています。時間外も一生懸命ですよ。見ていてよく分かる。それぞれの自治会長には頭が下がる思いです。やっぱりそういう状況の中で見直しなんです。これをやっぱりこうだから何%ですよというのは、もう通らないです。さっきも話しました徴収の責任者は市町村、なぜ18年、19年前に制定したのが今もこういう状況で配分になるのかというのは、すぐ見直しの作業に入って、来年からは統一した支給をしていただければなどというふうに思っておりますので、改めてもう一度総務課長、お願いします。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

見直しに関してですが、事実としてこれは平成27年度から令和6年度までの棒グラフです。当時と比べても一応上がっているんだと。その時期時期によって若干はあるんですが、必ずしも平成19年の基準で、その当時の額を支払わせているのではなくて、平成19年をベースにしてもかなりの交付金が上がっているんだというふうな御理解をいただければと思います。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

大城律也議員。

**○8番（大城律也議員）**

18年前の話をして上がっていると、物価も全然違うし、地域の運営の仕方もある。一番大きいのは加入率です。当時は80とか90とか、そういう加入率だったと思いますよ。ですから、字費を集めれば何とかできたかも分かりません。今は45.何%でしょう。地域において、こういう加入率の中でやりくりをしているとい

うことですよ。補助率が上がっているとかという話じゃない。現地がどうなっているかと、これもやっぱり計算をしながら検討していただければなど。これは行政の責任ですよ。じゃあ公民館の区長をやる人は誰もいませんよ。しまいには、どうするんですか。役場の職員を派遣するんですか。余計経費がかかるじゃないですか。いや、本当に現実ですよ、これはもう。5年後、10年後、20年後はどうなるか。自治会同士も合併しないといけないような運営になるかも分かりませんよ。そういうときはどうするかですよ。ですから、今のうちから地域の状況をよく検討して、把握をして支援体制の見直し、それをぜひお願いしたいというふうに思っております。次に行きます。

答弁で、ほかの自治会の交付内容も参考にし必要に応じて検討しますとあります。総務課長、そうですね。現在、村内には14の自治会があります。自治会という形態は運営に余裕のある自治会、もうチャースガヤーという自治会もあるわけです。形態は一緒でも同じ組織は一つとしてなく、その内情は全く異なる組織であると。自治会の財政基盤の支援は、自治会育成交付金に関して税金の徴収実績ではなく、自治会ごとの課題やニーズを把握して、柔軟な使いやすい補助金制度に見直す、私はそのように思っております。財政基盤の支援を行う必要があります。改めてその件についてお聞きします。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

ここで他のものと比較して検討するというのは、比較して例えばです。これが必ずしも上がる方向に動かなかった、現状でも高い、逆に高過ぎて低くしないといけないことになった場合のことを考えると、個人的には私は今の交付金の内容でまずはやっていただけないものかなと

考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○8番（大城律也議員）

ですから、18年前と社会情勢は違うと言って  
いるんですよ。ですから、当時は加入率も高か  
ったでしょう。今は50%を切っているんです。  
自主財源がないということです。それで、よそ  
の市町村との状況を見ながら判断しますじゃな  
いですよ。我が村の状況を判断しながら、我が  
村独自でそれを検討すべきです。どこの市町村  
が検討対象になっているのか。高いところなの  
か、低いところに合わせたところもあるわけ  
です。それは独自でやってください。独自の財政  
と、それから自治会の財政状況を加味しながら  
やっていただきたい。

そして最後に、やっぱり今の状況は大変です。  
本当ですよ。このままでしたら区長をやる人は  
いなくなりますよ。ほとんど無報酬、時間外、  
大変な対応をしていますよ。それはやっぱり理  
解してもらわないといけない。5年後、10年後、  
20年後の各自治会はどうなっているか。やがて  
上がってきますよ、合併しなければならぬよ  
と。ますます公民館離れが始まる。そういう状  
況でありますから、ぜひ自治会の内情をしっか  
りと把握していただきたい。もっとも自治  
会に対して、持続可能な自治会とするためにも、  
もっと行政は危機感を持って、早急にそれぞ  
れの自治会との意見交換もしながら対策を講  
じることが必要だろうというふうに思ってお  
ります。その辺を要望して、一般質問を終わ  
ります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11時37分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

通告に従いまして、4点の一般質問を行いま  
す。

1点目は、立村80年に向けた取組はあるか。  
2点目、学校管理者への評価システムはどうな  
っているか。3点目、沖縄県立芸大卒業・修了  
作品展・北中城村長賞の再考について。4点目、  
景観行政についてのビジョンはについて伺いま  
す。再質問からは、今の順番から1、3、4、  
2の順で質問を進めさせていただきます。

初めに、立村80年に向けた取組はあるかにつ  
いてでございます。

終戦後、米軍施設により分断されたことで  
1946年に中城村から分離し誕生したのが北中  
城村であります。来年2026年には立村80年を  
迎える。そこで、記念すべき節目に向けた取組  
をすべきと考えるがどうか。

2点目、学校管理者への評価システムはどう  
なっているかについてでございます。

学校においては、教職員の職務遂行状況や能  
力などを評価する人事評価制度が導入されて  
いるが、逆に学校管理者となる校長や教頭に対  
する評価システムはどうなっているのか伺いま  
す。

全国的にも学校管理者による不適切事案や不  
祥事など、耳を疑うようなことが後を絶たない。  
我が村においてもそれに類する事案があった  
が、そういうことも踏まえて、村長並びに教育  
長、教育委員会が不適切事案等に対して、これ  
までどう対応したかについて伺います。

3点目、沖縄県立芸大卒業・修了作品展・北  
中城村長賞の再考についてでございますが、北  
中城村と沖縄県立芸術大学との交流を深めるた  
めに2013年に創設された北中城村長賞である  
が、沖縄県立芸大には他にも北中城村文化協会  
賞（2007年創設）、沖縄美ら島財団理事長賞

(2015年創設)、沖縄県立博物館・美術館賞(2015年創設)、デパートリウボウ賞(2019年創設)、専攻賞、この専攻は学部の多分専攻の意味だと思うんですが、それは2024年に創設したりと、数多くの表彰の機会があります。

そこで北中城村長賞においては、創設して10年も経過している中で、この賞の中身であるとか、存在意義含めて再考すべきではないかと考えております。

4点目、景観行政についてのビジョンはについてでございます。

我が村は田園文化村を標榜して長いですが、その名にふさわしい景観や取組になっているのか。我が村は景観的にすばらしいところがたくさんあるが、あと一手間かければもっと輝くところはたくさんあるのではないかと私個人、思っております。美しい景観を創り上げることは観光振興のみならずシビックプライドにもつながる。そのことで村長の景観行政に対するビジョンについて伺います。

**○議長(名幸利積)**

村長。

**○村長(比嘉孝則)**

では、喜屋武議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に、立村80年に向けた取組はあるかということです。

現時点で具体的な内容は決まっていますが、年度当初に各分野で次年度実施される事業やイベント等を立村80周年事業と絡めることができなにか検討するよう指示をしております。

2番目の学校管理者への評価システムについては、教育委員会のほうから回答をいたします。

3番目、沖縄県立芸大卒業・修了作品展・北中城村長賞の再考についてでございます。

同作品展における北中城村長賞につきましては、当時の地域住民と沖縄県立芸術大学との間で醸成された文化芸術の振興に関する活動等を

踏まえて創設したものです。先方とは様々な取組を地域ぐるみで積み重ねてきた経緯・実績がございますので、同作品展における表彰機会を本村の文化芸術振興の一環として今後も継続していきたいと考えており、賞の内容の見直しについては、現在のところ特に考えておりません。

4番目に景観行政についてのビジョンです。

本村は、中城湾に面した海岸線と起伏に富み緑が連なる稜線の風光明媚な自然景観、中城城跡とその周辺の古くからの集落にある石垣や生垣の原風景は、後世に引き継ぐ村として大切な財産であると思っております。

また、新しいまちづくりに当たっては、近代的な機能性を備えつつも、周辺環境と調和の取れた落ち着いたある景観形成に向けて取り組んでいるところです。

現在進めております中城村との共同のまちづくりにおいても、自然景観・風致の保全を図りつつ村民の利便性の向上に向けて取り組むこととしており、また、中城城跡周辺の集落を対象に歴史まちづくりの取組を進めております。

以上でございます。

**○議長(名幸利積)**

教育長。

**○教育長(徳村永盛)**

喜屋武 功議員の質問事項の2番目、学校管理者への評価システムはどうなっているかについてお答えいたします。

教職員評価システムは、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることや、その評価を人事管理の基礎とすることを目的として実施しております。具体的には、役割達成評価と資質能力評価について年に3回、校長面談を行い、指導助言を行っております。評価に関しましては、教頭については学校長が、学校長に関しましては教育長が評価を行っております。

また、学校で大きな問題が発生した際は、その都度村長、教育委員へ報告を行い、対応につ

いても情報共有をしております。

以上でございます。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

立村80周年の取組なんですけれども、実は平安山議員のほうから資料をちょっと頂いて、これまでの北中城村の歩みというのをちょっと見てみたんですけれども、1976年に立村30周年の記念式典があって、10年、20年はないです。あと10年ごとに40年、50年、70年というふうに式典があるんです。村長のほうにも来年の記念事業に対して、こういうことをしたいという多分いろんなお声が上がってきていると思います。私のところにも実は来ていて、平和コンサートができないかとか、講演会であるとかイベント等はないかというふうに来ています。言えば村民の意識を、節目で村を知ってもらい、活力を生むという意味でも、もちろん答弁からは何かしら考えて進めるという話ではあるんですが、公募的なものをして何か記念式典に向かうというのもありじゃないかなというふうに思っているんですけれども、それはどうですか。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

今御提案があった平和コンサートだったり講演会、各種イベント、特にそういった村民からの公募になるとは思うんですが、その公募をする際に、答弁書のほうでもありましたとおり、まだ具体的にどういったことをやろうというのが決まっていません。ふだんやっているイベント事業だったり、冠をつけてまずできるものかなと考えています。公募をするに当たり、具体的にどういったものに対してどういった公募をすると、そういうのがまだ明確になっていませんので、現時点で公募するとか、そういった方針はちょっとお示しできません。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

今、私は庁議のほうで全課長にそれは伝達したところでございまして、全課で立村80年に向けてその取組をしてくれと、記念式典に見合う事業等を考案してくれということで申し上げました。私としては、今ハワイとの交流等もありますのでそういうものとか、あとは葛巻町にこれから参りますので、葛巻町の町制施行の記念式典にどのようなものがあるのか、そういったことも聞いてまいりたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

何か10年前、前回は議会展もあったというふうに局長から話も、資料も見たんですけれども、また30年40年とか、70年80年と、また50年という節目は、またちょっと違う意味合いが出てくるんですけれども、沖縄市とかは市制50周年、去年でしたか、1年間を通して冠をつけているんな記念イベント、各自治会に何か補助金、市制50周年の何か事業に対する補助金とか、いろんなものをやっているんです。

私のところにも実は県道沿い、郵便局に曲がる交差点のところにスペースがあるから、そこに村民の安全安心を発信するシーサー、言えば文化協会の有志の方々が各地にシーサーを今作っているじゃないですか。シーサーの里の一環としてのものだと、そういう意味合いではあるんですけれども、それもどうかという話も今来ていて、いろいろ話を聞いたら宜野湾市が市制50周年のときに、当時の松川副市長のほうから山内米一さんに依頼があって、市役所の駐車場の入り口に台座をきれいに作って、シーサーを五、六点か設置しています。そういうふうな意味合いで、そこは今回の景観行政にも絡んでく

るんですけれども、何かしらそういう発信するものもいいんじゃないかな。言えば、これまでほぼボランティア的にそういうふうな取組をして村に貢献してきているので、そこをまたちょっと力をお借りして行政が予算、向こうは県道だから県とのやり取りもあるんですけれども、その点で何か考えられないかということをおちょっと村長から聞きたいです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に私自身が考えるというよりも村職員全体、あるいは村民全体で考えるということは大変いいことだと思います。私自身で提案することはなかなか難しいものがありますので、皆さんの力をお借りしたい。今の提案等についても大変いいアイデアだと思いますので、しんしゃくしてまいりたいと思います。

それからまた、これから各課からの提案等が出てまいりますので、そういったこともまた審議するような場も設けて、しっかりと80年の式典に備えたいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひ10年ごとの節目でもって村民意識をつくり上げていく、村づくりに関してもみんなと一緒に考えてもらう絶好の機会だと思うので、そこはひとつ進めていただきたいと思います。公募方も含めてですね。

次に、2番はさっき言いましたが飛ばして3番目ですけれども、村長賞のことで、今年度は財政が厳しいということで会計年度任用職員であるとか、結構多く事業も廃止したりとかという、今厳しい財政運営をしているところです。そこは、私は常に費用対効果とかスクラップ・アンド・ビルドと言っているのですが、その点はとも評価するところはあるんですけれども、今

回この村長賞、予算にしてはとても小さいですよ。ただ、村長賞をつくることで職員も関わるというのもある。冒頭に読み上げたように、この賞ができて10年になる。でも役割を私は一種、もう役割を終えたとは言わないんですけれども、果たしたんじゃないかなと思っているんです。実際、北中城村の文化協会賞もある。ほかにもちゅら島財団とかいろいろなところから賞をもらっているから、北中城村があえてこの賞を存続するというのはどうかなと思っているんです。一つのきっかけとして、芸大との関わりの中で地域おこしとかというのにも一つの入り口、きっかけとしてはよかったと思うんですよ。あとずっと伴走し続けるというのはどうかなと思うんですよ。例えば、ある程度来たたらちょっと自走してもらって、主にテラコッタのものが出発点になっていると思うので、そこはそこで地域おこしにはとても活発なところなので、村長賞というのはどうかなと思うんですけれども、いま一度ちょっとそこを聞きたいです。

また、答弁の中に、作品展における表彰機会を本村の文化芸術振興の一環としてという文言があります。そこから来たときに、村全体を見たときに、この文化振興というのがどう活かされてきたのかまでちょっと答えてもらえますか。費用対効果も含めて。萩道、大城は何かしらあったと思いますよ。これまで芸大と地域とのどんな交流があったかも含めて。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

まず村長賞についてですけれども、非常に私は低廉な経費で、これだけの知名度を上げる賞はないのかなと思いました。これは当然県の文化関係者のほうにも情報として行き渡ります。そして新聞等でもそれは出てまいりますので、北中城の文化振興・発展のために大変寄与するものではないかと思っています。

そしてまた、これまで萩道、大城の子供たちとの交流等がございました。素焼きの講習をやったり、いろいろあったと思うんです。ただ、ほかにまた具体的な交流事業等については生涯学習課のほう、教育委員会のほうから述べさせますけれども、私としては今、北中城村長賞、僅かな経費でこれだけの北中城村の知名度を上げるんですから、私はこのまま継続してまいりたいと思っております。

**○議長（名幸利積）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（新垣理衣子）**

御質問にお答えします。

先ほど交流の事業の件ですかね。これまで県立芸術大学と行ってきた事業としましては、村内の子供たちを対象とした土器野焼き体験とか、県立芸大におけるオーケストラ鑑賞体験など、そういう芸術関連の事業を展開しております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

いろいろ交流されたということですが、今素焼き体験とか何とかというのは必ずしも芸大の生徒じゃなくてもいいのかなと。今村内には芸術家、陶芸家の方々がいますので。村長賞とつくことで県に対しても文化振興に大いに貢献していると言うんですけれども、ちょっとごめんなさい。何か抽象的過ぎて、どう貢献しているのか。これがあることで、少ない予算だけでも、県内でも有数の文化芸術村というふうに、いい意味でのレッテルを貼られる村になっているのか。私は、そうは全然思えないですね。全然思えないです。だからそこが抽象的なのでもっと具体的に、例えば二、三万円で素焼き体験とかオーケストラとかと言うんだったら、だからその役割を私は文化協会、村の文化協会賞で担ってもらってもいいと思うんですよ。言

えば芸大の卒業生の作品に、二、三万円程度ではあるけれども、ただそれが果たしてどうなのかという、もう役割は果たしていると思っているので、それか何かほかに北中城の子供たちに、中学生、高校生、小学生に何か陶芸を作らせて、あくまでも案ですよ。そこに何かあげたほうがという、ざっくりな意見ではあるんですけれども、私はそういうふうに思っています。

これは最後の質問です。それに対して再検討、再考してほかのものに変えられるのか。例えば冒頭で言ったいろんな事業がスクラップされている中で、「いや、これは必要性あるでしょう」ということで、特に保育所の先生たちは「いや、これは見直してくれ」という団体交渉まで来た。多分、腹の中で思っていると言えない方々もいる。でもこんな事業は費用対効果、ごめんなさい、行政、執行部は費用対効果があると見ている。私は見えていないので、そこはほかに任せべきじゃないかと思うんですけれども、いろんな意見があると思いますよ。それに対して。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

確かにいろんな意見はあると思います。ただ、その延長線上にそういったいろんな交流事業があるということを御承知おきいただきたいなと思います。それがなくなかなか、我々とこれまで築いてきた信頼関係というのが一気に崩れてしまうおそれもあるので、私としてはこれは存続させて、これからまたいろんな交流事業、向こうにしていだける子供たちの指導とか、そういったことはただけじゃないかと思っておりますので、これまでどおり存続したほうがいいと思っております。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

じゃあ今、一旦この賞をなくしてしまうと村

の教育振興並びに文化振興に影響がある、デメリットがあるというニュアンスではあるんですけども、例えば今、生涯学習課長がおっしゃっていた素焼き体験とかオペラ鑑賞に子供たちが毎年どれぐらい参加するのかというのと、この賞がなくなることでデメリット、どれだけ大きくなるのか。どれだけ大きいのかというのは、もういいです。どれだけデメリットがあるのか。そこまであるんだったら多分北中城村長賞だけじゃなくて、ほかの市町村も芸大に賞を私たちがあげたいということになると思うんですけども、これはどうですか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

今おっしゃっていますことは、ただ、我々は先駆者としてまず第一に北中城が手がけたと。その後続く市町村というのは、参入することは非常に難しいかと思えます。ですから、我々がもしこれからやめてしまうと、そのときはほかの市町村が入ってくるかもしれませんけれども、今は北中城村長賞というのは向こうの賞の中でも大変高いレベルの賞なので、それは向こうとの交流、今後出てくるおそれのある交流の断絶とかそういったことを考えた場合には非常に損失だと思えますので、私は芸大との交流については大変有益なものだと思っております。

**○議長（名幸利積）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（新垣理衣子）**

御質問にお答えします。

現在この体験等の人数を持ち合わせておりませんが、しかも現在この事業自体が若干途絶えておりますので、人数は把握しておりませんが、先ほど村長からもありましたように、この賞があることで文化協会とも連携しながら、子供たちにこの賞があることで村も文化芸術の振興に

寄与しているんだよということで、子供たちが親しむ機会の充実などにも今後取り組んでいけたらなと思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

今村長、聞きましたよね。途絶えているんですよ。交流になっていないんです。というのが実情、私は初めて今日聞いたんですけど。だったら、村長がそんなに、小さい予算ではあるけれども、これを続けたいんだったら盛り上げたほうがいいですよ。ただ、前例踏襲的に置くんじゃないくて、やるんだったら盛り上げてほしいと思っています。

次に、景観行政について質問します。答弁にもあったように中城城跡を中心として荻道、大城の歴史的風致エリアというか、そこをどう盛り上げていくかというのは、今後の観光振興にとっては向こうのエリアはとてもいい場所、いい場所と言ったらとても陳腐な言葉ではあるんですけども、でももっとひと手間もっとひと手間ってやることで、より注目されるエリアになってくると思うので、その点は引き続き進めてほしいというのと、今日この問題を取り上げるのは、私はライカムエリアなんです。今年度の予算にライカム地区周辺道路修景設計業務というのがあって、そのときの説明では、ライカム地区の観光地としての景観の維持・向上を目的として、令和7年から11年までの5か年計画で防草対策及び植樹の在り方等について調査・設計工事を行う。総事業費は1億4,200万円という説明がありました。だから私は、あのエリアを本当に景観がいいエリアに持っていくことはとても望ましく思っているんです。なぜかといったら、去年、おとしですか、一般質問で上げたんですけども、言えば村道南部延伸線です。クロキがトータルで何本ありましたかね、

台風6号で30本ぐらいやられて、本当にあのクロキ並木は沖縄で一番みすばらしい村道だと私は思っているんです。結構県道含めて市町村道路もクロキを植えているところは多いです。でも、とてもきれい。本当にこれは誰かがボランティアで手を加えているのかなと思うぐらいすごいです。ある課長にこの話を雑談でしたら、「いや、村木だからクロキなんだ」という、だったらですよ、村長。あの道路、もっと景観ということを意識して、きれいな道路にしたほうがいいですよ。私は毎日通るので、あれはちょっと、ライカムと言ったらアッパー層が住むようなエリアでもあるし、買い物をする方々も周辺にいっぱいいます、あの通り。多分10名に聞いたら10名、この道路はただ木を植えているなとしか思わないですよ。どうですか。建設課長からも説明があると思うんですけども、このライカム地区周辺道路修景設計業務の中で、あの植栽を何かきれいなものにするような考えとあってあるのか。どうですか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

今回の道路景観美化事業につきましては、まず今クルチの生育が悪いというような御意見かと思えますけれども、どちらかというところクルチ自体、リュウキュウコクタン自体は比較的土壌を選ばない生育、どういったところでも生育しやすいということが言われているんですけども、そういった中で生育が悪いという点で何か原因があるのではないかと。例えばあの一帯、もともとの土壌がクチャですね、島尻泥岩で水の浸透が悪い、透水性が悪いところで、そこで水がたまって、ちょっと発育を悪くしているんじゃないのかなということを今想定しているんですけども、そういった今の現状をまず調べようと。評価して、ここでなじむ、要は逆にク

ルチを前提とすれば、どうしたらクルチが生えやすい環境がつかれるのか。あるいは、この土壌を生かした場合に何が適した植栽なのかというところも含めて検討をしていきたいということで、今の現状の調査と今後についての検討を図っていくという業務内容となっております。その検討が終わりましたら、またその施工を含めて今後対応していくということを想定しております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

ぜひ村長に聞きたいです。さっき景観行政について、城跡を中心とする景観こそがいろんな効果を生み出すという今の現状の評価の話ではあったんですけども、あの道路を見てどう思いますか。もう本当にあれではいけないと思いますよ。でも民間人があつちは触れないんですよ、公的なものだから。予算の問題もあるし。予算があつたとしても触れないと思うんですけども、あのままではいけないんじゃないですか。そもそもの話ですけども、県道だったら一種基準があるんです。クロキだったら三、四種類ぐらいの基準と言ったらあれですけども、どんな基準であの木を、言えば高さとか幹周りとか、葉張りと言うんですけども、あれを見たら何か私は変な木を買わされたんじゃないかなと思うけれども、どうですか。当初の話をできる人はいますか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

その当初植えたのが区画整理事業のほうで設置をされておりまして、当時樹種の選定とかは何か検討会、地主会も含めて検討されていたというふうに伺っております。ただ、実際どの木

を植えるという、その木の選別自体をどうしたかということまでは把握できておりません。恐らく当時、調達できるものを選んできたのかなというふうには推測をしているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

だからあの場所、課長から土の話であるとか、風当たりもあるんだと思うんですけども、それにしてはちょっと、本当にみすぼらしいと思っているのでどうにか、景観が観光振興にもつながる。シビックプライドにもつながっていくと思うんですよ。絶対つながる。だからこそあの通りをきれいにというのは、村長、ぜひイニシアチブを取って、せっかくこの5年間で1億4,000万円ですよ、その事業費の中で何かこう真新しいものにしてもいいし、クロキをもっと葉振りよくするのもいいけれども、でも今現状では大きいのがあったり、小さいのがあったり、葉がなかったり、折れたりとかという、もう何か、何なんだろうと思ひますので、そこはちょっとぜひ注視していただいて進めてほしいと思っています。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当該地区につきましては大変風光明媚なところだと思っておりますので、大変気持ちのいい空間だと思います。そこでまた街路樹のほうで、そこに大変景観にそぐわないような街路樹の植栽の仕方等あれば、私たちとしてもこれは排除すべきなのか、それとも存続すべきものなのかを判断して決めてまいりたいと思います。所管課としっかりとそのことについては相談をしてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

では次に学校の問題ですけれども、教育長の答弁を見たら、大きな問題が発生した際は、その都度村長、教育委員へ報告を行い、対応についても情報共有しておりますという今答弁がありました。例えば大きな問題があったとき、情報共有している。学校現場で大きな問題が起こった、どういった流れで教育長、村長に情報が来るのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時03分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育長。

○教育長（徳村永盛）

功議員の御質問にお答えいたします。

まず学校の中でいろんな問題、課題等があった場合は、もちろん学校の責任者である校長先生、管理職からの情報提供、そして保護者、地域のほうからの相談とか連絡等があって、まずは声が寄せられたら、その事実確認を進めてまいります。その内容によっては、即座に情報があった時点で村長のほうに伺って、こういう情報がありますと。それについてこういう今から事実確認をしながら進めてまいりますよということもまず。地域のほうからまた、私たちが相談していないときには、直で村長のほうに電話連絡とかそういうことがあったときに、首長として聞いていませんよということにはならないようにということで、そういう形でまずはその流れについて村長のほうに報告をします。そしてあと教育委員の皆さん方にも、これはまた問題の中身によって緊急性がある場合には臨時の教育委員会を持って、こういうことがあって、

こういう流れでこの課題に向かって対応していきたいんですが、委員の皆さんの意見をまた聴取しながら、確認をしながらこれを進めております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

分かりました。じゃあ去年も学校の管理者のことで質問して、ただやっぱり波風を立ててしまっ、何で直にこんな小学校名を出すか、中学校名を出すかとあったので、中学校と小学校という表現にします。そこで言うならば去年、中学校の管理者が、事案がありましたよね、あの万引きの。そのときにはどんな流れで教育長のところに情報が来て、例えば罰せられたとか処分になったかは、どんな流れですか。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

まず中学校の件に関しましては、まず情報提供は県のほうからございました。こういう形で情報が入っているんですがということで、ぜひ村のほうで調査、そして事実確認等を進めてほしいということがあって、当事者を教育委員会に呼んで事情聴取し、本人が認めましたので、そういう報告をしております。そして、その中において県のほうからも、またこういうことを聞き取りしてほしい、こういう事実確認をしてほしいとか、教育委員会と県の教育委員会のやり取りを重ねながら、事実がほぼ本人も認めたのでという形で、教育委員会から県の教育委員会に答申をしております。その結果、処遇については県のほうが県の定例教育委員会の中において処分を下されたということになっています。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

この件ではいつでしたか、12月議会じゃなくて3月議会のときに、教育長並びに教育総務課のほうから具体的にいろんな説明をいただいて、私も質疑したんですけども、何か話では匿名で教育委員会に情報が行った。そこから今教育長に、教育委員会にという流れだと思うんですけども、だから私が不思議に思うのが、今その前の質問、大きな問題があったときの流れ、この村長とか教育委員に言うという流れの最初に、学校で大きな問題があったら学校長から何か来ると言っていましたよね。例えば、じゃあ学校長が何か起こしたときに、本人が自己申告するんだったら分かるんですよ。本人からなかったら、じゃあ結局何もなかったとなるんですよ。だから結局、県の教育長から来るまで分からなかったということじゃないですか。幸いと言ったら変ですけども、匿名であったから。だからそう考えると、じゃあ学校の管理者の上にいる教育長、村長がそれを知り得るとなったときに、その学校の管理者に頼っていたら、そこが情報を投げなかったら分からないということですよ。言っている意味はわかりますか。そうなりますよね。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時09分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

お答えします。

今議員がおっしゃるように、本人からの自己申告があつてしかるべきです。その件については重々私たちが、御自身がというときも考えています。本人に事情聴取をしたときに、なぜ申告しなかったんですかと校長先生にそういう形

でお話をしました。その件については、本人はその事前に、その前の段階で警察等の事情聴取を受けております。その中で本人は、警察との事情聴取も終わったので、そういう形で自分から申告する必要はないという勝手な解釈で、今回の件に関してはその本人から報告はありませんでした。議員の最初の質問である、もし本人の申告がなければ私たちの耳には届かなかつたという部分のところは否めないなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

質問でもちょっとまた入れているんですけども、教職員の人事評価システムについて教育長、これはどう思われますか。メリット・デメリットって、ざっくりでいいんですけども、どう思いますか。これは一応後の質問に続きますので、この質問が。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

教職員評価システムにおいては、今のそういう課題を発見するとかそういう目的ではなくて、やはり日々の学校の管理者でしたら学校の運営管理に基づいて、教職員だと子供たち一人一人へのそういう授業を中心とした学習指導であるとか生徒指導であるとか、そういう部分の資質向上やそういうものに寄与するので、やはりこの教職員評価システムは有意義であるというふうに考えております。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

私は結構いろんな人に聞いています。教職員の場合には、言えば教頭先生、校長先生が今評価している。でも、その前に児童生徒へのアン

ケート、保護者へのアンケートも見ながら、自らの指導スタイル、スタンスに振り返りができるんですよ。教職員の評価の、ですよ。ただ、学校管理者への評価となったときに、答弁では教頭は校長がやる。校長は教育長がするとなったときにですよ、まず一つ、管理者が振り返るための何かアンケートがあるかというのはどうですか。もう一つ、教育長が管理者を評価するに当たって何に基づいて評価していますか。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

アンケートを実施しているかという部分については、実施はしておりません。先ほど答弁でもお話ししましたが、年に3回、5月、10月、2月、年に3回面談をしています。そのときの面談の資料の中には自己申告書というのがありまして、学校長としてこういうことを目指しているんだと、その手だてはこういうことですよ。その手だてや成果について学校長から聞き取りをして、そのとき学校長は、その目標を達成するためにどうなったかという、そういう評価をした添付資料も持参をしてくる説明を受けます。そういう形でその結果を受けて、そのときに指導助言、アドバイス、それ等をして、また次の中間のほうに、当初面談、中間面談、最終面談というような面談になっていますが、次に向けての助言をしております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

何か教員の評価システムを聞いたら、B、A、S、SSとかという項目があつて、なかなかBはない。新聞沙汰になる大きい問題があつたらB。普通、何事もなかつたらA。Sからは評価に値するというのがあると聞いています。ただ、私が問題なのは、ちょっといろんな質問とリン

クしてくるんですけれども、この評価システムがあるせいで、教員が管理者に物が言えなくなるという話を聞きました。言えば教育長も私がヒッチーこんな質問をするから、もう嫌でしょう。黙っているほうがいい議員かもしれないですよ。ただそうじゃなくて、これは実際そういうところがあって、なぜかとなったら管理者が評価するからなんです。次の移転先にも、転勤先にも影響するし、給与にも影響すると聞きました。

なぜこれを言うかとなったら、私はだから去年の質問に遡っていくんですけれども、朝会で管理者が全校生徒にですよ、「たばこを吸った人はいないか」みたいな。誰も当たり前、手を挙げないですよ。喫煙で問題になって保護者も呼んだ子に対して「お前やっているだろう」みたいな。でも実際これはちょっと訂正的なものがあって、実際は壇上から「たばこを吸った人はいないか」、誰もいない。壇上から降りてきて、この子の前に来て足で蹴るんですよ。「お前やっただろう」と。これが果たして適切か。これは絶対不適切ですよ。この件で学校の先生に聞きました。見ましたかと。子供たちは見ているんですよ。もうショックを受けています。多々ある。前いっぱい挙げたじゃないですか。いっぱいあるんですよ、不適切な事案が。学校の先生が、「こういうことがあったでしょう」と聞いたら、「いや、私は見ていないです」と。見てないんじゃない、言えないんですよ。評価システムがあるから。私はこれはとても問題だなと思いますよ。問題。じゃあ、こういう事案は大きな問題って捉えています、私は。じゃあ、この報告を当時の管理者が教育委員会、教育長に報告していますか。どうですか。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時23分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

喜屋武 功議員。

**○6番（喜屋武 功議員）**

今休憩中にもいっぱい話したんですけれども、例えば学校の管理者を評価する、客観的に。でも毎回教育委員会、教育長が学校へ行く、毎日ではないじゃないですか。だから通常の教職員の評価システムと違うんですよ。教頭、校長は毎日いる。教師も毎日いる。ある程度動きは見える。自己申告もある。面接もある。ただ教育長とか教育委員会はそうじゃないから、だからそこで調査システムの中で、例えば現場の先生からそういう声を聞くような、Googleアンケートってあるじゃないですか。あれって匿名性もあるので、アカウントがあればおうちでもできるから、そういうふうなのが可能なのかというのもちよっとお答えできますか。

**○議長（名幸利積）**

学校教育指導主事。

**○学校教育指導主事（兼島 栄）**

議員の質問にお答えさせていただきます。

教育委員会として各学校の服務指導というところで、それを徹底していくということは継続して進めているところです。校長会も含めて様々な情報交換をしていくんですけれども、県が発行している「信頼される教職員を目指して」というものの中にチェック項目だったり、自分を振り返るような項目があったりするんです。市町村によってはそれを提出させるというところもあるので、議員の提案が、それがよいというふうな御提案であるならば、そういうことも一つ入れながら、学校の状況というのを見取ることができるのかなと考えています。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 2時26分 休憩

午後 2時27分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

じゃあぜひこういうところは徹底しながら、そういうふうなシステムがないと人間だから悪さするではないと思いますよ。聖職なので。周りに子供たちがいる、その学校で起こった事案、中学校、小学校で起きた事案、みんな見ていますよ。「アイヤー、大変なことしているヤッサー」には止まらないんです。やっぱり傷つくんですよ。そこを何かしら、今後これがないようにというのを作らないと、目を向けないと、「もう大丈夫。報告をしなければ難を逃れた」みたいな、ほかに行ってまた自由放任主義じゃないけれども、こんなってなるんだったらもう絶対現場は荒れますよ、はっきり言って。先生たちも辛かったと思います。

最後に、もう2分しかないから。ちなみに、小学校の管理者の件で当事者を呼んだりいろいろやったと言うんですけれども、管理者は何もしなかったと言っているんでしょう、多分。学校の先生たちからも聞きましたか、どうですか。教員から。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（兼島 栄）

教員からの聞き取りは行っていません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

今当事者たちはいないんですけれども、でもこれは改めて聞いたら駄目なんですか。何でかといったら、こういうふうにならなければ先生たちも個別に聞くよというふうにならなければ、また起こりますよ、多分。多分ですよ。だから

そこを、システムを県がどうこうじゃないんですよ。市町村の教育行政を担っているのは村長でしょう。教育長じゃないですか。北中城の子供たちは我々が何か歯止めになる、防波堤になるとやらないと、いや、議会でも取り上げますよ。だからこれをちょっと再検討できないですか。改めて聞くか、システムを作るか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

今ありましたように去年、一昨年も含めてになるんでしょうか、今在職している職員のほうに少し聞き取りをしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武 功議員。

○6番（喜屋武 功議員）

ぜひ、やっぱり大人が子供を守る。でもさっき言った、言った言わない、隠す隠さないではないけれども、そこでシステムがあればどうか、100%じゃないけれども切り抜けられると思うんですよ。やっぱり人事考課でも同じような問題があるんですよ。言えない、管理者に対して言えなくなる、言いづらくなるというのがあるので、そこはぜひ進めてもらって明らかにして、今後こういうことがないようにということで進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時31分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それでは通告に従いまして、一般質問を3点行います。

1点目は、「政府は日米地位協定の抜本的改定を見直せ」の看板設置の実現について伺います。

日米地位協定は、1960年1月、新日米安全保障条約とともに調印された。それ以前の日米行政協定が改定されてできた在日米軍に関する取決めである。2つの協定とも米軍が日本に駐留できるように①基地の使用、②米軍の演習や行動範囲、③経費負担、④米軍関係者の身体の保護、⑤税制・通関上の優遇措置、⑥生活などに関する諸権利を保証している。在日米軍は、日米地位協定を根拠に沖縄国際大学における米軍機の墜落事故、2017年10月の東村高江の民有地で沖縄国際大学に墜落したのと同型のヘリが不時着、炎上した事故など数多く発生している。また、女性への性暴力事件等も繰り返り起き、一向に解決されないままである。我が村議会も沖縄で起きている米軍による事件、事故に対し、常に抗議決議をし、また一日も早い日米地位協定の改定を求め、意見書を提出し続けている現状がある。私は、これまで幾度となく、一般質問を通じて「日米地位協定の改定を抜本的に見直せ」の看板の設置について要望してきたが、いまだに実現されていない。当局のこれまでの取組について伺います。

2点目は、寝たきり老人等におむつ代の一部助成をすることについて伺います。

高齢社会が突入し、困窮する老人が増え続けている。特に在宅及び長期入院の寝たきりの老人並びに痴呆老人に対し、健康保険法等の保険外負担となっているおむつ代の一部助成は、福祉の増進と経済的軽減を図ることにつながると

考える。読谷村は老人福祉医療費助成等に関する支給要綱を定めている。当局の見解を伺います。

3点目は、ライカム自治会の発足について伺います。

ライカム地区の自治会の発足と建設について、これまで一般質問をしてきましたが、発足に向けてどこまで進展しましたか、伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の「日米地位協定の抜本的改定を見直せ」の看板設置についてでございます。

常設の看板設置には多額の費用がかかることから、昨今の財政状況も鑑みながら今ある懸垂幕が使用できる間は懸垂幕設置で対応したものであります。具体的には令和4年度から縦6メートル、横90センチの懸垂幕を使って5月15日「沖縄本土復帰」、6月23日「慰霊の日」などの節目や記念日に数週間、役場第2庁舎南側に設置しているところであります。

2番目の寝たきり老人等におむつ代の一部助成をすることについてでございます。

本村において、「老人福祉医療費助成金支給」については、平成30年度まで支給をしてまいりました。老人福祉医療助成金は、「おむつ」の使用が必要と認められる「寝たきり老人等」を対象に、月額7,500円を助成するものでした。

令和元年度より当該支給要綱を廃止し、「介護用品給付事業実施要綱」を改正して、おむつ用品等の現物給付へと変更しています。介護用品給付事業においては、年額1人当たり10万2,000円（月額8,500円）を上限として現物給付をしております。

3番目のライカム自治会の発足についてでございます。

自治会は地域住民が自主的に組織し、地域の問題解決や交流促進を目的として設立されるものであり、その役割は地域コミュニティの維持・発展にとって非常に重要なものです。同時に市町村長は、これら自治会が円滑かつ効果的に活動できるよう支援を行う責務があります。現在ライカム地区で自治会の発足には至っていませんが、地区にお住まいの子供たちを中心に「ライカムエイサー」という団体があります。まずは村としてその団体をできる限りサポートしながら、ライカム地域での子供会の設立や、さらには自治会の発足につながればと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

まず初めに、1点目の「政府は日米地位協定の抜本的改定を見直せ」の看板設置の実現について伺います。

常設の看板設置には多額の費用がかかるという御答弁ですけれども、多額の費用とはどれぐらいを想定しているのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

以前に喜屋武すま子議員の質問を受け、看板設置についての見積りを徴したことがあります。一番安価なもの、これは設置場所が水道課と第2庁舎を隔てている壁にプラスチック板で設置するもの。高さ自体が、設置する高さが地面から約3メートルぐらいの場所に設置した場合、これで25万円。ただし、それはあまりにも低いというか、設置場所が低いというか3メートル程度しかないので、そこまで見れないのかなど。以前に設置していた庁舎の屋根というか、2階

以上の壁につける場合、クレーンを用いての設置になること。併せて庁舎の構造が、看板の裏に強風が当たる。それによって堅牢な看板を作らないといけないことから、100万円単位の金額がかかるということで、そもそもこの見積り自体を徴してはしません。ただ、看板設置業者に確認したところ、そういった状況は容易に想像できますよと答えを得ております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

見積りもやっていただいて、ありがとうございます。私が望んでいるのは本当に雨風に耐えられる看板であって、決して高額なものを想定しておりませんけれども、村民も同じ気持ちだと思います。日米地位協定の改定については、これは沖縄県民が願うところであり、私たち村民が安心して安全な日々が送れる平和な社会、そして子供たちに平和をつなげるような活動を行うことが看板を設置する目標であります。

沖縄の現状は非常に厳しいものがあります。離島には核ミサイル、そしてうるま市にもミサイルを配置しようとして今、一生懸命になって、沖縄中が本当に戦場になるのではないかと県民の皆さんは皆危惧しております。

実は令和3年12月7日の私の一般質問において、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置時期をただしたことがあります。その通告の答弁は、令和4年度当初予算に計上し、年度当初には設置を可能と考えます。設置日については5月15日前、5月3日なのか、15日なのか、あるいは6月23日なのか、8月15日なのか、そういったあたりもまた検討していきたいと考えておりますと答弁をなさっています。この答弁について、実行する覚悟はあるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

○村長（比嘉孝則）

すま子議員の御質問にお答えします。

これについては実行する覚悟でございます。ただ、設置の段階で今回所管課長と話したところ、懸垂幕が使えられたら使っていないんじゃないかということもありましたので、その5月15日、そして6月23日を期して、そこに懸垂幕を掲示するというので判断したものでございます。ただ、申しあげましたことについては、ぜひ実行したいと考えております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

看板というのはイベント的なものではないと思っております。私たちの意思を示す必要がありまして、思いつきで6月23日とか、あるいは8月15日であるとか、そういうことでやるものではないと私は考えております。私たちの意思表示というのは、絶対に日米地位協定の抜本的改定を見直さなければ沖縄中が戦場になりかねない。米軍のこういう権限を使って、沖縄が本当に毎日、海、空、山、陸、みんな危険な状態にあります。一刻も早くこの日米地位協定を見直して、沖縄を本当に平和で、豊かな社会を子供たちにバトンタッチさせたいものと考えております。

それでは看板の設置についていつ頃を予定しているのか、お伺いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時53分 休憩

午後 2時54分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

設置時期に関しましては、設置する看板によって時期が異なると考えています。先ほどの答弁でも申し上げましたが、水道課と第2庁舎を隔てている壁、擁壁みたいなものがあるんですが、それに設置するのであれば、そこまでの費用はかからないと想定していますので、次年度当初予算には計上は可能かなと思います。ただし、建物、庁舎に直接貼り付ける際の予算、設置時期に関しては、これはかなりの金額を要します。令和4年当時であのぐらゐの金額でしたので、現在の物価高、工賃、人件費などを考えるとさらに上昇していると思いますので、そういった看板の設置を求めるのであれば、今明確な設置時期はお答えできかねます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

場所もちろん必要ですけども、それは皆さんのほうでしっかりと議論をして、やはり平和行政を我が村は担うわけだから、各課長たちがこの平和に対する思い、私たちの村は本当に平和な村にしていくんだ。安心安全を子供たちに授けて、将来を担っていけるようにするのが行政の責務であるし、私たち議会の役目でもあると思っております。ですから、それは十分に皆さんのほうで検討していただいて、上を見ればきりがなく、下を見てもきりがなくという話になりますので、適切な金額で、これだったら住民が納得するだろうということで、どこからでも見えるように、昔の看板というのは本当に高速道路からしっかりと見えたくて、だから恐らく水道庁舎に貼っても見えるかもしれない。高速道路から我が村の庁舎はしっかりと見えるんですよ。だから、これをするによって平和の村づくり、本当にバトン子供たちにつないでいき、平和のバトンをつないでいけるようにやっていただければと思っております。

ので、できるだけ早めにやってほしいんです。その金額とか場所については十分に検討していただければと思っております。次に進めます。

2点目の寝たきり老人のおむつの一部助成についてなんですけれども、再度お伺いいたします。

おむつ用の現物給付の対象者はどういった方々ですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

対象者としましては、村内に住民基本台帳を登録している在宅の65歳以上の高齢者が対象となり、税の条件がありまして、村民税非課税の高齢者、生活保護世帯に属していない高齢者、介護保険施設等に入所していない高齢者、おむねその対象者となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

人数にしますと、どれぐらいの人数ですか。現数で分かるところの年度で伺いたいと思えます。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

令和3年度からの登録者数をお調べしております。令和3年度44名、令和4年度65名、令和5年度73名、令和6年度91名。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

本当に高齢化の波がやってきているなど実感をしております。

次に介護用品の種類について、こういったものが助成されているのかどうか、給付されているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

介護用品支給に係る介護用品の種類ですが、給付対象となるものについて、まずおむつ用品、2番目にドライシャンプー、3番目に使い捨て手袋、その他村長が給付対象と認めたものとして体拭き、口腔ケア、ウェットティッシュ、あととろみ調剤になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

これは現物給付と言うんですけれども、これを介護にかかっている方たち、あるいは家族の者がそれをどこかにか給付として取りに行くという形になると思うんですけれども、こういったところでこれは給付されるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（安次富規昭）

ただいまの御質問にお答えします。

本給付事業については、その事業所、介護用品販売業者に委託しておりまして、実際利用者に連絡を取ってもらって配達という形になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

それではこれまでの実績について、例えば利用実数とか、利用延べ人数とか、あるいは給付額、これをお金にしたらどれぐらいになるか、もしお分かりでしたら、分かる分よろしいで

すのでお願いします。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（安次富規昭）**

ただいまの御質問にお答えします。

先ほど令和3年度からの登録者数を御説明しましたが、それに合わせての給付の実績額です。令和3年度44名、約380万円。令和4年度が65名に対して約410万円。令和5年度が73名に対しまして、実績が490万円。令和6年度が91名に対して、給付実績が約590万円となっています。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

本村の場合には月額が8,500円、年間1人当たり10万2,000円となっておりますが、特に近隣の北谷町におきましては月額7,000円、沖縄市においては6,250円で、北中城村の場合は非常にいい支給をしているなど思っております。今後そうは言っても高齢者はどんどん増えていく。そして多種の物価高で住民は、特に介護する人たちはあえいでいると思うんです。これから高齢者福祉計画もまた計画されると思うんですけれども、この介護用品給付事業実施についてどういうふうにもっと考えていらっしゃるのか。できればもっと充実してほしいというのが私の考え方なんですけれども、査定をするに当たってどういう姿勢で臨むのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

福祉課長。

**○福祉課長（安次富規昭）**

ただいまの御質問にお答えします。

本介護給付事業につきましては、昔からというか以前は現金支給ということで、読谷村がやられているような感じで給付はしておりました

が、昨今、いろいろ介護保険等の制度の仕組みが変わったりして現物給付に変わったわけですが、他市町村と比べて大分いいというのは議員のおっしゃるとおりですが、例えば北谷町であれば要介護4以上の方に限られてくるんです。沖縄市もそうなんです。これを今後も事業を続けていくわけですが、やはりその部分の市町村の負担も多くなるわけですので、その辺は必要な制度として継続していくことはもちろんですが、その辺の費用負担も含めて検討する必要もあるかなと考えています。いずれにせよ次期計画等含めて、この事業は存続していくものと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

ぜひこの事業を続けてやって、そしてまた少しでももっと充実できればと考えております。よろしくお願いします。

それから次のライカム自治会の発足について再度伺いたいと思います。

御存じのようにライカム自治会というのは、今回ライカムが10周年を迎えまして、そちらに住む人たちももう8年、9年とたっていると思います。2025年3月末現在なんですけれども、人口が997人、427世帯となっています。毎月微量ながら増え続けているのがライカムです。やはり地域づくりはこの場所になじんで住んでいる方、あるいは外から入ってくる人たちがそのバランスを取りながら、まちを育てていくのがいいかとは思っております。

近年は周辺に事業主もたくさん張り付いておりました、私が聞くとところによると、ライカムも自治会に加入していいと。それからファミリーマートとか、あの周辺の事業主から自分たちも入りたいという声が上がっています。ですから自治会づくりについては、地域の期待も高ま

ってきているような気がします。やはり自治会に興味を持つ方もたくさんいらっしゃいます。若い方も出てきております。

ただ、ライカムの場合には、戦後ゴルフ場となくなってしまって空白地帯ができましたが、そこに住んでいる人たち、住み慣れた人たちがほとんどいないんです。ライカムに戦争前に住んでいた人たちは、ここに戦後ゴルフ場ができたために、その比嘉部落の人たちは久保田のほうに追いやられているわけです。二世とか三世の方がちょぼちょぼライカムのほうにも住んでおりますけれども、でもその地域に住んだ経験がないということがあります。

また、そこは非常に多国籍というんですか、いろんな方たちが住んでいて、コミュニケーションも多言語で対応しないといけない部分も出てきております。非常にユニークで特色あるまちを形成しております。ですから従来の自治会づくりというよりは、やはりそこら辺は都会化していて、大分今ある既存の自治会とは違った形態を取らないといけないのかなと思っております。一つには、従来どおりやっていくといつまでやるか分からないということも出てくると思います。

前にもお話しましたがけれども、那覇市ではNPO法人もつくられていて、NPO法人にそれを委託させたりという方法もあるかと思えます。もうちょっと頭をチェンジして、新しい時代に合った新しいまちづくり、今実際に自治会の加入率が40%台になっているわけですので、従来どおりの考え方をしたら、いつやるか分からない。10年、15年たつかもしれない。そうしたときに、やはりそこでNPOをつくったほうがいいという声もあります。そういう人たちを後押しできないのかどうか。これは行政が後押ししていただいて、やはりその点と点を結ぶのはその方がやりますので、もうちょっと新しい手法も考えたほうがいいのではないかと私は思

っておりますけれども、当局の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

自治会のいろいろな交付金等は村から支給しておりますので、自治会独自の、独自というよりも所期の目的が達成できるような、そのような組織であれば可能かと思えます。必ずしも自治会長の定義とか、どこどこに住所を有すとかそういったことはありませんので、可能かと思えます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○10番（喜屋武すま子議員）

ぜひそういうものの突破口、一つの考えなんですけれども、従来どおりの考え方もいいんですけれども、新しい若いまちですし、時代に合ったやり方、方法を模索もすべきじゃないかと考えておりますので、これまでの考え方を見直すというのか、これまでの従来のものも含めながら、また新しい時代に向かったのコミュニティづくりというのを行政は考えてほしいと思っております。再度村長のお答えをお願いして、そういうことをモデル事業としてやってはいけないかという思いでありますので、一つの方法として考えていただきたいと思っております。御意見をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

群馬県の太田市もそうですけれども、外国人の多いところがございます、そこは外国人が独自でコミュニティをつくっているところがございます。ここもいろんな国籍の方々がいらっしゃるということを知っておりますので、そういったことに対応できるような、もし住民登録以外で要件を満たさず、要件ではござ

いませんけれども、そういったことでなくても対応できるのであれば十分かなと、十分というよりもその契約をしていいんじゃないかと考えます。だから必ずしも住所要件をそこにするんじゃないくて、リーダーを別のところ、あるいは村内にいても構わないと思います。そういった方々が非常にそこを引っ張れるリーダーシップを持っていれば、私はそこに任せてもいいんじゃないかと思しますので、これからそういった面も含めて考えてまいりたいと思います。

ただ、今非常にショッピングモールの皆さんも大変協力的でございますので、彼らから近隣住民を巻き込んだイベント等についてもやっていきたいと、そういうところがまたきっかけとなって、もちろんそこには村も協力してまいりますので、そういったことのイベント等について、住民を巻き込んだイベントにしていければと思います。

**○議長（名幸利積）**

喜屋武すま子議員。

**○10番（喜屋武すま子議員）**

それからアワセ土地区画整理事業が終了しまして、今積算事務と結了をやっているようなんですけれども、2026年度には終えたいということがありまして、その中でやはり土地を村のほうに寄附したいとか、あるいはお金を寄附したいという話も上がっておりますので、大いに期待ができると思いますので、やはりその意見を醸成しまして、その機運を盛り上げて何とか自治会をつくって、やはりアワセ土地区画組合の組合員の人たちも、ここにぜひ自治会をつくってほしいという願望もありましたので、その実現に向けてもぜひ勘案しながら事業を進めてほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の一般質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（名幸利積）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時13分 散会

## 令和7年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年6月11日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年6月11日 午後3時00分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会議録署名議員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和7年6月11日（水曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	比 嘉 義 弘	1. 役場前を通る県道の問題について 2. 喜舎場の高速道路のバス停の周辺の放置車両 3. アリーナ建設と防災施設等の事業計画について 4. 認可保育園に対する考え方について
6	平 安 山 和 美	1. 重要土地利用規制法について 2. 自治体の窓口サービスについて
7	比 嘉 正 志	1. 水道水の安全性について 2. ライカム地区村道への標示について
8	上 間 堅 治	1. 北中城村体育施設の村民への開放について 2. 学校給食について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．10日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

おはようございます。

通告に従い、4点ほど質問してまいりたいと思います。

まず1、役場前を通る県道の問題について。

（イ）役場前から安谷屋までの県道は現在も片道1車線になっている。そのために朝夕だけでなく交通渋滞が継続的に発生しているがいかがか。

次に（ロ）かつてそのことで議員の皆さん方が嘉手納町にある防衛局に訪問したことがある。そのときの答えが、たしか平成34年頃にそれが実現するというものでありましたが、いかがなものですか。

2点目、喜舎場の高速道路のバス停の周辺の放置車両。

（イ）最近その周辺の放置車両が目立つようになりましたけれども、それは違法ではないかということでもあります。

その次、（ロ）その点については以前にも質問をしたことがあるがその問題は改善されていたかと思っていたけれども、また今、発生しております。

次に（ハ）その場所が特に目立つので余計気になる。私もほとんど毎日そこを通っていますので、目立つ場所なので改めてまたここで質問

しています。

3、アリーナ建設と防災施設等の事業計画について。

（イ）この件についても過去に度々質問を行ってきました。まだ前進がない。ますます条件が悪くなっているような気がする。その点についてどう考えているか。条件が悪くなっている一つに交通渋滞の蔓延でほかにもあるが、駐車場の問題等がある。さらに事業の高額の件もあり、いかがなものかと思っています。

4、認可保育園に対する考え方。

（イ）全国的にも認可保育園の問題がメディアを通してあるが最近沖縄県でも大きな問題として取り上げられていたが本村の認可保育園に対する考え方について説明があれば伺いたいと思います。

次、（ロ）人口減少によって発生する問題が必至だが、定員割れが起こる可能性はないか。その辺りの見通しはいかがですか。

（ハ）現在認可を求める認可外保育園はあるのか。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

1番目の役場前を通る県道の問題についてでございます。

まず（イ）と（ロ）、まとめて回答したいと思います。度々、交通渋滞が発生していることは認識しております。また、統合計画に基づくキャンプ瑞慶覧内の返還予定地につきましては、当該県道用地を含めた喜舎場住宅地区より返還されることが説明されたところであります。

2番目の喜舎場の高速道路のバス停の周辺の放置車両についてでございます。

（イ）につきましては、放置車両については、

その状況によって民法であったり道交法であったり適用される法律が変わってきますが、御質問のケースについては民法第709条（不法行為）あるいは刑法130条（不退去罪）違反などの可能性があります。

2番目の（ロ） 昨年の12月議会で放置自動車に関する条例及び規則の全部改正を行い、今年1月に放置自動車の処分委託について沖縄県自動車リサイクル協同組合と協定を結んだところであり、御質問の場所の放置車両を含む村内の放置車両については、改正後の条例のルールに基づいて対応を進めているところであり、8月を目途に撤去（リサイクル協同組合へ委託）できるものと考えております。

（ハ）の質問に対しまして、御質問の場所については現在6台の車両を確認しており、数としては昨年に比べ2台増えておりますが、内訳として令和3年から確認していた4台のうち、1台が今年までに自主撤去され、今年新たに3台増えております。

既存の車両3台については8月を目途に撤去を予定しており、新たに増えた車両については順次手続を進めてまいります。

続きまして、3番目のアリーナ建設と防災施設等の事業計画についてでございます。

（イ）当初のアリーナ建設計画時とは周辺環境が大きく変化しており、現在の状況に即した施設を検討、計画したいと考えております。交通渋滞、駐車場、建設費の高騰などの諸課題はありますが、施設内容の見直しなどを含め防衛局とも調整、検討を進めているところであります。

4番目の認可保育園に対する考え方についてでございます。

まず（イ）の回答といたしまして、県内では今年2月に複数の保育園を経営する法人グループが、職員配置に関する虚偽登録により不正に運営費を受給していたとの事案を把握しており

ます。

この事案では、施設が複数の市、認可と認可外施設にまたがることにより、従来の縦割りの監査体制では不正に気づけなかったことも課題であったとされており、今後は、県が主導して複数市町村や認可・認可外等にまたがる施設を持つ法人に対し、連携して監査に当たる方針であることを確認しております。

本村では、保育施設の監査を中部広域市町村圏事務組合で共同実施しており、今後も、県や同事務組合と連携して対応してまいります。

（ロ）の回答といたしまして、今後の人口減少による、認可保育施設等で予想される定員割れにつきましては、第3期村子ども・子育て支援事業計画中において、利用児数が減少に転じる推計となっております。今後は、村内既存の認可施設の定員を調整しながら対応することとしております。

（ハ）の回答といたしまして、村内の認可外保育施設につきましては、認可化を希望される園があると認識しておりますが、さきに答弁しましたとおり第3期村子ども・子育て支援事業計画において、利用児数が減少に転じると推計されていることもあり、同計画期間中においては認可保育施設の新設は計画しておりません。

以上でございます。

#### ○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

#### ○11番（比嘉義弘議員）

まず1番目の役場前を通る県道の問題について、これは別名、宜野湾北中城線とも言っているようですが、その点について質問いたします。まず1、喜舎場住宅地、これは基地の中だと思いますが、返還されることが説明されたことですが、今後の流れについて、もし具体的に分かるのであれば御説明いただけませんか。

#### ○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

喜舎場住宅地区の一部の返還条件につきましては、キャンプ瑞慶覧における住宅統合に伴う施設の統合が条件となっております。喜舎場住宅地区につきましては32戸の移設が完了後、返還時期が明示されるものと認識しております。以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、予定をされているようですが、返還された後は、今の2車線の県道が4車線になるということにつながりますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現在の返還予定地に沖縄県のほうで既に用地を取得してございますので、恐らくそのまま4車線になるかと認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

正直ですね、当初防衛局を訪問したときに、その答えの中に、むしろ私、個人的には、役場から渡口までが早く……、むしろ遅くなって、逆に役場前から安谷屋までが遅くなるのかなと。基地は簡単に解決すると見込んでいたんです。ところが逆になって、今度はトンネルもつくったりする、和仲トンネルもあったりして。しかし、それにしても、向こうが早めになったと。今回は、そういう意味では返還の見通しができたということであれば、4車線も実現可能ということですよ。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

そのように認識しております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

こぞってこれを質問しましたけれども、実は今、やはり極めて渋滞が激しい。朝夕、当初だったような気がするけれども、今は昼間の状態でもやはり渋滞する。そういうことによって、専門家から言わせれば、渋滞する地域はどっちかということ、経済的には非常に厳しくなりますよという、そういう考え方もあるので、できるだけ、そういう意味では、早めに、その渋滞解決のために4車線をお願いしたいなと思っています。もしお答えがあれば。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

本村といたしましても、宜野湾北中城村線については、中部圏域の主要な、重要な道路だと考えておりますので、引き続き、国及び沖縄県に協力してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

聞き逃したけど、いつ頃ということは分かっていたか。いつ頃返還されて。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

現在の返還予定時期につきましては2024年、またはそれ以降となっております。具体的な日付については、まだ明示されておられません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

経済的な面からも、あるいは、単なる交通の不便ということだけではなくて、そういった面からも、早めにそこが解決できるように期待したいと思います。

次に行きたいと思います。喜舎場の高速道路のバス停周辺の放置車両について、これは以前にも質問しました。1つ目の民法第709条、これは不法行為、あるいは刑法130条不退去罪について説明がありますけれども、それはどういった意味か教えていただけますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

細かいことは法律の専門家に聞いていただきたいんですけども、調べた範囲であると、民法第709条の不法行為の定義というところで、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害すること。一般的によく知られているのが、住居不法侵入等ですね。そういったものに適用される法律というふうに聞いております。また、刑法第130条の不退去罪というものは、退去の要求をしたにもかかわらず、居座るといった行為について適用される罪というふうになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

分かりました。

ただこれ、毎年繰り返されているようですが、御本人にお話をしてぜひ退去するという、そういった行為は、役場ではやっているか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

これまでも、車両を発見した場合、一定期間の……、所有者本人が移動する可能性もありますので、それを見ながら、さらに期間を過ぎますと警告のシールを貼ったり、あるいは警察、あるいは陸運事務所のほうに所有者確認をして、本人のほうに退去するよう通知をしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

忘れたら、放置車両が何台もあると。そして今年は、若干二、三台多いような気がしますけれども、確かに放置しやすい場所ではあるけれども、逆にまた目立つ場所でもあるので、放置車両があつたらすぐ目について、やはり、あまり景観にはよくないなと思っていますので。これが繰り返し起こらないような形の対策はありませんか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

これまでも撤去……、車両の持ち主が撤去するのが当然だというふうに思っておりますけれども、やはり再発がありますので、これまでもやっておりますけれども、再発防止のためのパトロール実施、あるいは放置されやすい場所について、看板等を設置するとか、そういった取組ができるかなと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

もう一つ困ることは、やはり放置車両が多めに見えるということは、普通の一般の車両も駐車されているんですよ、それに合わせて。この

場所は、駐車違反の場所ではないですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時17分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

御指摘の場所については、高速バスの利用の  
方が駐車できるようになっておりますので、直  
ちに駐車違反というふうにはならないと認識し  
ております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今の答弁は、駐車違反にはならないと。また  
そういう場所ではないということによろしいで  
すか。ではもう1回。放置車両の持ち主は、ほ  
とんど判明していますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

御指摘の場所については、現在6台、放置車  
両の……、3台についてはもう完全に放置車両  
として認識しております。残りの3台について  
は、これから様子を伺いながら、放置車両とし  
て認定できるかどうかというふうになるんでき  
れども、以前から認識している、令和3年か  
ら認識している3台については、所有者は判明  
しております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、放置車両が何台かあるようですが、注

意をしても、いわゆる処理をしないということ  
であれば、皆さん方は法的に撤去すると、そう  
いう考えも持っていますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

村長のほうから答弁しておりますけれども、  
昨年の12月に条例を改正しまして、それと並行  
して1月に、沖縄県自動車リサイクル協同組合  
という団体がありまして、そこと、撤去に関し  
ての協定を結んだところであります。御指摘の  
場所の、以前から認識している3台については、  
8月をめどに、その条例を基に撤去する予定で  
あります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、そのバス停のところだけ申し上げました  
けれども、他の地域では、あまりそういった放  
置車両は見当たりませんけれども、皆さん方が  
気づいているところもありますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

令和元年からの調査をして、常に我々も調査  
をして、台帳のほうに書き留めてございます。  
台数については15台、令和6年までの調査です  
けれども、15台が我々として確認できておりま  
す。御指摘の場所の6台については、その15台  
の中に3台が含まれておりまして、その15台に  
ついて、8月までに撤去の予定の段取りをして  
おります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ほかにもあるようですけれども、あまり目立たないためか、私は、個人的には気づいていませんでした。しかし景観からすると、違法駐車の場合には目立つけれども、そのほかの村道の草なんかはちゃんと除草されて、私は皆さん方が頑張っているということの評価したいなと思っています。

次に行きたいと思います。アリーナ建設と防災施設等の事業計画についてですが、アリーナ建設事業については、計画の時点から、村民体育館を含めて私は反対しておりました。その理由は、もうそのときには、お隣の沖縄市に規模のさらに大きいアリーナの建設が計画されており、そして駐車場の問題もあると。さらにまた財政規模が小さい自治体にしては、経費がかかるということで私は納得していませんでした。状況はさらに今、交通渋滞も非常に厳しくなっております。もし規模を縮小しても、防災施設に類するような建設を考えても、私は、賛成はしかねると思っています。この点については個人的な考えですが、今の村長答弁からすると、いわゆる趣旨は変えないけど、規模は小さくして進めたいという考えですか。それは改めてもう一度聞きたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、その計画については、生涯学習課を中心として考えているところでございます。私としては、この補助金、せっかくいただいた補助金がございますので、それを、所期の目的を達成するような、北中城なりの、北中城村に見合った施設が可能だと思いますので、これを継続してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今の答弁のように計画は進めて、趣旨は変えずに進めていきたいということですが、実は、あの頃よりさらに条件が悪くなったのは交通渋滞が予想以上に、これももう今の、夜の、東側のあの十字路は、朝夕限らず交通渋滞が激しいし、そういった面からするとまた駐車場も、以前の答弁の中に、イオンの駐車場を貸してくれるということの答弁がありましたけれども、イオン、特に行事を持つのは土日ですから。でも土日は、もうほとんど止めることができませんし、またそういう意味からすると、個人的には、もし国が許されるのであれば、予算的にも許されるのであれば、補助的にも許されるのであれば、別の場所に考えてもいいのかなと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

現在、昨日一般質問の答弁もしましたように、他の場所も含めて、機能を分散するというのも視野に入れながら、現在検討しているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ぜひそうできればと、個人的には思っています。

それともう一つ、防災施設ということが付随していますけれども、当初はアリーナ建設がメインだったんです。でも、そこに批判が出始めた頃に、何かで防災……、その頃、津波が発生して、全国的にもそれに対する恐怖感があって、防災施設の趣旨も入れたほうがいいんじゃないかとありましたけれども、ただ、あの頃はその雰囲気になってみんなそこへ向いていたんですけれども、今考えると、その後は誰もその意見

はないし、また私もそういった防災については考えていませんけど、防災を目的としたら、その器もまた逆に小さいか、あるいはその場所が、先ほど言ったように、交通ラッシュもあるし、この辺もう少しいかがなものかと思っていますが、どうですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

現時点も、現在の場所に防災機能も兼ね備えた施設ということも含めて検討しております。その防災機能についても、分散するのか、その1か所だけに集中するのかということも含めて、現在検討しているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

これは費用対効果から見てもいかがなものかなと思ったりもしますが、それもまた頭に入れていただければと思います。

それと今先ほど申し上げましたけれども、趣旨を変えずに教育施設等をつくったらどうかというものの中に、場所の中に、今さっき返還も見通しがあるようですから、この役場、喜舎場ハウジング、その辺りに持ってきたらどうか。これは喜屋武功議員も3月に言っていましたね。私もそれに賛成で。今の場所よりは移したほうがいいんじゃないかと。それともう一つは、教育施設の地域に、ある意味では土地も安く購入できると思うので、その辺りも考えてはどうかと思うのですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

喜舎場住宅地区の返還予定地も含めて、ただ、

そこだけということではなくて、いろいろ、村にはほかにも場所が、きのうの提案でも中央公民館跡地等もありますので、様々な場所と利便性とか、いろいろなものを含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

やはり、もし返還できるのであれば、地理的にも非常に喜舎場ハウジング跡はいいんじゃないかと思えますけれども、確かに軍用地ですから、高く費用はつくんじゃないかとは思いますが、それ以外に、やはり体育館、あるいはアリーナとか、防災ならば、学校の環境地域とか、あるいは教育施設とか、そのほうにも考えられるのですが、それはどうですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

ただいま課長のほうから答えがありましたが、あらゆる場所等について検討するという事を申し上げておりますので、これからただ、学校周辺については、大変住宅が張りついて狭隘なところがあります。それからまた、農振地等の土地利用の厳しい網がかぶっております。ただ、今、軍用地もありましたけれども、軍用地についてはまだ、返還については具体的にその日程等、調整できておりませんので、今のところ学校周辺等はなかなか難しいと思えますけれども、いろいろなところを所管課のほうで考え

ているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

一朝一夕にはいかないと思いますけれども、その辺りも考えていただければ幸いかなと思います。

それから4番目に移りますけれども、認可保育園に対する考え方については、全国的にも、そして最近では那覇市の認可保育園にも、大きな問題になりました。それまでは、認可保育園での問題はあっても、少なかったような気がしました。その問題は経営面の問題であり、保育の面ではありません。本村も、一気に何か所か認可されたが、問題がないか。また表に出なくても隠れた問題はないか。そういった意味でも、神経は向けていると思いますけれども、その辺りはいかがですか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村内の認可保育施設につきましては、施設に関する監査、県のほうから施設監査と、あと市町村における給付費を適切に運営しているかというところの確認監査という、2つの機関からの監査が入る形となっております。これまで指摘事項等がございますけれども、そういった不正に関するようなものは、これまで発生しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

今、役場としては、本村としては、認可保育園に対する関与は、100%ではないけれども、県と一緒に関わっているようですけれども、認可保育園が最近、北中城もそうですけど、大分

増えました。増えた理由の中に、基準が大分緩くなりましたよね。例えば、認可するには、いわゆる自己資金じゃなくちゃ駄目、建物を借りても駄目、そういったもろもろの駄目駄目が結構あったんですけれども、そうやって緩くなったせいで、ある意味では認可保育園が、全国的に問題が発生したのかなと思ったりもしますが、我が村では、そういった意味で心配はありませんか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

大きな転換期として、子ども・子育て支援法が施行されてきて、ある程度希望される方に対しての保育施設を整備していこうということで、全国的にも村内でも、施設の拡充が進んでまいりました。一概に、増えたことによって緩くなったというふうな認識は持っておりませんが、私たちといたしましても、適切に保育が実施できるように、日々園とのコミュニケーションも取りながら、しっかりとチェック機能を果たしていきながら、しっかりと保育体制が提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

それから3月議会でも問題になりましたけれども、認可保育園に対する補助の件、急遽廃止したということで問題になりましたけれども、認可保育園に対する補助の基準等がありますか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

認可保育施設に対する補助につきましては、補助交付要綱等がございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○11番（比嘉義弘議員）**

なぜそれを聞いたかと言いますと、その問題のある頃、ほかの自治体の議員さんから、うちは、そういう補助はないよと言われたんです。北中城はあったけれども、向こうはないと。そういった意味で、参考にしていただきたいということで、議員さんからありましたけれども、そういった意味でその基準を聞いたのですが、この辺りの、特に基準というのはないわけですね。希望があれば全部、理念がよければ受けるという感じなのかな。

**○議長（名幸利積）**

こども未来課長。

**○こども未来課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

認可保育施設に対する補助につきましては、国・県等が関与する全国的な補助制度もございますけれども、県内でも各市町村ごとに独自の補助基準等、要綱等を定めて交付しているところもございますので、各市町村、色が出てきている状況ではございます。村といたしましても、先ほど御指摘がありました3月議会の件につきましては、独自の補助に対する、いろいろ御要望があったというところで、継続しているところがございますので、今後につきましても、保育士確保とか、看護師確保、そういった現場で困っているようなその状況に対して、どう解決できるかという部分については、こういった補助制度も活用しながら、今後も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○11番（比嘉義弘議員）**

もう1点。今、基準等のことはよく分かりま

せんでしたけれども、今回の問題の中で一つ気になったのは、我が村の財政が厳しいからその判断になったのかなと思ったりもするけど、財政とは関係ありませんか。

**○議長（名幸利積）**

こども未来課長。

**○こども未来課長（喜納啓二）**

お答えします。

先ほど申しましたとおり、国・県が関与しない市町村独自の補助につきましては、その市町村独自の財政状況によって、その制度が変わってくるかなというふうに思っておりますので、そういった点では、財政を鑑みた上でその補助制度を維持していくのか、あるいは廃止、あるいは新たな補助をつくるのかというものは、各市町村、我々北中城も含めて検討していくものだというふうに考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉義弘議員。

**○11番（比嘉義弘議員）**

分かりました。

それから、今朝の新聞にもありましたけれども、待機児童の件、我が村は3名ぐらい増えて16名になっていましたけれども、その待機児童についてはどう考えていますか。

**○議長（名幸利積）**

こども未来課長。

**○こども未来課長（喜納啓二）**

お答えいたします。

今朝の新聞発表で県のほうからございましたけれども、議員御指摘のように、昨年より2名増えて、待機児童が16名というふうに増加している状況でございます。我々といたしましては、今年度、新たに北中城こども園という形で、喜舎場保育所と北中城幼稚園を統合して、受け皿を拡充しているところではございますけれども、なお待機が発生している状況でございますので、

今後の待機の推移につきましては、各認可施設とともに、定員の年齢調整とか、そういったものを協力し合って、待機児童解消に努めていこうということは確認しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○11番（比嘉義弘議員）

私もお隣沖縄市で認可外に12年、ある団体に関わっていましたが、今の16名の待機児童については、私はむしろ健康的かなど。というのは、認可に行きたくない家庭、家族があるんですよ。認可外は一見よくないような印象がありますけど、実際は融通が利くということで、家庭によっては、時間が遅くても預けたいという、そういったことは認可保育園ではなかなか厳しいようなので、そういう意味で、沖縄市では、意識的に私は認可園には入れませんと。その数に数えられているものですから、多いように見えたりもしましたけれども、そういった意味では北中城村の16名というのは、ある意味では、私は健康的なのかなど思っていますけど、課長はどうですか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

我々といたしましても、あくまで認可保育施設を希望された方々、その申請があったということは希望されているというふうに認識しておりますので、その方々の意向に沿えるように、待機児童ゼロを目指すというのが我々の使命でございますので、今後も引き続き努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

続けます。

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

おはようございます。

これから通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

1. 重要土地利用規制法について。

重要土地利用規制法（土地規制法）とは、基地や原発など安全保障上特に重要な施設周辺及び国境離島を「注視区域」「特別注視区域」に指定し、住民を調査・監視するとともに、重要施設や国境離島の安全保障上の機能への「阻害行為」を行う、またはその恐れがある者を処罰するものである。また、「特別注視区域」での不動産取引には事前の報告義務が課されるため、地価の下落、不動産取引の停滞、自治体税収の減少も懸念されている。以下の点について伺う。

（1）本村の指定区域の指定状況について。

（2）指定区域の指定に当たって、どのような意見を述べたのか。

（3）本村の指定についての意見に対する内閣府の回答は、どのような内容だったのか。

（4）重要施設の機能を阻害する行為が判明すれば、勧告や罰則を科すとなっているが、現状はどうなっているのか。

（5）内閣府からの情報提供依頼について、法7条及び法22条に関連して、村は内閣府から情報提供を求められたのか。

（6）本村は内閣府から求められた情報を提供した場合、または今後する場合、それが住民の個人情報だとしたら当該個人に通告するのか。また、当該個人から情報開示請求があった場合提供した情報を開示するのか。

（7）求められた情報が個人情報であり、法22条による情報提供依頼の場合は、拒否できると考えるが、当局の見解を伺う。

2. 自治体の窓口サービスについて。

住民にとって、最も自治体を身近に感じられる場所は窓口である。窓口では、各種証明書の発行や転出入、出生・婚姻・死亡等の手続を対

面で行っている。窓口には、勤め人、専業主婦・主夫、子育て終了世帯、高齢者など様々なライフスタイルやニーズを持っている住民が訪れる。以下の点について伺う。

- (1) 出生届に関連する手続を具体的に。
- (2) 死亡届に関連する手続を具体的に。
- (3) おくやみハンドブックについて。

以上です。

#### ○議長（名幸利積）

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

では、平安山和美議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の重要土地利用規制法についてでございます。

(1)の本村の指定区域の指定状況についてでございます。本村の指定区域の指定状況については、村域の12字地区が特別注視区域に含まれております。

(2)指定区域の指定に当たっての本村の意見ということで、令和5年12月に内閣府より特別注視区域の指定について意見照会がございましたが、本村よりさらなる基地負担への懸念や住民説明会の場を設けるよう意見したところであります。

(3)本村の指定についての意見に対する内閣府の回答ですけれど、内閣府より村への意見に対する直接の回答はありませんでしたが、関係自治体からの意見として取りまとめた資料の提供を受けております。

(4)罰則等に関することですが、阻害行為については法に基づき勧告や罰則を科すこととなっております。内閣府の公表資料によりますと、令和7年、これは令和6年の間違いですので、令和6年3月31日現在において法に基づく勧告・命令は実施されておられません。

(5)内閣府から情報提供を求められたかということですが、法に関連して情報提供を求

められたことはございません。

(6)回答といたしまして、情報開示するかということですが、個々の事例に応じて、対応いたします。

一般論として個人情報保護法においては、法令に基づく情報提供である場合は、本人への同意は必要ないこととなっております。また、当該個人からの情報開示請求についても個人情報保護法に基づき対応することとなります。

(7)法22条による情報提供依頼の場合は拒否できると考えるが、考え方を示したいと思えます。法第22条における協力についても、個々の事例に応じて対応を検討してまいります。

大きな2番目の自治体の窓口サービスについてでございます。

まず(1)につきまして、出生届に関連する手続を具体的にということですが、

届出者によって違いがありますが、出生届に関連する主な手続としては、住民生活課、マイナンバーカードの申請。子ども未来課、児童手当、子ども医療費助成等の申請。健康保険課、健康保険、出産育児一時金、予防接種・検診等関係手続などがあり、関連する手続についてチェックリスト付の案内資料を差し上げております。

(2)の死亡届に関連する手続についてです。

亡くなった故人によって違いがありますが、死亡届に関連する主な手続としては、住民生活課におきましては、マイナンバーカード等の返納、国民年金等の諸手続。健康保険課におきましては、国民健康保険証の返却等の諸手続。税務課におきましては、税に関する諸手続及び相続人代表者指定（変更）届の提出等がございます。福祉課におきましては、福祉サービスに関する諸手続がございます。上下水道課におきましては、名義変更または閉栓手続がございます。死亡届が提出された時に「おくやみハンドブック」を差し上げ、関連する手続についてチェッ

クリストで確認できるようになっております。

(3) おくやみハンドブックについて。

おくやみハンドブックについては、令和5年度から配布を開始しており、御遺族の方が届出しなければならない各種手続をチェックリスト式にして分かりやすいように掲載しております。

住民生活課窓口だけでなく、チェックリストにある関係課窓口でも入手できるようにしております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これより再質問を行っていきたいと思います。本村指定の指定状況について、村域の12字ということなのですが、それ以外、指定されていない地区というのは、どこの地区でしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

御質問にお答えいたします。

団地地区と美崎地区でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本村は14地区ですか、15地区という認識があったんですが。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

失礼いたしました。大城地区も該当しない地域に含まれております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

私のほうでもリストを調べたら、石平が入っていないんですが、安谷屋という、地番という形で石平は入っていないという認識でよろしいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

御認識のとおりでございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

指定されている地域は、本村の総面積に占める割合は大体どれぐらいでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

割合について詳細は把握しておりませんが、西側ほぼ半分が、村域のほぼ半分かなというふうに認識しております。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本村において対象区域となる箇所は、普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧ですが、12字地区全てが両施設からの対象というふうになっているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

具体的にどの施設が該当するというふうに記載はありませんが、特定関連施設からおおむね1キロの範囲内で告示を行うということとなっておりますので、恐らくキャンプ瑞慶覧周辺を指しているのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そうですね。本村の約半分がその対象地域ということで、本村の総面積に占める米軍基地の割合は大体どれぐらいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

14.2%でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

14%で本村の約5割がその対象地域になるところでは、かなり大変な法律なのかなという認識だと思います。指定区域に指定された土地の所有者や居住者には、指定内容は通知されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

個別には周知しておりませんが、村のホームページであるとか、内閣府のホームページとか、そういったところで周知をしているという状況でございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これは、字、番地を細かく周知されて、自分が該当しているのか、していないのかというのは、ホームページを見れば分かるということでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

字、番地までは具体的に……、個別で指定はされていませんので、内閣府のホームページを見ながら、地図がございますので、そこを見ながら、自分の地域が含まれているかどうかということを確認できるようになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

住民から役場に対して指定区域に入っているかという問合せ等ありましたか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

企画振興課のほうで、そういった問合せを受けているという報告は受けておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

なかなかこの法律というのは、とても厳しい問題で、私も勉強会があつて、こんなに大変なんだなということを自覚したというところなんです。住民は、そのことというのは、なかなか周知というか、理解されていない方が多いと思いますが、今後、本村としては、その方たちに対してどのような手だてを考えているか。あればお願いいたします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

この法律の主体が国、内閣府となっておりますので、本村といたしましては、引き続き同様な形で周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

2つ目に行きます。基地負担費への懸念や、住民説明会の場を設けていただきたいということで、村長のほうは申し上げているようですが、それ以外の意見はどのようなものがありましたか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

本村からの意見といたしましては、さらなる基地負担がないようにというふうに意見をしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これ以外には、特に本村からは、意見は述べていないということよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

本村から、令和6年1月30日付で内閣府の政策統括官宛て、文書を送付しております。その中といたしまして、大枠で、特別注視区域の指定に係る住民説明会への周知徹底についてという要望と、先ほど申しあげました基地負担につながらないようにという懸念点を申しあげていること、あと特別注視区域の範囲について、一部区画が、線に重複するところがありましたので、そこについては変更できるかどうかということ意見をいたしましたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

その回答をした後、内閣府からはどのような回答が示されたのでしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

先ほど村長からの第一答弁でもございましたが、内閣府よりは、3月29日付の文書で回答いただいております。それにつきましては、本村からの文書の回答というわけではなくて、各自治体からの意見を取りまとめた結果の考え方という文書をいただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

では、その自治体からの意見ということでの資料提供の中で、本村に関わる回答はどのようなものがありましたか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

取りまとめられた資料により、意見に対する考え方として示されてございますが、まず住民の周知徹底の部分について、説明会の部分につきましては、内閣府のホームページであるとか、コールセンターにおいて対応しているので、特段住民説明会の実施は考えていないというふうな回答をいただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

内閣府のホームページを見るという村民はなかなかいらないというふうに思います。だから、住民がその意識を持つということは、これから私たちの生活にとって、とても大切なことだというふうに思います。

2024年1月5日に比嘉村長は、第3次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団から、普天間飛行場周辺を特別注視区域に指定することに関する緊急申入れを受けています。申入れでは、特別注視区域に関係する自治会で住民説明会を行うよう、村長に対し直接要請がなされています。そのとき、タイムスの記事によると、住民の財産権に及ぶので、住民説明会は国にしっかりやってほしいと報じられています。また、土地利用にそぐわない線引きの場合は、国に変更を求める考えを示しています。そこで、先ほど課長からも答弁がありましたように、国は、独自で説明会はやらないということに対して、やはり行政として、住民の生命と財産を守る立場で、本村のほうで、村長をはじめ住民説明会を行うという考えはないでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

お答えいたします。

今の法律についてのそれですから、法律についての改正等の説明等について、また我々がやるというのちょっとおかしいものがございすけど、ただ、個人の財産とか関わりますので、我々としてはできることと言いますと、提供された資料等を頒布すると。周知を図ること、そういったことは十分可能だと思います。ただ、我々はその説明、その趣旨とかそういった背景等を含めて、国の情勢とかなかなか知り得るものではございませんので、まずは我々ができることについては、啓発資料として添付すること、いろいろところで掲示すること、そういったことは十分可能だと思っております。

**○議長（名幸利積）**

平安山和美議員。

**○5番（平安山和美議員）**

国の法律ということで、越権行為というような形もあるんだなということ、今改めて答弁を聞いて理解いたしました。やはり私たちの生命と財産を守る上で、行政として、私たち議員も何ができるのかということ、しっかりお互い考えていけたらなというふうに思ったところです。

次に阻害行為について、勧告や罰則を科すことになっているということで、令和6年3月31日現在においてはなされていないということなんですが、この重要施設の機能を阻害する行為の内容は曖昧さを感じますが、何か明確に示されている文書等というのはありますでしょうか。または、本村は、どのようにそれが抵触するかというような考えはお持ちでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（徳峯惣一郎）**

お答えいたします。

法律について、議員おっしゃるように、そういった阻害行為について具体的な明示はございませんが、内閣府が定めた基本方針において、阻害行為の、あくまで例としてでございますが、航空機の離発着レーダー運用の妨げとなる工作物の設置、レーザー光の発射、投射装置を用いたものの投射、妨害電波の発射、流出が懸念される土砂の蓄積等が例示されており、実際、勧告及び命令を行うか否かについては、個別具体的に適切に判断するというふうに、基本方針において定められております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

平安山和美議員。

**○5番（平安山和美議員）**

分かりました。

なかなか、これだけ聞く分については、普通に生活している分においては、害がないのかなというふうに思いますが、ただ、昨今の状況から考えましたら、拡大解釈されていくんじゃないかなという懸念は個人的に思ったりしますので、それはお互いしっかりアンテナを張って、住民に被害が及ばないようにということを常に考えていけたらというふうに思います。

次ですね、内閣府から情報提供を求められたということはないということについては了解いたしました。

次の個人情報については、個々の事例に応じて対応いたしますとの答弁ですが、対応するに当たっての、具体的にこのような事例であればこういう対応をするみたいな案といますか、マニュアルみたいなものというのはお持ちなんでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（徳峯惣一郎）**

情報の提供に当たっては、個人情報保護法を準用することになるかと思います。個人情報保護法につきましては、先ほどの答弁でもありましたが、法令に定める事務とか、業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ利用することに相当の理由がある場合は、個人情報の目的を超えて、国であるとか、関係機関に情報を提供できるというふうに記載されております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

平安山和美議員。

**○5番（平安山和美議員）**

なかなか法律は難しく、解釈がとても厳しいと聞いていて思っています。ただ、今後も住民に不利益にならないような形で対応していただけたらというふうに思います。

次に法22条における協力についても、個々の事例に応じて対応しますということなんですが、

情報提供、その他の協力依頼は、依頼であって、自治体側には、必ずしも依頼に答える義務はないというのが大方の法解釈ではないかというふうに思います。（6）と同じような形という認識でよろしいでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（徳峯惣一郎）**

そのような認識でございます。

もちろん法にそぐわないような情報照会等がありましたら、それも個別具体的に判断して、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

平安山和美議員。

**○5番（平安山和美議員）**

本当に住民を守るのが行政の仕事ですので、そこはしっかり、不利益にならないように、これまでどおりまたやっていただけたらというふうに思います。

最後に土地利用規制法の問題点として、安全保障上の理由による土地利用規制は、住民のプライバシー権、財産権、表現の自由などを侵害するおそれがあるため、否定的な意見が多く見られます。また、経済活動やまちづくりに悪影響が出ることが懸念されています。ロウワー・プラザの緑地ひろばも、特別注視区域に指定されています。本村は教育、福祉の水準が高く、移住希望者にも人気のある自治体です。本村議会は6月6日の本会議において、「戦後80年の節目に、沖縄の基地負担軽減のための法整備を求める意見書」を全会一致で可決しました。地方自治体は住民の生命と財産を守り、安全で安心できる地域社会を築くために、様々な役割を担っていると思います。災害時だけでなく、日常的に住民の生活を支え、地域社会の発展に貢献することが求められていると思いますので、

改めて当局の見解を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、村の約半分が特別注視区域に指定されておりまして、村民の人権であるとか、行動が過度に制限されないように、引き続き、村といたしてもこういった法律の適用を注視してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

よろしく願いいたします。

では、2つ目の自治体の窓口サービスについて再質問を行っていきたいと思います。

出生に対して関連する手続については、まず住民生活課のほうで届けを出すと思うんですが、そのときに、関連課におきましてのチェックリストも、住民生活課のほうで配布されるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

平安山議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、住民生活課のほうで出生届が出された場合に、チェックリストをつけた、手づくりですけれども、こういった資料をお渡しして、次の手続が分かりやすいようにということで準備して差し上げてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

住民生活課ではマイナンバーカードの申請等もありますが、それは任意でしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

マイナンバーカードについては、強制というのはございませんので、任意となっております。以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これまで出生届を出されたと同時に、マイナンバーカードを申請するというのは、およそでいいんですけど、大体どれぐらいの割合で手続されているものなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

出生届については、年間219件ありますけれども、このうちに、生まれた子供に対してマイナンバーカードをつくったという率については、すみません、今のところ把握しておりません。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

後で提供いただければというふうに思います。

チェックリストの案内に基づいて、担当課において手続を進めていくということなんです、各課において、各申請ごとに、また住所や氏名等というのを記入されていくということなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

本村は、庁舎の造り上というのもあるとは思

うんですが、住民生活課は第一庁舎の1階、こども未来課は第二庁舎の1階、健康保険課は2階にあって、出産後間もない母親が1人で手続を行うのは、体力的にもとてもしんどいというふうに思うんですね。さらに新生児も一緒だった場合、かなり大変、負担があるというふうに思います。庁舎の造り上仕方ないということもありますが、そういった母親への支援体制は、現時点において体制というか、援助というのはあるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（玉栄 治）

お答えします。

私たちの課でやっている分では、子供を連れていらっしゃる場合は、うちの職員、女性の方とか保健師さんが、子供を一旦、手続、書類を書いている間預かって、その合間にいろいろ書類を書いてもらったりする取組はしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

ただいま健康保険課長の答弁がありましたけれども、ああいった細かいサポートはできていない状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

手続をするにおいて、今、住民生活課、こども未来課、健康保険課という形で移動したりす

るというだけでも、すごく負担があると思います。健康保険課においては、保健師さんとか専門職がいらっしゃるから、その負担というのがよく分かっているから、そういう対応ができていると思うんですね。それを、縦割りじゃなくて横でしっかり連携を取って、そういった方たちにもサポートできるような体制ができると、すごく住民にとっては安心というか、負担なくできると思いますので、ぜひその辺、検討していただけたらなというふうに思います。答弁お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

役場の住民サービスについて、御指摘ありがとうございます。

この件については、何度も私たちも話し合ったことがございます。今後また、さらにサービス向上については、例えば、住民生活課の職員が次の課のほうにその方を案内するとか、できるだけ、役場を訪問した方、特に妊婦さん等につきまして、一緒に付き添うとか、あるいは車椅子とか、その配置とか、そういったことも考えられますので、次の手続のほうに案内する、そこまで持って行けるようなサービス向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひそうしていただきたいと思います。

申請書についても、1枚の申請書を書くことで、関連する課において、再度書かなくてもいいような様式をつくっていくとかをすることで、どれだけ、物理的にも精神的にも、負担感軽減にもなると思います。今、人のサポートというのは人的な問題もあるので、すぐにはできないのかもしれませんが、できることから取り組んでいただけたらなというふうに思います。

次、死亡届に関連する手続について伺いたいと思います。

ここに答弁いただいて、死亡手続はかなり多岐にわたっていることが視覚的に理解できました。葬儀の準備、対応しながらの手続は、やはり大きな負担だと思います。このおくやみハンドブックを見ていても、すごく細かく書かれているということでは、取りこぼしもないし、一日で一気にやらなくてもいいんだという負担感もないところでは、すごくよくできているハンドブックだなというふうに思いました。

ここに子供関連の手続がないんですが、ないということでもないというふうに思うんですが、こども未来課とか教育委員会では、そういったことがあったらどのような手続があるのか、伺いたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

こども未来課長。

**○こども未来課長（喜納啓二）**

まず、今回の死亡届に関する手続の答弁書には上げてございませんけれども、そのような対象となるお子様の死亡届があった際には、我々のほうで、こども医療費であるとか、児童手当、あと保育所とか、そういった手続を案内した後に、また必要であれば教育委員会へのつなぎとか、そういった手続を御案内しているところでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（平田清徳）**

平安山和美議員の質問にお答えします。

教育総務課については、小学校から中学校の方が対象ですので、乳幼児、小さい手のかかるお子さんの手続というのはございませんけど、例えば小学校に上がる前の子供が来た場合は、後ろのソファに座って遊んで、その場合に、絵本を読んだりとか、そういったことは、手続を

しながらというのは一応あります。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

教育総務課長。

**○教育総務課長（平田清徳）**

平安山和美議員の質問にお答えします。

子供や親が亡くなった時の手続というのは、教育総務課で特に手続というのはございません。

**○議長（名幸利積）**

平安山和美議員。

**○5番（平安山和美議員）**

分かりました。

こども未来課とも関連するところでの、また何かしらの手続があるんだろうというところで、先ほどの答弁では何うことができましたので。

本村での出来事を一つ紹介したいと思います。県外から転入されてきていた方が、両親と3人家族で住んでいたんですが、親を順番よく看取って送り届けた後、おくやみハンドブックにあるような手続を、役場のほうに手続に来たときに、やはりこれだけの課をまたがって手続をするということで、すごく負担感という、待ち時間も含めて、明るい時間に来たのに帰る頃には真っ暗になっていた。冬場というのもあったのかもしれませんが、さらにタクシーをすぐに捨てることもなくて、大切な御家族を亡くされた中で、すごく喪失感もある中で、すごくむなしさというのが込み上げてきて、庁舎を出たときに大粒の涙が出てきて大変だったというようなことを、十何年も前の話を、今でも癒されていないというような話を聞かせていただいたんですけど、やはり職員、役場としては当たり前の手続として対応しているかとは思いますが、住民にとっては、行政に対して足を運ぶかとい

うのは、生涯の中で数えるぐらいしかないと思うんですね。その中で、そういった気持ちに寄り添っていただきたいというのを、とても感じたし、彼女は県外出身ということもあるし、身内がないというところもあって、すごく寂しい思いをしていたんだなということをととても感じました。

これはいつのものなのかちょっと分かりませんが、那覇市のおくやみコーナーでの出来事を、体験した方が新聞投稿された記事がありますので、少し読み上げていきたいと思います。

おくやみ手続、気遣いに感謝ということで、父が亡くなり役所での手続が必要となった。背中が曲がり、歩行もままならない母だが、自分から手続に行くと言い、事前に予約した那覇市のおくやみコーナーへと向かった。少し奥まった落ち着いた場所にあり、係の方の丁寧な説明とともに手続が進んだ。写真つきの障害者手帳を返還するとき、母がつかそうにしていたので「大丈夫？」と言うと、係の方が写真はお持ちいただけますよときれいに切り取り、仲よしだったんですねと母に渡してくれた。母は宝物のように受け取り、大切に自分の証明書ケースにしまった。事務的な手続だが、生きていた痕跡が消えていくようで、家族としてはつらい。しかし、係の方の気遣いで、笑顔で役所を後にすることができた。きっと父も笑顔で私たちの様子を見ていたに違いないと思う。というようなことが投稿されておりました。

本当にこれからも、さらにデジタル化していく中で、人とのコミュニケーションというのがどんどん少なくなっていく中で、やはり大切な御家族が亡くなった場合には、そういった寄り添いというような形が、今後さらに必要になってくるのかなというふうに思います。特に小さいお子さんを亡くされたところで、同じ場所で、片方では喜びの手続をしている。片方では悲しい手続をしているというのを、私も一時期、自

治体のほうで任用職員として勤めたことがあって、それを目の当たりにしたことがあって、とてもいたたまれなかったことがあるんですね。こういった方にちょっとしたコーナーを設けることで、ゆっくり、遺族というのかな、家族に対して手続をしていただけたというものを、ぜひ本村においてもつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、大変感銘を受けました。お客さんから感謝される職員、窓口、そういったことを目標にして、私たちもまた頑張りたいと思います。これについては、庁議でも話し合いをしたいと思います。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ぜひ村長お願いいたします。

では次におくやみハンドブックについてです。令和5年から配布を開始しているということですが、本当にとても分かりやすく重宝されているのではないかと思います。住民からの反応等というのはありますでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えいたします。

特に住民からの反応といったもの、特別に連絡があったというのはございませんけれども、家族がお亡くなりになって届出があった際に、このハンドブックをお渡しして、分かりやすいですねというような意見をいただいたことがあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

これは全戸配布ではなくて、窓口で対象者にお配りしているということなのですが、もし予備があるようでしたら、今聞いている議員さんたちも、欲しいと思っている方もいると思うんですが、役場に問合せいただければ、それは入手することは可能でしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（比嘉利彦）

お答えします。

数に限りがございますので、大量にお譲りすることはできませんけれども、連絡いただければお渡しすることはできます。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

できる範囲でよろしく願いいたします。

市町村アカデミーの講義資料より、住民にとって最も身近に感じる場所は窓口であり、ところが一般的には、住民から見た自治体の窓口の評判はよいと言いがたいのが実態である。例えば、渡される職員に横柄な態度を取られた、どこに行けばよいか分からない、幾つもの窓口をたらい回しにされた、手続きが面倒で何度も窓口聞き直した、というところでした。本村においては、すごく待ち時間が短いというところで、特に転入者からは喜ばれていますし、また窓口の職員の対応がすごく明るくて、丁寧であるというのも、また本村の特徴なのかなということで、すごく私もうれしいなと思いました。ただ、一方、60代の方でしたが、普通乗用車を購入したくて、住民票謄本なのか、抄本なのか、どれがいいのかが分からなくて、度忘れして迷っていたら、嫌な顔をされたので気持ちが沈んだというのも、また一部声としてありますので、そこもまたしっかり取り組んでいただきたいと思っています。

そこで、2012年に北見市で、市民の視点に立つとはどういうことかを認識するために、職員が自分の市役所の窓口で手続を行ってみる、窓口体験調査を実施して、そこから住民の戸惑いや不安を感じることができ、利用者が何に困っているのかに気づくことができたそうです。本村でもそういった体験をしてみるのもいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

やはり窓口だとか、自分たちがどういう対応をしているのかというのは、他の自治体、私なんかはそうなんですけど、石川に住んでいるときに、うるま市の窓口に行ったときは、スピーディー感だったり丁寧さ、そういうのを実感して、皆さんに庁議の中で、住民に対して丁寧な対応を取るよということ、常々伝えてございます。また、住民の方からいろいろな問合せもあります。もちろん苦情などもございます。そういった場合には、そういった苦情がありましたよということで、全ユーザーに共有しながら、できるだけそういった声が上がらないよということ、常々伝えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

ありがとうございます。

そういったことで、当局のほうも努力をされているということで、たくさんクレームや苦情がないのは、そこが、ふだんから努力されているところにあつたんだなということ、改めて感じて嬉しく思いました。

住民生活課のほうに、今回この質問をするに当たって、窓口というかフロアに行ったら、すごくカウンターが変わってたりして、本当に一個人として関わるといことは、年に数回な

んだなということ、改めて実感をいたしました。申請用紙も、この一、二年ですか、リニューアルされているような感じもして、分かりやすく、とても記入しやすくなったということを実感したんですが、それはほかの課においても、そのような取組をされているということなんでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

やはり、先ほども言いました庁議の中で、進んで先進的に取り組んでいる課がございましたら、それをできるだけ共有し合いながら、ほかの課でも実際に導入しているような状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

利便性を高めていく、分かりやすく簡単にできる、精神的な負担感がなくなるような形で、できるだけ簡素化に努めていただけたらというふうに思います。

1階フロアの会計側といいますか、壁のほうに給水機がありまして、そこに大きい画面というか、テレビというか、ありますよね。そこで今日みたいな一般質問というのを中継して、住民が待ち時間に見るといようなサービスがあってもいいのかなというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ライブ配信をするには、どうしてもテレビとネット回線をつなげてやる必要があります。すみません、それに費用がかかるものですから、そういうのを構築する際に、できれば何かの機会ですらそういったことができればと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

平安山和美議員。

○5番（平安山和美議員）

そうやって待ち時間とかで、そういうふうにあると、また住民も、こういうことがあるんだということで、次からは自分でネットの中継を見るとか、議場のほうに足を運んでいくという気分にもなると思いますので、できるだけ積極的に取り組んでいただけたらというふうに思います。

以上、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11時34分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

午前に引き続き一般質問を続けます。

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、議席番号4番、比嘉正志、通告に従い、一般質問を行います。

まず、今回、大枠2件、質問したいと思いません。

1件目ですが、水道水の安全性について。

令和4年9月議会の一般質問で私はこの問題について質問をしましたが、あれから約3年が経過し、その後に改善された点があるのかを伺いたしたいと思います。

①本村の水道水についてPFASに対して何か対策等を取っているか。

②今年度に予定されているPFASに対する県の動きはあるか。

③前回、私が質問を行った令和4年9月頃と現在で本村の水道水に何か改善するような変化はあったか。

大枠2件目ですが、ライカム地区村道への標示についてです。

イオンモール沖縄ライカム南側に位置する「イオンモール南通り東西線」ですが、道路標示がほとんど消えており、車線の区別が見極めにくくなっている。ライカム地域は県内はもとより、県外・国外の多くの観光客がレンタカーを利用し行き交う場所になっている。交通ルールの違う国外の方々が利用するのであれば、道路標示はしっかりと示し事故の未然防止に努めるべきだと思う。そこで以下の質問を行う。

①イオンモール南通りの道路標示はいつ頃行われたのか。

②村民から苦情や改善依頼等の声はあるか。

③同通りの道路標示改善の予定はあるか。

以上、大枠2件の質問を伺います。答弁よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉正志議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番、水道水の安全性についてでございます。

①のPFASに対して何か対策等を取っているかということで、本村は、浄水を県企業局の北谷浄水場及び石川浄水場から全量受水し、供給しております。PFOS等が高濃度で検出されております北谷浄水場では、活性炭によるPFOS等の低減措置が講じられており、本村においても、令和4年度から年2回の配水区域ごとにPFOS等の検出検査を実施し注視しております。

②の今年度予定されるPFASに対する県の動きということで、北谷浄水場では、北部ダムからの取水に加え、中部水源の比謝川、長田川、天願川、嘉手納井戸群から取水しておりますが、高濃度でPFOS等が検出された比謝川、天願

川からの取水を停止しております。原水対策として今後も水事情が良好な場合には、中部水源からの取水を停止・抑制・制止し、ダム水からの取水を増量するなどして、PFOS等の低減を図っていき、浄水場対策としては、令和元年度から5年度までに実施したPFOS等の吸着効果の高い高機能活性炭への取換えが完了し、今後は、高機能活性炭のPFOS等除去効果等を踏まえて定期的に更新を行い、PFOS等の低減を図っていくとのことです。

③の令和4年9月頃と現在で本村の水道水に何か改善があったかということですので、①で述べたとおり本村では、全量を県企業局（北谷浄水場、石川浄水場）から受水し、北谷浄水場でPFOS等の低減対策が図られており、令和4年度から令和7年4月まで、PFOS及びPFOAの合計濃度は3ナノグラムパーリットル程度（暫定目標値50ナノグラムパーリットル以下）となっており、本村においても、ほぼ同様な値を示しているため、特に行っておりません。

2番目のライカム地区村道への標示についてでございます。

①のイオンモール南通りの道路標示はいつ頃行われたのかということにつきましては、当該箇所の区画線は、アワセ土地区画整理事業において整備されており、具体的な時期は不明ですが平成27年度頃には施工されていたと思われま

す。②のそれに対して苦情や改善依頼等の声はあるかということです。住民等からの苦情等は聞いておりませんが、令和7年3月の定例議会において、他の議員から同様な一般質問がございました。

③道路標示改善の予定はあるか。既に修繕工事の手配をしており、今月中には完了する見込みです。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

では、大枠1件目の水道水の安全性について、これから質問を行いたいと思います。

まず。検査をしていて、水は安全ですよ、PFOS、大分下げられていますよというのは、数値が下げられていますよというのは理解しましたが、例えば、もうちょっと本村のホームページあたりで、これだけ世間では、ほぼ毎月のようにPFOSに関する有害性とか、そういったものが度々取り上げられてきますので、もうちょっと北中城村の水はこういう経緯で安全になっていますよというのが、もっと早く分かりやすくホームページから検索できないかなと思っております。

例えば、本村のホームページ、PFAS関連について調べていこうとすると、北中城村役場のホームページから、組織から探すというところから、上下水道課をクリックして、さらに施設管理係をクリックして、水道をクリックして、そこでやっと水道水中の有機フッ素化合物の検出状況についてというのが出てきて、さらにそこを、令和4年、令和5年、令和6年、令和7年という、各年度ごとの検出状況というのをクリックして初めて、その年度の、その箇所のPFOS、PFASの残留状況ですか、それが見えてくるということで、大分深掘りしていかないといけないなと思っております。これをもうちょっと分かりやすく、上下水道課の、本村の表のほうにバナーか何かで、本村の水の安全性についてとか、やはり住民が関心があることを前に置けないかなと思っております。それについて、そういった対策ができるのかどうか、まず聞いてみましょうか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

今おっしゃられたとおり、上下水道課の施設

管理係から検索していく格好になっていますので、最初のホームページの画面で、暮らしの情報というのがありますので、そこからでも水道にアクセスできるようにすることは可能だと思いますので、そこら辺は改良してみたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。暮らしの情報ですね。

一番有益なといいますか、PFOSが、どういった数値が出ているよというのが、たまに新着情報で、公表した直後ぐらいには恐らく出るんですが、新着情報なので、だんだん下がって行って、後は施設管理係のほうに消えていくということになっていきますので、もっと早く分かるようにできたらなと思います。

その施設管理係からそういったことを調べていくと、詳しくは沖縄県企業局のホームページにすぐ飛ぶようなものもありまして、実際そこに行ってみたら、本村の状況を調べるのに大分時間がかかるというか、あまりにも県企業局のホームページが膨大なものですから、じゃあ北中城村の場合はどうなのというところが分かりづらいんです。北中城村の水の安全性については、北谷浄水場、石川浄水場あたりだけを、まずは分かりやすく情報を得たいと思っております。

そこで、沖縄県企業局のホームページの中から各施設のパンフレットというコーナーがありまして、そこで北谷浄水場、カラーで本来は出ているんですけどね。北谷浄水場の施設のパンフレットがプリントアウトできるようなどころがあります。もちろん石川浄水場もあります。北谷浄水場、石川浄水場に至っては、一般向けと子供向けという感じで、分かりやすい感じになっているんですね。こういったページに飛ぶようなもの、誘導していったほうがいいんじゃない

ないかなと思うんですが、それどうでしょうか。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（伊佐秀樹）**

この件についても、上下水道課のホームページからアクセスできるのか、その辺を含めて検討したいと思います。

**○議長（名幸利積）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

ありがとうございます。

今回、なぜ私がまた3年ぶりにこの問題を取り上げようと思ったかという、度々、県内の新聞のほうでもPFAS関連のほう、安全性を危惧するような声が度々みられるものですから、村内の住民の方にちょっと聞いてみたんですね。うちの水はどこから来ているかと聞くと、大体の方は北谷浄水場から来ているというのは、ある程度認識しています。北谷浄水場の水はどこから取っていると思うかということを知ると、まあまあ多くの方が比謝川から取っているんじゃないかとか、そういう認識をされる方がまあまあいたんですよ。

実際、今回、当局からの答弁の中では、今たしか比謝川、天願川からの取水を停止しているということですが、これがあまりにも住民に周知されていないんじゃないかなと思っておりまして、そういう誤解を解くために、こういった資料も参考にしながらと思ったんですが、残念ながら、北谷浄水場のパンフレットにも、今は停止しているとは書いていないんですね。今は停止している理由、もしくは次、必要なときには比謝川からも取りますよという条件、どういった条件があるか、教えてもらえますか。

**○議長（名幸利積）**

上下水道課長。

**○上下水道課長（伊佐秀樹）**

今現在、今年の2月5日から比謝川と天願川

の取水を停止しております。これについては、ダムも改善されたということと、あと令和6年11月1日から令和7年2月4日の期間に、東系列の導水路トンネル工事に伴って、水源水量不足を補填するために、令和7年1月27日から2月3日までは、比謝川の取水と天願川の取水を行ってまいりました。この工事が完了したことと、あとダムの条件もいいことから、2月5日から停止している状況であります。

**○議長（名幸利積）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

ありがとうございます。

例えば、断水というか、雨が少なくて、断水のおそれがあるとか、そういったところがもし見えてきたら、県の治水協ですか、そちらのほうで協議をして、比謝川から、そういう河川からの取水、取り水を行うというのが話し合われるということを知りました。それについては、北谷浄水場のホームページで河川からの比謝川、長田川、天願川からの水源一部、そこから取水はするんだけど、オゾン処理、粒状活性炭処理、そういった、これまでとは違ったような高度浄水処理施設、そこでしっかりやっていますよとか、そういう住民を安心させるような情報はあつたことと、また本村がやっている水道水中の有機フッ素化合物の検査、そういうことを行って、数字が幾ら以内に、何ナノグラム以内に抑えられていますよという、そういう二重の調査というか、二重で安全が確認できるということになっていますので、やはりこういったことは、もうちょっと住民の皆さんに、どういう状況であれば比謝川河川敷から水を取水する、通常は取水していない、もし取水したとしても、こういう処理がされている。いつからいつまでやりますよとか、これが容易に早く、その情報が得られるようなホームページでの紹介、上下水道課のそういう案内といいま

すか、そういったのが容易に確認できるような体制ができないかなと思うんですけど、改めて浄水場のパンフレット、先ほど答弁がありましたけど、こういったのはできませんかね。すぐ住民が知れるような対策。どうでしょうか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

県のホームページへリンクすることは可能なんですけども、いつから河川水を取水するか、その辺の細かい情報というのは、すぐには県からは提供できないと思いますので、これ年に1回ですね、北谷浄水場供給市町村を対象に説明会があって、その都度、状況を説明しているものですから、その資料等については、公表できるか、その辺は県にも確認した上で、できるのであればホームページ等で公表したいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

分かりました。

では、村民がいち早く安全を確認できるような、そういった体制を取っていただきたいと思えます。

ちょっと質問を変えて、先ほど施設管理係のほうから入っていったところで、令和4年度から令和6年度、各年度ごとのPFOS、PFAS、PFOAの検出状況についてとか、その数値をずっと調べているのが、令和4年は2回、7月、年明けての1月、令和5年については7月、1月、3月、令和6年は4月、5月、7月、1月と年4回行っておりまして、今年度も既に第1回目、4月に行っているんですけど、その検査の場所なんですけど、特定箇所、検査をする場所ですね。これが7か所、今年度はありまして、大城公民館、安谷屋公民館、あさひヶ丘保育園、瑞慶覧、番地があって、5番、渡口、番

地があって、6番目に県総合運動公園入り口、7番目に北谷ハウジング1,200エリアとあるんですが、これが令和4年から、途中から運動公園と北谷ハウジングのほうを追加で来たんですが、ずっと同じところを特定検査、検査箇所がもうずっと同じように、同じところをやっているんですね。住民の多い、例えば喜舎場だったり、仲順だったり、そういったところも検査の項目に入れるべきじゃないかなと思うんですが、そこが決まっている理由は、何か理由があるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

この配水区域ですけれども、7か所ですね。本村は7か所の配水区域に分かれておりまして、この検査箇所については、給水栓が末端付近、配水区域ごとの末端付近で取って検査しておりますので、この場所ということになっております。

○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

○4番（比嘉正志議員）

理解しました。

ずっと同じところを検査していれば、大体同じ数字が出るんじゃないか、ほかのところはどうだろうと、ほかの住民は思うのかなと思ひまして、今のような質問をしました。末端だから、管の末端だから、そこで調べればこの水道管自体は全てPFOSの数値は何ナノグラムですよというのが、大体、そこもまた住民に分かってもらえるように、この検査箇所がその箇所だけであれば、じゃあうちの住んでいるところはどうか、そういうふうになってしまうので、これは水道管の、供給している水道管の末端部分ですよ、一番最後のところで取った数値ですよ、だからそのラインは全て同

じ数値ですよとか、その辺ももし住民に分かるような感じの知らせ方があればよかったかなと思いました。

では、今後も、もうちょっと水の安全性について、特に今よく話題に上がるPFAS、それについて、もっと住民に広く分かりやすく、速やかに情報が得られるような、そういう体制、ちなみに今、課長のほうで、こんなことできたらいいかなとか、何か案があればお願いします。

#### ○議長（名幸利積）

上下水道課長。

#### ○上下水道課長（伊佐秀樹）

この水質検査なんですけれども、年2回めどにということをやっていますけれども、国のほうから、来年の4月1日から、水質基準の項目、今、管理目標となっていますので、基準項目に引き上げる予定であります。それで、3か月に1回以上の検査を基本とするということになりますので、本村としましても、それを基に3か月に1回程度で検査をして、住民の皆さんに安全安心を担保する上で、検査を実施していこうかというふうに今考えております。

#### ○議長（名幸利積）

比嘉正志議員。

#### ○4番（比嘉正志議員）

ありがとうございます。

では、1件目の水の安全性について質問を終わりたいと思います。これからもまた住民の皆さんに分かりやすい説明、また水の安全安心について御努力をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

では、大枠2件目のライカム地区村道の標示についてというところに移りたいと思います。

回答の中では、道路の標示は平成27年度頃ということで、約10年ぐらいになりますね。やがて10年ぐらいなのかなと。10年ぐらいたつと、あのぐらい、もうほとんど、完全に消えていると言ってもいいぐらいのところ結構あって、

大分見えづらくなっているんですが、あと、答弁の中にもありました今年の3月の定例議会、これは伊集議員のほうから出されたものです。そこで、そのときの回答が、議員のほうからは早急に白線ラインを引く必要があると思うがという質問について、来年度、つまり今年度ですね。来年度実施に向けて検討したいと考えているということで、検討というのが本当に、実施ではなくて多分よその状況、より危険なところと思われるところから先にやっちゃうかもしれないとか、優先順位を見て、そこがこのライカムイオンモール南通り、東西線が、優先順位的にどこに来るのかなというふうになんて危惧して、今回またさらに続けて質問をするに至りました。

というのは、理由が、先月の5月18日ですか、5月の中旬頃、三重県の新名神高速下り線、そちらで車2台と衝突し、運転手がお場から逃げたという事件がありまして、これは外国人が運転する車両がそういった事故を起こして、現場から逃走してしまったということなんです。このいきさつの中には、もちろん向こうの、県外の高速の出口、入り口が複雑な状況で間違えて入ってきたらというのも想定できますが、外免切替えと言って、外国人の免許、自国で取った免許が、日本に来たときに、容易に日本国内の免許に、条件に切り替えることができるという外免切替えというのが、以前は大分はやっていた、一般常識があればすぐ切替えできるというような状況で、そういう多くの外国人の方が、本国、日本でも車を運転できる状況になったために起きた事故でもなかったのかなと思っております。先月、動画も、何回も何回も地上波テレビのほうで流されて、皆さんも、見た方も多くいるかと思うんですが、ああいう事故がライカム南通り、白線がきれいに見えない状況で、外国人が右側通行だったりとか、そういうところで危ない運転をしないかなというのを危

惧して、早急にやったほうがいいんじゃないかと、白線を引いたほうがいいんじゃないかということで、今回提案しようと思いました。そうすると、今回の回答の中に、今月中には完了する見込みですということ、じゃあ私は何を言ったらいののかなと思っているんですが、今月中には完了する見込みですが、早速の対応ありがとうございます。ちなみに、何日頃完了するか、その辺の情報はありますか。

**○議長（名幸利積）**

建設課長。

**○建設課長（安次嶺正春）**

お答えいたします。

実施のほうを今、来週取りかかる予定であるというふう聞いておまして、あとは天候によるんですけども、問題がなければ来週中ぐらいには片づくのかなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

ありがとうございます。

住民の皆さんもいっぱい見ていると思いますので、このスピード感のある建設課、すばらしい動きをしてくれたと思いました。ありがとうございます。

村長、頼もしいですね、職員。どうですか。村長のほうから一言お願いします。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

議員がそうおっしゃってくると大変うれしく思います。

建設課の皆さん、よろしくお願いいたします。

**○議長（名幸利積）**

比嘉正志議員。

**○4番（比嘉正志議員）**

では、これからも建設課長を見習って、スピード感のある仕事をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

それでは私のほうから、通告に従い、2点ほど質問させていただきます。

北中城村体育施設の村民への開放について。

本年度学校施設利用料金が、これは体育館ですね。値上げになったと住民から問合せがありました。値上げの理由と去年と今年の、今年度の料金の金額は幾らなのか、また使用料金は条例で定める必要があるが条例の改正は行われていないが問題はないか、伺います。

続いて学校給食についてです。

4月7日の新聞紙上で県内市町村の給食費の一覧があり本村は下位に位置している。最近給食費の値上げを行っているにもかかわらず疑問があり、また子供たちの健全な発達に大変危惧しているが現在の状況をどのように考えているのか。

また、令和5年度、令和6年度の給食費の決算額、令和7年度の予算額を保護者負担、村負担、物価高騰臨時交付金と分けて教えていただきたい。

以上です。よろしくお願ひします。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

上間議員の御質問については、1番目に北中城村体育施設の村民への開放、2番目に学校給食についてでございますので、教育委員会のほうから回答いたします。

**○議長（名幸利積）**

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

上間議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の北中城村体育施設の村民への開放についてでございますが、現在の使用料は、平成18年3月に改正された条例に基づく金額となっております。経緯については定かではありませんが、条例に規定する額とは異なる金額を徴収していることが令和6年度中に判明したため、令和7年度からは、条例に規定された額を徴することといたしました。

金額につきましては、照明料は変更なく1時間当たり500円、使用料は令和6年度までは1時間当たり250円、令和7年度からは1時間当たり500円となっております。

2点目の学校給食についてお答えいたします。

学校給食費につきましては、令和6年度より小中学校で300円の値上げを行っております。給食費の値上げの際に学校給食共同調理場運営委員会の中で段階的に引き上げることとしており、今後値上げについて検討を行う予定となっております。

令和5年度、令和6年度の給食費の決算額についてお答えいたします。

令和5年度学校給食会計決算額は、歳入9,281万3,381円、歳出9,200万6,522円。

令和6年度学校給食会計決算額は、歳入9,635万540円、歳出9,631万3,122円でございます。

次に令和7年度の予算額を保護者負担、村負担、物価高騰臨時交付金の額についてお答えいたします。

まず、保護者負担額につきましては1,584万9,000円、村負担額が7,055万円、準要保護家庭の補助のほうも含んでおります。物価高騰分臨時交付金2,554万5,000円、6月補正予算分も含んでおります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは1番目から順次再質問したいと思います。

まず、体育館施設の開放の料金について質問ですけれども、平成18年から改正されて、今年度、前年度と違いますか、19年間放置されていた。条例には違った金額を徴収していたということですが、経緯は定かではないというふうに答弁でおっしゃっています。こういった経緯を定かにするのが皆さんの務めじゃないかなというふうに思っていますけれども、教育長、これ調べる必要があると思いますが、どういうふうに対応しますか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいまの質問についてお答えいたします。

経緯については、課長をはじめ、職員、遡って、一応当時の担当者から聞き取りをしたりと、そういう形で調査はしましたが、先ほど答弁したとおり、なぜそうなったかが、原因が分からない状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

この分からないという状況がおかしいんですよ、私から言わせれば。条例で、先ほどから言っているように、決めて、自分たちで決めてやったことをしっかり守ってやれない。なぜそうなのかというのは、どこかでおかしいことになっているだろうなというふうに思っています。

村長に伺いますけれども、昨日もそうでした。昨日の補正でもありました。自分はちょっとおかしい使い方だなというふうに話をしています。このような守らないといけない条例や規約、我々のルールがあります。それができていない、規範意識が極めて低くなっているというふうに

私は昨今感じていますが、この辺、村長としてはどういうふうに感じていますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当然、公務員についてはコンプライアンスをしっかりと守るべきところであると思いますので、それはしっかりと守っていただくということになります。ただ、このことについて、大変、今、条例を抜きにしたら、その措置の仕方、使用料を徴したことについては、大変申し訳ないと同時に遺憾に思う次第でございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

先ほどから言っているように、それじゃあ、我が村のトップである村長は、このまま放置するのか。今回の教育委員会の19年間にわたる条例違反がありました。教育長はできないと言っていますが、その上の村長はどういうふうに考えているのか。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

例規違反ですから、これからどう修正するかですけど、ただ、これについては請求権というのが大変厳しいかと思っておりますので、まずは我々がちゃんとした条例にのっとって、今後は気をつけることが大事かなと思っております。これからのてんまつをしっかりとさせて、次の行政執行に、またしっかりとした条例を守る、そういった気概で仕事に臨んでいただくということになります。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

先ほどの正志議員の中では、しっかり職員が頑張ってきているという話で、最後締め

ていただきましたけれども、ちょっと腰を折るような感じで非常に申し訳ないんですが、最近私、一般質問で、今まで自分は提案型の一般質問をやってきたのかなと思っているんですけども、最近、追求型に移行していて、何か自分の仕事ができないようなイメージがあります。非常に残念に思っているんですけども、まず、こういった、しっかりと規範を守ってやっていくということをやってもらいながら、次のステップというのかな、我々が提案したことをしっかり一緒にやっていくというのが本来の在り方だと思うので、この辺もしっかり考えてやっていただきたいなと思っています。

それでは、ちょっとまた別の話になりますけれども、施設料ですね。今回、平成18年に使用料改定ということだったんですけども、この改定の理由と、設定はどのように行っているのか。お願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えいたします。

平成18年3月に改正されているもので、私、手元にそのときの正確な資料はございませんが、その当時の変更につきまして、議事録等を読ませていただいたところ、これまで1時間幾らということではなく、3時間、午前中、午後、あと一日、あと夕方から夜までというふうな、大きな時間の区切りで料金設定をしていたものを、改めて1時間当たりということで改正したというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

私が今考えていたのが、近隣市町村も含めて、そういった値上げをしましたよとか、そういったものがよくあるので、その辺かなというふう

に思っていたんですけれども、逆に今、沖縄市を例に例えると、沖縄市は、使用料は照明料金だけしか取っていないんですよ。体育館の使用料というのは取っていません。だから逆に私、もうこの際、上げるんじゃないくて、取らない、同じように使用料は取らない。照明料は取りますけれども、LEDにも変わったことだし、大分経費が節減されている。その辺、あってもいいのかなと思いますけれども、村民が使いやすいような形というのを取っていただきたいなというふうに思っていますけれども、この辺は教育長、どういうふうに考えていますか。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時12分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

教育長。

**○教育長（徳村永盛）**

御質問にお答えいたします。

ただいま一つの例として沖縄市のほうを紹介していただいたかなと思うんですが、私たちのほうでも、沖縄市の場合については、夜間開放のときには、議員がおっしゃるように使用料は取っていないと。それ以外の部分については徴収しているようであります。

それから、本村においては、今、議員からもありましたように、照明についてもLEDに変えて、またその分電気代の部分のほうの軽減もあるのかなとは思いますが、今後、使用料については、今度条例上に……、とりあえず18年、19年間、本当に申し訳ないんですが、以前の形に戻した上で、また照明代の部分のところ、それからほかの維持費の部分のところも、いろいろ検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時13分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

検討するということじゃなくて、ついでに変えていったほうがいいのかなというふうに思っています。いろいろな社会状況が変わっている状況の中で、この体育館の使用の条例ができたのも、昭和何年かな、大分古い部分だと思います。そのときの目的として、社会体育の普及というふうにやっています。しかし、使う団体の方々は、社会体育じゃなくて、健康にいられるために運動しようか、空いている時間、昼間は忙しいし、夜だったら空いているから、二、三時間運動して健康づくりというのをやろうかという考えの方が多いと思うんですよ。その中で、こういった目的も変えながら、そういった人たちが多く、どんどん借りていただければ、沖縄市なんか小中合わせて20近くあると思うんですけれども、ずっと満杯です、この使用状況を見たら。そういった状況で、いっぱい借りる方はいると思うんですよ。そういった中もそうだし、ましてや今、本村の一番課題である健康保険事業のほうにも関わってくるんだらうな。こういった検査ばかり、健診ばかり進めていくんじゃないくて、健康的に運動して過ごそうよというふうになれば、もっと国民健康保険あたりでも、そういった部分でもつながっていくんじゃないかなというふうに思っていますけれども、健康保険課長はどういうふうに考えていますか、その辺は。

**○議長（名幸利積）**

健康保険課長。

**○健康保険課長（玉栄 治）**

ただ健診とかそればかりをしているわけじゃなくて、学校開放事業というのも健康の中の一環だと思っています。ただそれだけが全てではないという考えですので、多く、トータルで含めて健康事業を進めている状況ですね。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

もちろんそればかりではないと思います。だからいろいろなことをやらないといけないんじゃないか、解決にはなっていないんじゃないかという話をしています。その中で、先ほどからいろいろ理由をつけて、少し歯がゆい答弁が出ていますけれども、ただ変えればいいだけの話なので。今の状況というのもあるので、そういった状況も含めてどうですかということなんです。ですから、ただ上げる、下げるじゃなくて、大分前につくったときには、体育教育とかそういった部分かもしれないけど、今は、そういう目も向けてもいいんじゃないかなというふうな話で、お願いしています。その辺はどういうふうに、そういう話をしながら、もう一度答弁をもらいたいと思います。お願いします。

**○議長（名幸利積）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（新垣理衣子）**

御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、この金額が設定されたのが平成18年ということで、かなり以前のもではありますが、社会体育推進のためのということもあります。学校施設を使っているということもありますので、その辺の維持管理等も踏まえてこの金額も設定されているのかなとも思います。ただ、議員おっしゃるとおり、今後皆さんが、健康長寿村ということで村が掲げているように健康になっていただくためには、社会体育の推進も、今後ますますやっていかないといけないと思っていますので、議員の御意

見を踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

今、維持管理という話も出ましたけれども、維持管理ということであれば、これはやはり、いつも私が言っているように、交付税とかから出てくる部分もあるんじゃないかなというふうに思っています。以前、人的警備で1校当たり350万円から400万円ぐらい出していた部分があったと思うんですよ。それ今、機械警備に変わっていますよね。その部分に関しても、大分下がってきているなというふうに思っています。そういった部分で無料にして、ある程度利用者にも少し負担してもらいながら、施錠の部分とか負担してもらおうという形にやれば、納得いくのかな。今、金額が高くなって、こういった閉めるときも開けるときもどこかに行って、面倒くさいことをやっているよという話はしている状況です。この辺も含めて、この維持管理からすると、私からすれば、しっかり経費削減しながらやってきているな。この350万円、400万円というお金はどこに行ったのかという、私はそういう気持ちであります。その辺も含めて、いろいろな部分、ぜひ考えながらよろしく願います。この件に関してはいいです。

あと、運営の在り方なんですけれども、これも住民からの情報なんですけれども、火曜日と木曜日しか予約が取れないという話でした。条例では……、規定だったかな。規定では、月曜日から日曜日開けている、開放しますよという話なんですけれども、なぜ火曜と木曜しか予約が取れないのか。その辺をお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（新垣理衣子）**

御質問にお答えします。

この学校開放、夜間の開放事業につきましては、団体登録というのを事前にしていただいております。こちらについては、前年度の……、すみません、12月号、11月号かの広報に掲載及びホームページに掲載して、次年度使用したい、学校施設の体育館を使用したい方については、団体登録をお願いしますということで御案内しております。その団体登録をした方について、2月に皆さん集めて、皆さんに利用に関する説明会及び調整会議ということで開催して、その中で利用したい曜日をそれぞれ上げていただいて、調整して使用していただいております。事前にその説明会に参加した団体については、固定で使えるようにしておりますので、たまたま空いているのが、現時点で火曜日と木曜日ということで、利用者の方がおっしゃっているのかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは確認ですけれども、村としては、火曜日と木曜日しか予約は取っていないというわけではなくて、しっかり条例上どおり、月曜日、水曜日、金曜日、もちろん土日も使いたいというのであれば使えるという考えで、今の答弁よろしいですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えいたします。

学校開放に関する規則上で、月曜日から日曜日ということで記載しているということなんですけれども、現時点で、運用として月曜日から金曜日までの学校開放としております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それで私、昨日ホームページで規約、条例、例規集を見てやっているんですけども、この規約なのかな、規則なのかな、規定なのかな、規則なのかな、ちょっと忘れちゃったけど、この辺は書いていない。書いていなくて、今また運用しているということよろしいですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

そうですね、議員おっしゃるとおり、規則については、この時間開放できるということで記載しておりますが、体育館について、月曜日から金曜日まで、また現時点で運動場についても開放するような記載はしてあるんですけども、運動場については夜間開放を行っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それでは、借りたいときに、村民がこの日に借りたい、何曜日に借りたいというときに、どこを見れば分かるのか。いちいち足を運ばないと、教育委員会に足を運ばないと、そういったものは分からないのか。この辺、どういうふうになっていますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

すみません、休憩いいですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

夜間開放事業につきましては、先ほど答弁しましたように、団体登録をしていただいております。団体登録している団体について、貸出ししておりますので、利用していただく場合には、団体登録をまずしていただかないといけません。それをした上で、現在空いている状況等をお知らせして、利用していただくという形になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これもどちらが先かという話なんですけれども、やはり団体をつくるにしても、やはりこの日がいいよねというふうに、みんなが集まって、この日にやろうかと言って、役場のほうにこの日空いているねと行くのか、それともホームページで見て、こっち空いているからすぐ行きますねという、住民サービスなんですよね、私から言えば。この辺は仕方ないのかとも言い切れないな、やっぱり。ちょっとおかしいなと思います。しっかりホームページで、こういった形でやっているのであれば、貸出ししているのであれば、いつが空いていますよ、先ほども言いました。沖縄市はホームページを見たらすぐ出ます。こっち空いている、何々小学校の何曜日は空いています。どこの中学校の何時は空いています、何曜日は空いていますと出ています、全部。それで住民の方も、こっち空いているね、じゃあどうしようかねというふうに動くと思うんですけれども、この辺がちょっと、意識が弱いのかなというふうに思います。この辺、どのように考えているのか。これが当たり前なのか。住民サービスとしてこれが当たり前なのか。この辺、もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

上間議員おっしゃるように、例えば隣の市のホームページのように一目瞭然といいますか、利用状況が分かるというのも、とても重要なと思います。現時点で、そのサービス提供ができておりませんが、今後、施設予約に関して、施設予約システム等も活用しておりますので、それとの連携も踏まえて、今後どのような形でサービス提供ができるか、まだ現時点でお答えできませんが、今後、サービス向上のため、いろいろ検討していきたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

それと、こちらの規則の中なんですけれども、規則の中に管理指導員を置かなければいけないというふうにあるんですけれども、この管理指導員、しっかり在籍して、開放時は業務を行っているのか。その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えいたします。

現時点では、管理指導員は置いておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

理由をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時31分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（新垣理衣子）

御質問にお答えします。

こちらの規則に書かれている、体育館の施設開放に関する規則に管理指導員を置くというふうに書かれております。我々今、夜間開放事業として行っておりますが、本来この開放事業を行う場合には、もちろん管理指導員を置かないといけないんですけれども、これには各学校1人ずつ配置とか、人件費等、いろいろ予算がかかる事業となっております。その夜間開放事業は管理指導員を置かないとできないという場合に……、夜間開放事業ができないとなると、住民の方々に体育館を利用していただけないということから、これに準じた形で、今、夜間開放事業として住民の方々に学校施設を利用いただいている状況になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

目的が社会体育の普及ということで、この社会体育をやるための開放事業のために指導員を置くという意味合いでもあるというふうに私は取っていますけれども、それができていない。だから、先ほどから言っているように、今の時代にそぐわない規則になっているということなんですよ、私から言えば。この規則自体が。開放事業自体が。だから、これはもう早めに変えて、住民の、先ほど言ったように、健康増進とかそういったのも含めながら、しっかりした部分をつくったほうがいいんじゃないですかということをお願いしています。この辺に関して教育長、どうですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

私も細かいところまで分からなかったんです

が、今回のこの中において、非常に自分のほうの整理も少しずつできつつあるかなと思っていきます。今あるように、開放する目的、趣旨ですね。それをしっかりもう一度再確認し、そして住民の皆さんの活用がしやすい、サービス向上につながるようなものに変えていく必要性もあるのかなというふうに実感しております。その辺についてまた委員会内でも議論をしながら、進めてまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

先ほどから私も沖縄市の例を言っていますけれども、ずっと小中、全部、ほとんど1枠しか空いていなかった。週、1つだけ。皆さんがしっかりこういった健康増進で使っているというのは見えているんですね。そういった部分もあるので、しっかり皆さん、局内、課内で、教育委員会でしっかり議論して、方向性をしっかり見いだしていただきたいというふうに思っています。

続いて給食費についてですけれども、1号補正予算、今年度ですね。おととい終わった1号補正予算。一般質問でもやるからという話はしたんですけれども、今回、1号補正予算で歳入で、県補助金で無償化の支援事業補助金が計上されているけど、昨日見直したら、すみません、議決は終わったんですけれども、これが補助金に入っていないんですよ。今持っていますか。

40ページです。9款6項3目の18節、物価高騰は入っているんだけど、歳入のほうで、中学校の県からの補助金が入っているんだけど、これが入っていない。40ページ。39ページで、財源内訳で、特定財源の国県支出金で2,031万4,000円入っているんですけれども、ですから、ここの国県支出金では、物価高騰分補助金というふうな975万4,000円入っているんですけれど

も、これちょうど引いた金額が、県からの補助金になるんですよ。ですよ。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時37分 休憩

午後 2時38分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

村独自で、まず学校給食費の4分の3の補助を行っております。今回、県のほうで新たに中学校の児童生徒に対して2分の1の補助金が出ることになりましたので、今回、県の歳入を受けまして、今、村のほうで予算措置をしております給食費補助に、今回は充当するという形で、歳入のみの補正予算というふうになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これ昔、村立体育館で相殺するというような形を取って、これはおかしいんじゃないかということで、相殺分もしっかり入れなさいよという話もした覚えがあるんですよ。そういったのにはならないのですか。今、充当するという話なので。

だから、言っているのは、こっちの国県支出というところで2,000万円出ているんだけど、これは、この出ているところは、支出の部分がないからおかしいんじゃないのという話だわけ、この説明の中で。金額が合わないというか。トータル的に見れば合っているんだけど、ちゃんと、県から入りました、幾ら、1,000万円入りました。だから、村の補助金は1,000万円抜

きますよというマイナスにならないといけないんじゃないかなという意味。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時42分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

議員の御質問にお答えします。

歳入のほうで、今回新たに県の補助金を受けましたので、それを今回充当するという形で、補正予算で計上していることでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。

説明でやったということですがけれども、なかなか、一目見たときに、我々がどういふふう判断するかというのが見えない。もちろんこれは、内部ではそういった形でやっているというのは分かるかもしれないんですけども、多分、後ろの方々も分からないと思う。自分が何を言っているのかも。私も分からなくなってくるので。

じゃあ分かりました。本題に入ります。

段階的に引き上げるという計画、引き上げるということで了承をもらったということですがけれども、こういった計画があつての、今後どういふふうに幾らずつ上げていくか。どこまで金額を上げるのかというの、しっかり計画に基づいて、段階的に上げるという結論に至ったのか。この辺はあるのかないのか、よろしく願います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

給食費につきましては、平成13年から22年間、一応据え置いておまして、近隣との差が大分大きく開いておまして、これを一気に上げると、保護者への負担が大きいということで、段階的に引き上げるということしております。当初は、令和6年度から300円ずつ値上げを行うんですけど、保護者の意見等を踏まえて、近隣の、少なくとも水準まで上げていくということで考えておりました。給食費の値上げと合わせて、村のほうが2分の1補助から4分の3補助にしたものですから、実際的には保護者の負担自体は減ったものですから、特に保護者から意見というのがなかったんですけど、昨今、物価が急激に上がっていますので、今後見直していかないといけないと考えております。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時45分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

値上げにつきましては、近隣の市町村の平均ではないですけど、同レベルの水準まで上げていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

近隣の市町村と同レベルと言っても、差が1,000円以上あったりするんですよ。高いところは近隣5,400円、低いところはうちが4,200円。どの辺がベストなのかということも考えながら計画しているのか。子供たちの栄養価というのか、そういった部分に関しても含めて、その近隣ということではなくて、やはりどのくらいまで上

げたほうがしっかりした給食をとってもらえるよねというふうに考えないといけないと思うんですけれども、この辺はどういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

令和6年度の値上げを行うに当たって、令和5年度に検討のほうを行いました。その中で案が3つありまして、近隣の平均的な金額に近づける案と、直近で値上げを行った近隣の市の給食と同じ額に引き上げる案と、栄養士が算出した望ましい栄養価から、望ましい金額というのがありまして、その案がありました。その中で、どちらもとっても、金額の開きが大分あるものですから、段階的に引き上げるということで、一番低いというか、平均的なものに近づける金額でということを決めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

これは確認ですけども、学校給食委員会ですか、その中には保護者も、先生なんかも入っていると思うんですけども、その人なんかも、今、話が3つあって、栄養士が算出した栄養価で見ている部分と、平均というのと、比べてやって納得されて、そこに持っていこうというふうに考えたのか。確認ですけど、もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質問にお答えします。

学校給食共同調理場の運営委員会の中で、この3案を示しまして、その中で保護者の負担もそこまでない形で、これでいくということで、

一応決定しております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

分かりました。

皆さん納得して、そういった形でやっているということで理解しました。

では、物価高騰交付金ですけれども、補正予算でも少しやりましたけれども、約6倍になっているということですね。物価高騰というのは令和3年度の後半から始まっているということで、約2年前からという考えで、少し5年度、6年度の決算額、歳入歳出、出していただきたいんですけども、400万円か500万円ぐらいが上がっている水準だろうかというふうに思っています。今回も、このぐらいの水準だろうなと思っていて、急に2,500万円も上がっている。米とかいろいろな、何とか係数とか掛けてという話でしたけれども、その辺、本当に正しいのか。この係数。米も下がりつつあるという話もしています。この辺、本当にこれで正しいのか、お聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（平田清徳）**

上間堅治議員の質問にお答えします。

物価高騰対策臨時交付金につきましては、令和6年度につきましては、令和5年度の近隣の市町村の平均の金額ということで、その差額分を計上しております。その場合ですけど、小学校で200円、中学校で100円ということで、それを掛けて算出していたんですけど、その差が、今ですと小学校で790円、中学校で760円ということで、大分金額が上がってきておまして、その分で、当初で1,500万円ちょっと計上しておりました。その後、令和7年4月に給食協会のほうから、米の売渡価格ということで、対

前年度比48.8%の値上げ、約10キロ当たり1,970円の値上げを行います。ということで通知がありました。あと牛乳とかについても、1個当たり3.6円上がりますということで、その他ほかに、パンや油、調味料などの値上げもありましたので、近隣の市町村の平均的な価格よりもさらに上回る形になっておりますので、今度追加で補正を行っております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

いろいろ計算されているということは分かりました。しかし、やはり本当にそういうふうになるのかというのが、この金額を見てちょっと疑問になるんですよ。この金額、もし圧縮されて抑えられた場合に、交付金ということで余るんですよ。そういった場合は、ほかの事業に使えるのか。それとも学校給食費ということで、国にはその目的を定めて、多分で申請しているはずなので、それに使わないと返還という形になるのか。この辺はどういうふうになるのか、お聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

企画振興課長。

**○企画振興課長（徳峯惣一郎）**

お答えいたします。

物価高騰支援交付金につきましては、何回か変更申請ができますので、その金額の変更が分かった時点で変更交付を行って、他の事業に充当を行って、最終的にそれでも余るのであれば返還という形になるかと思えます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

分かりました。

また結構、前年度から2年前の返還金とか、

そういったものが結構出てきているようなイメージがあるので、ちょっと心配して質問しました。ただ、この給食費なんですけれども、村長の公約なんですよね、無料化というのが。この物価高騰で、今示したように、令和7年度の負担で保護者が1,500万円、物価高騰臨時交付金、物価高騰した部分ですね、それで2,500万円、4,000万円近くを、これから無償化のためにやるという考えだと思うんですけれども、どういった方法で無償化に向けて取り組むのか。この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村の財政状況が大変、将来負担比率が大変高いものですから、そこは今、安易に補助金を上げるといったことは難しいですけど、将来的に負担比率が下がる。例えば将来、債務負担行為を行ったり、そういったことが解決すれば、ごみ焼却場とか火葬場等を含めて、そういったものが解決できれば、そこからまた新たな財源が生まれますので、そういったことを当てにしているところはございますけど、それも含め、さらに物価高騰等についても落ち着くというところへ、そして我々が財源の準備ができ次第、それは可能かと思っておりますので、その状態をしっかりと作り上げていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

今言っているのは、どんどん厳しくなっていくよという話だと思うんですよ。これからクリーンセンターを造らないといけない、もう工事は始まっている。ましてやこの運営費で莫大な金額もかかってくる。もちろん火葬場建設も合意して、これからどんどん建設費用も入れながら、運営費も入れていく。どんどん上がってくるんですよ。どんどん支出は。それに対して無

償化するということで、あと4,000万円、どこから工面しないといけない。これは公約です。村民に対しての公約です、無償化というのは。まず4年間で。だから、そういうので、今聞いたら、できるのかできないのか、やるのかやらないのか分からない答弁ですけれども、そのためにほかをもっと厳しくしますよとか、そういった実質的な答弁がもらえれば、しっかり考えているなというふうに分かりますけれども、ただ状況が好転したらということは、今からは好転しないんですよ。どんどんお金を積み上げていかないといけないんですよ。それなのに、そういった答弁をするということは、本当に無責任だなと思えますけれども、この辺をもう少ししっかりした考え方、よろしく願います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私の申し上げました普通建設事業については、初期投資でございますので、あくまでもランニングコスト等の相当の価格という経常的な経費ではございませんので、そこはそういった臨時的経費をある程度切り抜ければ、私は可能だと思います。

それからこれだけではなくて、これから我々がまた行革等も含めた様々な引締めを要するところがありますので、そういった面からまた金額を捻出するということにもなります。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

例えば、村内だけじゃなくて、今、県も初めに段階的にとということで、中学校半額無償化しています。国のほうも、やはり子供たちに手厚くしないといけないなというふうに、いろいろな国会議員とか答弁されています。そういった方々を使いながら、村長がどういうふうに村外で発言しているのか。じゃあみんなで取りまと

まって、県全体で無償化に向けて、国に対して提言書なり、やっていこうじゃないかというふうにやっていってもいいのかなというふうに思っています。特に村長は、無償化に対して公約ということでもありますので、村だけではできない部分も、ほかにいろいろやれば、要請行動をすれば、勝ち取る部分もあるんだろうなというふうに思っていますけれども、今回の当初で、行政報告をやったときに、県の集まりに行きましたよという話をやったり、中部市町村会でやりましたよという話もありました。そういったところでどういった発言をしているのか、全然見えてこない、私たちには。村長がどういうふうに、村では財政が厳しいかもしれないけど、ほかに当たれば、持って来られるかもしれないという強い思いが全然感じられないんですよ。この辺、どういうふうに考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

町村会での無償化の話もかなりやっております。それからまた、県との拡大会議のほうでも、無償化の話は議題として上がっておりますので、私たちも含めた一つの町村、自治体の長として、町村長の一員として、そしてまた中部市町村会の一員として、無償化については訴えてはおります。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

ぜひこういった場で、どんどん、話をするだけじゃなくて、提言するまで、しっかり持って行けるような形で、まず孝則村長が先頭に立っていただければ、我々も強いイメージが持てていいのかなというふうに思っていますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

私からは以上です。

ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時00分 散会

## 令和7年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年6月12日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和7年6月12日 午前11時43分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	出	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	10 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	11 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	12 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	13 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	14 番		
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事	兼 島 栄		
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和7年6月12日（木曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	山 田 晴 憲	1. 「国際交流の推進」と「平和継承」について
10	川 上 龍 太	1. 役場の組織体制と人事について 2. 学校給食の現状と給食費無償化について 3. 村処遇改善事業と看護師配置事業の継続について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．11日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

おはようございます。

それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。

1、「国際交流の推進」と「平和継承」について。

本件事業に係る事業については、一過性で終了していないか懸念されるところだが、おのこの関係事業について丁寧な精査が成果として執行されているのか。その後の事業の充実強化、人材継承のための人材登録等を含めて努めているのか。そこで伺いたい。

①本件事業について、事業執行に伴う現在までの間の進捗状況と、どのような成果につながっているのか。とりわけ、人づくり、ものつくりの具体例があったら伺いたい。

②今後の村第五次総合計画、当該事業に係る積極的、具体的な人づくり、ものつくりの事業計画、取組を伺いたい。

③ハワイ移民125周年の節目の年、ハワイ北中城村人会との交流に係る具体的な計画、取組を伺いたい。

④終戦80年節目の年、世界に目をやると、ウクライナ問題の長期化、パレスチナ問題等々、日本近海に見る台湾有事問題と、忍び寄る戦争危機への足音（いつか来た道が忍び寄る…）、

昭和57年（1982年）5月3日「北中城村非核宣言」、翌年、平和を守る北中城村民の会結成を踏襲した終戦80年の節目の年、確かな平和のまちづくりの推進のために、再度、第三次総合計画を考慮した今後の取組の考えはないか伺いたい。

例えば平和の日制定、村合同慰霊祭開催、村平和大使、平和ガイド、案内ガイドや平和を守る後継者の育成を推進する等々。

以上であります。

よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の御質問にお答えいたします。

まず1番、「国際交流の推進」と「平和継承」についてでございます。

①と②をまとめて回答させていただきたいと思っております。

平成4年度から始まった海外移住者子弟研修事業も今年度で34回を数えます。研修生は北中城村で学んだ成果を母国の各種イベント等で披露するなど南米3か国と北中城村を結ぶ懸け橋となる人材育成が図られているものと考えます。また平和継承に関しましては、なかなか事業成果を目に見える形でお示しすることは難しいですが、村民の心に浸透しているものと思っております。また、今後も同事業を継続して実施するとともに、併せてハワイとの交流も模索したいと考えています。

③ハワイ移民125周年の節目の年等の取組についてですけれども、現時点で何かしら具体的な取組はありませんが、8月末にハワイ移民125周年イベントに参加し、ハワイ北中城村人会の方とお会いできるよう調整する予定です。

④について、第三次総合計画で示された、「平和と文化を拓く人づくり」の思いは、第五次総合計画の「国際交流の推進と平和の継承」

に引き継がれているものであり、しっかりとその施策を進めていくつもりでございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

それでは改めて再質問させていただきます。

1つ目の国際交流の推進ということで、村長の施政方針の中にもございました。例えば本件事業の中で中高生の短期留学などの事業について、現在、皆さんもマスコミ等の報道でお分かりかと思えますけれども、トランプ政権になってから、昨今の報道を見ますと諸外国の留学生の受入れが入国規制とか留学に厳しい状況下に置かれていると、そういった面が大変危惧されているところで、当該理由について影響がないか。それからどの程度の情報をお持ちか、もしお持ちでしたらお答えいただきたい。

**○議長（名幸利積）**

生涯学習課長。

**○生涯学習課長（新垣理衣子）**

御質問にお答えいたします。

中高生の海外短期留学事業につきましては、昨日もオリエンテーションを終えて、7月10日の出発に向け順調に事業を進めているところであります。特に議員のおっしゃるような事象による影響というものはないものと考えております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

早速の取組、御苦労さまでございました。将来ある子供たちのためでありますので、ぜひとも尽力のほどよろしく願いいたします。

同じく、これも長いこと研修事業の受入れがされております。南米3か国の研修生受入れ事業について、この辺も向こうとのアプローチと

いいですか、どのようにされているか。研修生の受入れ、その後どうなっているか。そういったところを含めてもし情報をお持ちでしたら教えてください。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

当該事業は2月にまず各3か国に募集の呼びかけをしております。年度が明けまして4月末までに書類を返送していただいて、5月の後半までには人選が決まる予定になっております。現時点で2か国ほどがまだ人選が確定しておりません。それで決まりましたら9月中旬から約2か月かけて研修を行う予定になってございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

ありがとうございます。

本件につきまして、村長の施政方針にもございました。そこから再質問させていただければと思います。

村長の施政方針の中で、ウチナーネットワークの拡大・発展に取り組むとございました。この件について、最初にお話しした中高生の短期留学、南米3か国の研修生の受入れ、両方が関係してくるかと思えますけれども、その辺の研修生と取組の現況と、今後のお考え等がありましたらお聞かせいただけませんか。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

南米については、これまでずっと継続しておりますので、これからもしっかりと継続してまいりたいと思います。

それからまた新しくハワイとの交流について

も今模索しているところでございますので、今回沖縄県町村会が主催するハワイ移民125周年イベントのほうへ私も参加する予定でございますので、そこでまたハワイの村人会の皆さんとお会いしてそういう話合い……、姉妹協定までとはいきませんが、その話合いを持ちたいと考えております。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

ありがとうございます。私が問いかけ、質問させていただこうかなと思っていたことを村長が言われたので、冒頭でアメリカのトランプ政権のことを私お話しさせてもらいましたけれども、ありがたいことに今のところ何事もないと。そういったことで、もちろん現行を否定するわけではないんですけれども、ぜひとも今村長がおっしゃった。私だけじゃなくて、他のいろいろな議員もハワイとの交流というのは申すまでもございません。ハワイは先人が随分沖縄の方が多いと。そういった意味では課題ではないんですけれども、ぜひともハワイも含めて選択肢の中に入れていただければということで、再度質問と思っておりましたけれども、村長からその答えがございましたので、ぜひともこれは今後行く中でそのハードルが高くもあるか分かりませんが、同じアメリカでありますので、ぜひともその辺を御検討されて、ハワイに行かれるということをお聞きしていますので、実りある収穫を期待しておりますので、ぜひともよろしくどうぞお願いいたします。それでは次の質問に移ります。

2番目の第五次総合計画についてです。

この件について、今までの総合計画を踏襲していろいろとされているかと思っておりますけれども、この中で今回の議会の中で、補正予算の中でも質疑応答がございました。ぜひとも平和の日制定について村長が先にお考えになっているので

とてもありがたいことだなと思っておりますので、本件につきましても私だけではなくて、いろいろな議員が心配されて、ぜひとも平和の日制定ということでやっておりますので、繰り返しになるかも知れませんが、現況と村の取組、計画等を含めて、現在の状況で結構ですので、進捗状況を教えていただけますか。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

山田議員の質問にお答えします。

さきの可決していただいた補正予算の中にも計上させていただきましたが、平和の日選定委員会委員を選任して、今年度3回の委員会の開催を予定しています。その委員会の中で平和の日をいつにしたらいいかを制定する予定でございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

いろんな分野の方を御参集させていただいているかと思っておりますので、ぜひとも将来ある、ましてや北中城は歴代の首長が平和ということにこだわって尽力いただきましたので、実りある平和の日の制定を楽しみに待っておりますので、ぜひともよろしくどうぞお願いいたします。次の質問に移ります。

現在、皆さんのお手元にも届いているかと思っております。村は第五次総合計画、そういった面で村民の皆さんにも周知されております。私的には、ちょっと過去のことを言ってしまうで大変申し訳ないんですけれども、私が思いますに村の第三次総合計画の中で平和交流、それから平和のまちづくりの推進、平和活動の拡充、結局人づくり、ものづくりの考えからかなと思っておりますけれども、その中で平和ガイドの養成講座を図り人材登録に努めると、まずこれ1点で

すね。それから案内ガイドや平和を語る後継者を育成するというような計画がございました。そこで結果的には人づくり、ものづくりのお考えからこういうことになっているかなと思いますので、ぜひともその辺で、第三次総合計画は既に踏襲されているかと思えますけれども、今後一番は人づくり、ものづくりが平和継承においても欠かせないものかなと思いますので、その中で第五次の中で既に出来上がっていますけれども、人づくり、ものづくりも含めて、例えばの話ですけれども平和ガイドの養成講座とか人材登録ですね、平和ガイドの平和を語る後継者の育成など、そういった面で提案させていただければと思いますけれども、ほかに事務方の皆さんでお考え等がございましたら教えていただけませんか。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

お答えします。

人づくり、ものづくりの取組ですが、うちは平和を守る北中城村民の会ががございます。その会を中心に小学生だったり、中学生の平和学習の機会を創設しています。中学生に関しましては長崎の平和学習をしています。人づくりに関しましても年間を通して、各種イベントを通してそういった平和の意識の醸成を図っています。なかなかものづくりに関して、何かしら物があるということではないんですが、そういった意識の醸成ができれば結果として何かしらの形になるのではないかと考えています。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

確かにこの平和というのは、実感として物が見えない部分もあるかなと思いますけれども、やっぱりそれは皆さん個々、我々議員も含めて

実感、体感として感じるものだと思いますので、手法、やり方はいろいろとあるかと思えますけれども、ぜひともその辺は一緒になって人づくり、ものづくりのほうの取組をやっていただければと思いますので、そういった面では何をお手伝いできるか分かりませんが、一緒になってお手伝いさせていただければありがたいかなと思います。次の質問に移ります。

ハワイ125周年の件につきましては、これはありがとうございます。村長も行かれるということで御説明がございました。その中で、これは申すまでもございません。今回の6月議会の中でも質疑がございました、皆さん御承知のとおり村民劇「比嘉太郎物語」について今計画されています。その件についても実行委員会を立ち上げて着々と計画が進行しているかと思えますけれども、これも繰り返しで大変申し訳ありません。私も知っている中で沖縄県にハワイ協会とか、それに関わるハワイ協会の、今会長は引退されていますけれども、高山朝光先生とかハワイに関わっていらっしゃる先輩たちがたくさんいらっしゃいますので、そういう方たちとの情報収集といいますか、そういったところを取り組んで、村長の思いで、姉妹都市云々という話をされていまして、ぜひともそういった方たちとコンタクトを取っていただいて、これは村長が行かれるということを知っていますので、そういったところを含めて、同じことの繰り返しになるか分かりませんが、ぜひ実りあるハワイ125周年のイベントに出席と思いますので、改めてその辺、繰り返しになって大変申し訳ないんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

まず、比嘉太郎さんをよく知る方で、御存命の方で高山朝光先生は大変貴重な方だと思って

おります。私たちもまたハワイ協会等との付き合いがございますので、高山先生ともお付き合いさせていただいております。これからもまた、この村民劇においても高山先生の御意見等も賜りたいと思っておりますので、これから高山先生にも我々とハワイをつないでくれる役目もしていただければと思いますので、これからしっかりと高山先生を登用してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ちょっと話を戻してしまって大変申し訳ないんですけども、村長のほうから将来的にハワイとの交流の中で、子供たちの短期留学ですか、そこも視野に入っているということをお聞きしていますので、それとまた比嘉太郎につきましては、我々北中城村民が誇れる先人でございますので、悲願成就というわけではないんですけども、ぜひともハワイ交流については実りある布石づくりといえますか、やっただけがあればありがたいなと思っております。ぜひとも期待しておりますのでよろしくどうぞお願いいたします。次の質問に移ります。

4番目です。これは回答いただいております。申すまでもございません。終戦80年の節目で、平和のまちづくりについて質問させていただきます。本件につきましても皆さん御承知かと思っております。昨年12月1日になります。ノルウェーのオスロで日本原水爆被害者団体協議会の皆さんが、ノーベル平和賞を受賞されました。そういった面ではそれと同時に、この件に関しても大変結構なことだと思います。そして同時に今回の6月議会の中で村長から5月29日でしたか、日本非核宣言自治体協議会総会が那覇のほうであったということで御報告がございました。その中で、ちょっと話戻りますけれども、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を

受賞されました。その件について何か共有する形での事案等のお話があったかどうかお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

5月29日に日本非核宣言自治体協議会の総会が開催され、その総会の中で事業報告だったり収支決算、次年度の収支予算案などが審議されてございます。今議員がおっしゃっているノーベル平和賞を受賞されたもの等何かしらあったかということですが、特にそれに関するお話はなかったと存じております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。正直ちょっとがっかりしました。目的があつてそういった組織をつくられていることだと思いますので、逆に村長に質問と言つていいか分かりませんが、本村も申すまでもございません。非核宣言の村ということで、一番御承知おきしていると思います。歴代の首長が宣言されて、その関係で村長も恐らく担当されていた部分で、関わっていたかと思っておりますので、せっかく非核宣言の村北中城村を啓発されていますので、未来永劫に平和継承のメッセージも含めて、まだ私は遅くないと思いますので、村のお立場で村長のほうから何かお考えしている部分がありましたら、やり方によってはホームページに掲載するとかというやり方があるかと思っておりますので、その辺、今後のお考えも含めてありましたら教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今回の全国非核宣言自治体協議会の総会のほうでシンポジウムがございまして、そのシンポジウムのほうに登壇したのは広島市長、長崎市長、そして那覇市長の3名でございました。それぞれがおっしゃっていましたが、まずは実相を知る。そして現場に行くと、広島、長崎、あるいは沖縄のほうに行ってそういった戦争の実相を知ることがまず大事だと。そして若い人たちに継いでいくというのが大事だということをおっしゃってました。そこで私たちがこれから非核宣言自治体としての務めとしては、こういった平和の実相を継承していく。そしてまた若い世代に継承していくということが非常に大事だなと思いますので、そのシンポジウムで述べられたことも含めて次の世代にしっかりと平和運動、あるいは平和の実相、また沖縄戦の実相というのをしっかりと伝えてまいりたいと思います。それから平和ガイドについてもこれから充実させていきたいと考えております。

#### ○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

#### ○13番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。提案させてもらって大変恐縮なんですけど、繰り返しになりますけれども、せっかく村が非核宣言の村を宣言されていますし、村長が今そういった感じで当日の長崎市長、広島市長が登壇されてシンポジウムでも御発言があったということでお聞きしましたので、今からでもできるかと思っておりますので、ぜひともその辺の報道といいますか、村長のホームページの中でぜひともそういったところも村民の皆さんに広く啓発、周知をするのも方法かなと思いますので、これは時間が経過していますけれども、お考えでもいただければありがたいと思いますので、御検討のほどどうぞよろしく願いいたします。次に移ります。

これもマスコミ報道になりますけれども、去

った6月4日、今月ですね、沖縄タイムスのほうで——沖縄タイムスだけじゃないと思いますけれども、報道がございまして、沖縄県が戦後80年の節目に国へ要請する主な項目ということで報道がございました。これも申すまでもございませぬ。いまだ負の遺産といいますか、戦後80年たっても負の遺産が現在も山積しております。この辺は一番皆さんが御承知おきしているかと思っております。残された事業として、これは事務方の皆さんも大変かと思っておりますけれども、遺骨収集や不発弾処理等、解決しなければならない戦後処理問題がたくさん沖縄にとりましてはハードルの高い理由かなと思います。そこでタイムスの報道の中で沖縄県が今要請する主な項目ということで、これは8点ばかりになりますか、1点は沖縄戦による戦没者遺骨収集の強化、2点目が所有者不明土地問題の抜本的な解決、3点目が管理困難な慰霊碑の整理、保存の支援、4点目が沖縄戦跡国定公園内の廃棄物撤去などの支援、それから5点目になりますか、第32軍司令部壕の保存公開に向けた支援、一番最後になりますけれども、平和構築に関する国際会議誘致などの支援、以上沖縄県知事が先頭になって国のほうに要請ということで、これは報道を見ますと、たしか今日、明日国のほうに行かれるという話を聞いておりますけれども、ちょっとまだ私いろんな情報をつかんでいなくてですね、そういった面では本村の取組等も含めて何かお考えがございましたら教えていただけませんか。

#### ○議長（名幸利積）

総務課長。

#### ○総務課長（喜納克彦）

今4つの、県から国へ要請する項目の説明がございましたが、令和5年度か、たしか4年度から継続して所有者不明土地の問題で、調査依頼がございまして。それに対して村としても今継続して協力している状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

これは申すまでもございません。沖縄県だけの問題じゃないと思いますし、同時に課長のほうからも御説明がございました。本村にも問題を抱えている事業がございます。ぜひとも沖縄県と連携されて、知事と御一緒に村長もそういった面では関わっていただいて、結局村長がいられているということは職員も仕事に対する自覚といいますか、こんなことを言うのは失礼なんですけれども、あると思いますので、村長の抱負というかお考え等がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今おっしゃった事業につきましては、国が主催してやっている事業がほとんどでございます。そこでまた市町村等に対しては照会がございます。その照会にのっとり私たちは回答しておりますので、国の調査等についてはしっかりと協力してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

沖縄県だけの問題、結果的には北中城村の問題もたくさん抱えていると思いますので、これはいまだかつて平和という言葉が名ばかりで先行しているみたいで残念なんですけれども、こういったことを含めて、一度は平和とはという言葉を考えるいいきっかけにはなるかと思っておりますので、ぜひとも村長を先頭に一緒に、そういった面では平和ということをもう一度改めて実感、体感できるような、ましてや北中城は平和を守る村民の会がございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、また再度質問になりますけれども、突然で大変申し訳ないんですけれども、村長に質問させていただければと思いますが、村長、サンリオ創業者の辻信太郎さんという方を御存じでしょうか。突然の質問で大変申し訳ないんですけれども。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今まで知りませんでしたけれども、総務課長から言われて調べて知りました。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○13番（山田晴憲議員）

質問している私自体も分からなくて、大変お粗末と言えばお粗末なんですけれども、これは孫から教えてもらいましてですね、サンリオ創業者の辻信太郎さんという、この場でお話させていただければと思いますけれども、お分かりだと思いますが「ハローキティ」というキャラクターといいますか、子供に受けている人形を使ってお話というか、企業理念というのがございまして、「みんななかよく」という至ってありきたりの表現なんですけれども、これには熱い思いがございまして、読ませていただきますけれども、いまや国境や世代を超えて多くの支持を集めているキャラクターを数多く生み出してきたサンリオ創業者の辻信太郎さんは、御自分の戦争体験、戦後80年になりますけれども、体験した戦争で、家族はどうか無事だったんですけれども、出身は群馬県とお聞きしております。アメリカ軍の空襲でほとんど沖縄と同じような状況でふるさとが焦土と化してしまって、戦争の悲惨さというのを実感、体感で味わっている方。そこでどうしたらいいかとお考えになられたみたいで、結局戦争というのはお互いが争いごとでなかなか解決が難しいのかなと、子供心に思ったのか分かりませんが、その

ためにはみんな仲よくすれば平和で戦争がなくなるんじゃないかなと至って子供心の素朴なとか、単純といいますか、そういった発想がキャラクターのハローキティの生みの親になったようなんですね。

そこで、今漠然的な説明になってしまったんですけれども、サンリオの辻信太郎さんは企業理念の「みんな なかよく」という思いから、ぜひとも皆さんよければ、ハローキティを使って様々な企業や団体などと積極的にコラボをして、みんな仲よく平和なまちづくりをしましょう。日本国土を皆さんで仲よく、平和な日本国にしましょうという思いで、もちろん分け隔てなく、企業もそうですし、団体にも積極的に声をかけて、今尽力されている方です。そういった面で、ちょっと突然で大変唐突な質問になっていますけれども、できたら村長こういった面ではうちの思いも平和という言葉だと思imasuので、これからいろいろと御検討されて、すぐには答えを出し切れないうちも分かりませんが、即答で大変失礼なんですけれども、もしお考え等でまたできる部分、もしくは御返答に値する部分がありましたら、お答えいただければありがたいなと思imasu。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

私たちが平和活動等で他の団体とコラボすることについては、我々の趣旨、平和理念にかなっていると思imasu。これからまたいろんな面で、いろんな活動、行政もそうですけれども、平和活動もそうですけれども、いろんな団体、組織等、そして事業等についても行政のいろん

な閉塞感とかを打破するとか、そういった面では非常にコラボ、先日大城律也議員からありましたいろんな地域の閉塞した感覚、そしてまた各種団体の停滞した感覚を打破するとか、そういった面では非常に各種団体がコラボする。我々も平和運動で平和団体がコラボすることについては、大変有意義なものだと思imasu。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

唐突で、突然の質問で大変恐縮ですが、後でよかったら私の持っている情報をおあげしたいなと思imasuけれども、一番は子供たちの笑顔が、やっぱり平和っていいな、幸せっていいなことかなというところに尽きるのかなと。それを与えてくれるのはハローキティ、私も孫からしか聞いていないので、このハローキティの話をするとうちの表情がいいんですよ。私もそうですけれども、いつも難しいことがあったら厳しい顔をしているので、そういった面ではもう一度原点に戻るというわけではないんですけれども、これも一つの、何と申しますか、やることによって北中城村は平和を守る村民の会、平和宣言、非核宣言もしておりますので、私が周知している中では平和を守る村民の会、平和にこだわっている自治体は、私もちょっと、北は北海道から南は九州まで回っていますけれども、北中城村が誇れる一つの、何と申しますか、メインのキャラクターとはいいませんけれども、なるのかなと。そういった面ではもう一度立ち返って、何も企業を利用するというわけではないんですけれども、根底は平和ということかと思imasuので、その辺も御検討いただければありがたいと思imasuので、私ももう一度子供たちにその辺を投げかけながら、何がいいのか、突然で大変申し訳ないんですけれども、もう一度勉強させていただければ

と思います。

最後の質問になりますけれども、質問が最後になりましたけれども、一般質問の通告の中で、この平和継承の取組ということで、例えば啓発の使者として、平和大使の取組はいかなものかなということと、それからもう1点気になっていることがございまして、これも村長は承知おきされているかなと思いますけれども、残念ながら村内の遺族会も高齢化に時代はなかなか勝てなくて解散されてしまったということ、私もこれをある日突然耳にしまして、やがて6月23日が来ます。その中で遺族会の民さんも御高齢の方が多くなっていますので、どのような形で6月23日を迎えるのかなと心配しますので、この辺も今後の検討課題で結構かと思っておりますので、各字で、私が住んでいるところも慰霊祭がございまして、願わくば平和の日制定と一緒にしてしまってもいいのかな分かりませんが、今後の御検討の中で村の合同慰霊祭と言ってしまってもいいのかな分かりませんが、仮称で何かお考えと今後の何か検討でもございましたらお聞かせいただけませんか。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

以前から合同慰霊祭の質問が何度かございました。ただし、各自治会においてそれぞれの慰霊祭が行われておりますので、村の合同慰霊祭のほうは検討してございません。

もう1点、遺族会が解散されたということで質問がございました。遺族会は昨年度か一昨年度に解散してございます。ただし、希望する遺族の方がいらっしゃいましたらマイクロバスを利用して、6月23日慰霊の日に私たちと一緒に糸満市のほうに行く予定になってございます。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

山田晴憲議員。

**○13番（山田晴憲議員）**

ありがとうございます。今そのお話を課長から聞きまして、やはり情報が早いなど。そういった面では可能なところでコミュニケーションを取られて尽力されているなど今体感として感じましたので、ぜひとも今後平和については、なかなか目に見えない部分で難しい部分があるのかなと思いますけれども、私も何ができるか分かりませんが、昨年の暮れに私は親父を亡くして、親父がそういった面では天国まで引っ張っていったみたいなので、親父の後、何が継げるか分かりませんが、残りの人生、平和について尽力できればと思っておりますので、ぜひとも村も平和を守る村民の会を中心に、村長先頭に一緒に平和とはということをもう一度皆さんと一読されて、未来ある子供たちのためによりしくお願いできればと思っております。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

**○議長（名幸利積）**

総務課長。

**○総務課長（喜納克彦）**

先ほど山田議員からの質問で、ノルウェーでのノーベル平和賞受賞、何かしら共有されたものがなかったかということ。先ほどの答弁でなかったと記憶していますという答弁を差し上げましたが、今読み返してみると議決されている案件があります。平和賞を受賞したことに触れながら、核兵器のない世界への実現というふうに議決されてございます。訂正して申し上げます。

**○議長（名幸利積）**

質問を続けます。

川上龍太議員。

**○1番（川上龍太議員）**

それでは通告に従いまして、私の一般質問を始めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず1つ目、役場の組織体制と人事について。

地方自治体の行政職員の人事については、人事委員会が中立な立場から関わっています。具体的には、採用試験、研修、給与、勤務時間等に関する基準設定や人事異動や人事評価の改善等、行政の公正な運営を確保するため組織に適した職員を獲得し、維持、活用しようとする機能です。また、適正採用と適正配置、人材育成、給与制度、人事評価制度等、様々な要素を包括的に管理しています。

これらのことがきちんと管理、運営されることで、村民の生活に必要なサービスや地域経済の振興に関わってきます。そこで、村当局に以下の内容を伺います。

- ①採用試験の基準。
- ②職員数の現状。
- ③人事異動と評価の基準。

続いて2番目、学校給食の現状と給食費無償化について。

日本の学校給食は、学校給食法によって、安全で栄養バランスの優れた学校給食が提供されるように定められています。また、学校給食は地域の伝統的な食文化や、食に関わる人々への感謝、食料の生産・流通・消費などを学ぶことができる「生きた教材」であります。

この学校給食は各学校の設置者が実施。学校給食に必要な施設や人件費等は各学校の設置者が負担し、保護者が負担するのは主に食材費と文部科学省が説明しています。昨今では、物価高騰や令和の米騒動が広がる中、食材の安定供給やコストの増加による課題も出てきています。また、一部の保護者からは、やはり給食の量が少ないという声もあります。そこで、村当局に以下の内容を伺います。

- ①小中学校の給食費の現状は。給食の質や栄養バランス。給食の量。アレルギー対応や衛生管理について。
- ②給食費無償化実現への展望は。

続いて3番目、村処遇改善事業と看護師配置事業の継続について。

令和7年2月7日付で、本村こども未来課から村内各認可保育施設へ北中城村補助事業廃止のお知らせが唐突に通知され、その内容が「昨今の社会情勢の変化に伴い、村の財政状況が厳しく、事業の選択と集中を進める必要が生じました。つきましては、各事業の費用対効果や利用状況などを統合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら廃止することとなりました。」との説明。

その後、各保育施設からの陳情等があり、令和7年3月7日付で北中城村補助事業廃止通知の一部撤回（事業継続）についての通知があり、3月議会の各議員の質問に対して「補正で対応する」と村長が答弁されています。そこで以下の内容を伺います。

- ①3月議会後の各認可保育施設への対応は。
- ②補正予算の対応は。

以上です。よろしく申し上げます。

#### ○議長（名幸利積）

村長。

#### ○村長（比嘉孝則）

川上議員の御質問にお答えいたします。

1番目の役場の組織体制と人事についてでございます。

①の回答といたしまして、職務遂行能力を相対的に判定するため、筆記試験、口述試験、身体検査、その他職務遂行の能力を客観的に判定することのできる方法のうち、2以上を合わせて判断しています。

②の回答といたしまして、北中城村職員定数条例の規定による定数は150人で、現状は、一般職員139人、派遣職員3人、学校指導主事2人の144人です。

③の回答といたしまして、人事異動の評価基準ですけれども、人事異動についてはおおむね5年以内をめどに職員の適性或能力、経験を踏まえ、組織全体の効率的な運営を図ることを基

本方針として、人事評価につきましても北中城村職員の人事評価実施規定に基づき実施しております。しかしながら、その時々状況等により必ずしも方針、規定どおり実施できない場合もあります。

2番目の学校給食の現状と給食費無償化については、教育委員会のほうから回答申し上げます。

続きまして、3番目の村処遇改善事業と看護師配置事業の継続についてでございます。

①の3月議会後の各認可保育園への対応ということで、3月議会後の認可保育施設への対応につきましては、5月に施設長会議を開催し、このたびの補助金の件について改めて経緯等を説明させていただいております。

課題でありました、施設との意見交換の場の設置につきましては、当面は施設長会議を毎月開催し、保育士の確保・定着策や各種補助事業の活用などを話し合うこととしております。

②の補正予算の対応についてですけれども、当該補助金にかかる補正予算につきましては、村処遇改善事業の事業費を含めた一般会計補正予算（第1号）にて提案しており、議決されましたので、本年度10月以降も事業を継続することとなります。なお、看護師配置事業につきましては、現予算で確保されており本年度も事業を継続しております。

以上でございます。

#### ○議長（名幸利積）

教育長。

#### ○教育長（徳村永盛）

川上議員の質問事項2番目の学校給食の現状と給食費無償化についてお答えいたします。

まず、①の小中学校の給食費の現状についてでございますが、給食の質や栄養バランスについてお答えいたします。学校給食については、栄養士により栄養バランスを考えた献立を作成し、一定の水準の給食を提供しております。

次に給食の量についてですが、給食の量につきましても個人差もあると思っておりますが、給食の残量からも適切な量を提供していると考えております。

また、アレルギー対応や衛生管理についてですが、アレルギー対応につきましても詳細な献立表を保護者に提示し、児童生徒への対応をお願いしております。調理場内においては、食物アレルギー対応食、基本方針にのっとり適切な運営・対応を行っています。また衛生管理につきましては、学校給食衛生管理基準（学校給食法第9条）並びに大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいて行われております。

②給食費無償化実現への展望についてお答えいたします。今年度より沖縄県による中学校への半額補助が行われており、村といたしましては引き続き給食費の4分の3補助を行い、県や国の動向を見ながら小学校、中学校併せて無償化の実施について検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

#### ○1番（川上龍太議員）

それではまず1つ目、役場の組織体制と人事について再質問させていただきます。

まず、総務省が出している地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針というものがあります。策定の留意点として現状の取組についての総点検を行った上で、委員会を設置するなどして人事管理研修を専門とする学識経験者や民間企業の人事担当者等の意見を広く聞いたり、他の地方公共団体の事例を参考とすることなどにより、地域の実情に即したできる限り具体的かつ実行性のある基本方針とすることとあります。本村のホームページのほうに北中城村の給与、定員管理等についてというデータがありまして、その中に北中城村

では人事委員会を設置していないため省略しますという記載があります。本村はなぜ人事委員会が設置されていないのかお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

人事委員会は規模に応じて必置な場合がございます。例えば都道府県及び指定都市には人事委員会を置くものとする。これは地公法の第7条第1項でございます。ちなみに私たちは地公法の第7条第3項の規定に15万人以下の市町村は公平委員会を置くということになっております。私たち北中城村は公平委員会を置くものでございますが、その次の第4項、他の地方公共団体に委託してそういった事務を処理させることができるというのがございまして、私たち北中城村は公平委員会を沖縄県に委託してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

地公法等の規定によりということ公平委員会を県に委託。その中で有識者等の学識経験者、民間企業等の意見を聞くことは可能なのか。お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

それは可能だと思います。ちなみに、公平委員会は沖縄県のほうで選定した委員が、委員として選任されているところでございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この沖縄県の選定した公平委員会のメンバーにはどういった方がいらっしゃるのか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

申し訳ありません。沖縄県の選定されている委員の構成が、どういった方かというのは存じ上げてございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

これが村の採用試験等に反映されますよね。そういった方々もぜひ話を聞くために把握する必要があるかと思いますが。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。公平委員会においては村の採用だったりというのは判定しません。まず、公平委員会で処理する事務ですが、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。もう一つ、職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。3つ目に、前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。4つ目に、前3号に掲げるものを除く外、法律に基づきその権限に属せしめられた事務というのがございます。採用云々の事務については、公平委員会で処理する事務ではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

それでは採用試験に対してはどういった形で選定といいますか、課長たちでやるのかというところでお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

一般職の場合、副村長を委員長として各課の課長、時々によりますが5人程度の課長が選考委員として委員会を組織してございます。その中で実施された試験の点数だったり面接を最終的に行い、最終的に上位の者から採用していくというケースでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ホームページにありました令和7年度北中城村職員採用候補者選定試験案内を参考に見ていきたいと思えます。まず今年度の受付が始まっております、令和7年6月16日月曜日まで、一次試験が7月13日、二次試験が8月3日、17日の2回。一次試験の合格発表が7月29日、二次試験の合格発表が8月22日となっております。この中で直近の応募者数というのはどれぐらいいるのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

年々応募者数は減少してございまして、一番最近で行きますと、これは専門職になりますけれども、5名程度。一般職で行くと20名程度が応募人数でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あと一次試験、二次試験がありますが、二次試験に記入されている適性検査とはどういった内容になりますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

一般的に二次試験は論文と面接が行われております。

もう一つ、点数には加算されませんが、その人物がどういった特性の人物であるかというふうな検査は実施してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この適性検査は筆記試験という形ですか、それとも面接ではなくてどういったやり方で検査するんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

記述式ではございません。選択してこの人の特性を診断するものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

選択する、例えばアンケートとか問題みたいなものがある、その辺に選択をしてこういう人物であるとかという適性ということによろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

幾つか設問がございまして、その中から選択することによって客観的にその人がどういった特性の人物だというのが結果として出てくるものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。理解できました。先ほどの答弁で年々人数が減っているというところで、以

前北中城村民を対象に採用していた時期というのもあったかと思いますが、最近はいかがでしょう。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

そういった受験の制限は設けてございません。以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

変更した理由というのを教えていただきたいです。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

村だけに限定してしまうとよくないということで県から指摘がございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。

それでは質問の②に移りたいと思います。現在、規定による定数は150人、現状は一般職員139人、派遣職員3人、学校指導主事2人の144人。150人に対して6人足りない状況ですが、この理由とか内容をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

以前に行政改革が行われた際に定数条例は触らずに採用の定数を削減したためでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

条例には触らず削減ということで、本来の業

務遂行に当たっては支障がないのかどうかお願いいたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

ないと言い切れないところではございますが、その当時決めた内容で、若干増やしながらい業務に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

昨今、社会情勢やニーズ等ありまして、業務が多忙であったりとか職員の残業というのも懸念される時代となっておりますが、この辺、職員に対する影響はいかがですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

以前に比べて確かに予算額もかなり増えてございます。予算額増加とともに仕事量も当然増えてきているとは思いますが、職員には少し負担になっているかなと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この辺の業務効率化負担改善等について、村長のお考えをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、職務の事業等の効率化を図るために庁舎等DXも含めてそうなんですけれども、その他会計年度任用職員等で対応しているところがございますので、今のところ業務としては大過なく進めているという状況であります。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今村長から会計年度任用職員で対応しているとありましたが、今年度は削っていますよね。予算が足りない、財政難というところで以前答弁があったと思いますが、その辺は矛盾していると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

役場の業務というのは毎年事業が変わりますから、現行の事業としてはそれで対応できると考えてのものでございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

では、この点については給食のところでも触れていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

③人事異動について、最初の答弁にその時々  
の状況等により必ずしも方針、規定どおり実施  
できない場合というのは、どういった場合があ  
りますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

年度途中で欠員が発生した場合、どうしても  
職員で対応しないといけないというときには途  
中の人事異動も発生したりします。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

昨今ですね、時代によりますが、年度途中で  
退職という方がどの自治体も見られるかと思  
うんですけども、この辺は年度途中採用とかそ  
ういった対応、やっぱり1人減ることでそのほ  
かの職員の負担が増えたりという現状に当たっ

てくるかと思うので、対応できるのかどうか  
お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今回の試験にしてもそうなのですが、前倒し  
で試験を実施し、合格者の中から早めに採用で  
きるものに関しては早めに採用して配置したい  
と考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひそういった対応を早めによろしくお願  
いします。

人事について、私の考えといたしますか、20代  
等の若手職員がいらっしゃいますよね。その  
方々に同じ課に20代で5年とか長くいてもら  
うのもあるんですが、経験を積んでもらうため  
に3年以内のスパンで人事異動をして、いろん  
な経験を積んでまた成長につながるという方法  
もあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

確かに議員がおっしゃっていることも十分考  
えられます。ただし、もう一方で3年の経験を  
積んですぐに異動させると、そこで培ったもの  
がまた一からやり直しになるという別の考えも  
ございます。そこら辺は課内のバランスだつた  
り、行政運営のバランスを考えながら人事異動  
をしてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

もちろんバランスも見て、その辺も検討して  
いただきたいと思います。

人事異動する際に希望等も取っているかと思いますが、この辺どこまで希望どおりできているのか。バランスも見ながらという答弁もありましたが、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

例年は年度内に一度、希望を聴取してございます。なかなか希望どおりに行かない職員もいらっしゃるし、希望が通る職員もいます。あくまでもそういった希望が通る通らないは別の話として、こちらのほうで目を通して何かしらの参考にさせていただいてはございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この辺、職員に希望を募るということは、何かしら職員も希望する課に異動するという希望があつてのことにつながるかと思えます。その辺の職員への説明というのはどのように、採用した段階で初めに説明するのか、聴取を取っている最中にきちんと全職員に説明できているのか。その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

現在、採用の段階で面接の際に、必ずしも希望する職務、職種に就けることはできませんがということで説明をさせていただいてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

あと、先ほど少し触れましたが、定年を待たず若い人がどんどん辞めていく現状がこの時代

あります。早期で退職する職員が増えている現状というか、その辺の原因はどう詰めているのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

退職される方、何かしら原因というわけではないんですが、それぞれの事情によって退職されていて、特定の何かしらがあるということは考えてございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。昨今、公務員の長時間労働や過重労働は全国的に問題として取り沙汰されています。自治体では民間企業と比較して働き方改革の推進が困難なケースも少なくありません。しかし、住民により質の高い行政サービスを提供するためには、公務員、行政、それぞれのパフォーマンスを十分に発揮するよう努めることがとても重要だと考えます。こういった中で働き方改革がとても必要なのかなと思います。こういった課題を解決しながらサービスの質を維持、向上していくために村長がおっしゃっているようにデジタル技術の活用、業務効率化、生産性向上に加え、限られた人的リソースの中で各職員が高いモチベーションを保ちながらパフォーマンスを発揮できる働き方を実現する必要があるかと思えます。この働き方改革の中で、全国自治体で働き方改革を推進している施策を紹介したいと思います。

2つの自治体の取組ですが、まず鳥取県はフレックスタイム制度を導入しております。これが平成28年度スタートしております。制度の利用実績としましては、令和2年度で643人、令和3年度が627人、制度開始以降人数は増加傾向にあります。本村としてもそういった制度の

導入というのは検討されたことがあるのか。今後いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

情報としてはそういった制度がある、実施している自治体があるというのは存じ上げておりますが、本村として実際にフレックスタイムの導入についての検討はしてございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この辺は職員にアンケート等も取って、例えば私が知る限り仕事が多いため朝早く出勤して、夜遅くまでという方もいるかと思えます。仕事だけではなくて生活のバランスもあるかと思えますが、この辺、職員にアンケートを取ったりということも今までありましたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

実際にアンケートを取ったことはございませんが、一度行政改革の調査の中で、調査というかそういったことの設問がございました。窓口があって、そこでフレックスタイムを導入してしまうとどうしても手薄になるということがございます。導入できる部署と導入できない部署があるということが調査結果として上がってきてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

窓口では、やはり住民サービスにとっては厳しいというのは理解できます。できる課できない課があると思いますが、この辺を考えたことがあるのか。例えばこの課は導入できそうだと

か、導入してみようという話までは至っていないのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

その件に関しましては検討したことがございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひですね、村長、職員の皆さんの残業縮小、それから業務負担の減少、効率化、先ほど言った仕事と生活のバランスですね、この辺も働き方改革、働きやすい環境づくりで少しでも改善できるかと思えます。職員のストレス軽減や長期的な定着。そして住民に対しての質の高い行政サービスの提供につながっていくと思えますが、村長はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今総務課長から回答がありましたように、小規模の自治体においてはやはり窓口が、人数も少ないですから、ある意味ではフレックスタイムを設けますと窓口に大変な影響が出るということは承知しております。職員の負担軽減等があるという先進事例もありますので、そういったことを研究しながら、私たちもどういうことが対応できるのか。職員の負担軽減に努めてまいりたいと思えます。その事業等についてはしっかりと検討してまいりたいと思えます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ、村長を筆頭に職員のために、それから住民のために改革、改善できるように考えてほしいと思えます。

それでは2番目、学校給食の現状と給食費無償化について質問させていただきます。

まず、①の給食の質や栄養バランスについてですが、昨今物価高騰が続く中、全国各地の貧相な給食が最近でもSNSで話題になっております。福岡市では小学校の唐揚げが1個の給食が少なすぎる、寂しいと全国的なニュースで報道されています。また2025年、こういった形で2月に新聞にも九州沖縄6県で小中学校の給食の1食平均カロリーが物価高騰の影響で国の基準を満たさず下回る値で提供されていたと掲載されています。沖縄は中でも最低値536キロカロリー、基準を所管する文科省担当者は基準を満たすのが望ましいとの認識を示し、栄養士、現場職員は献立づくりに対して大変苦慮している現状でございます。本村の給食においては2018年、県の発表会で最優秀賞を取るなど給食センターの職員や栄養士の努力により県内でも評判の高い給食が提供されています。新聞にも掲載された5月のこどもの日に向けたマンビカーや卒業生に向けたバイキング給食等、予算の厳しい中でのセンター職員の努力による成果であると思われれます。

ただ、昨年令和6年度4月から3月、年間の献立表にある学校給食の栄養基準を見ると、ほぼ毎日カロリーが足りていません。この辺はどう思われるか、お願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

この基準というのが、国が定めた学校栄養摂取基準でありまして、その但し書きの中に、この栄養摂取基準については全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては個々の健康及び生活、活動などの実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用することということで但し書きがあります。この但し書きに

あるように全国的な、体格の差とかそういったものもありますので、充足率の低下イコール給食の質とか量の低下ではないと考えております。以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

昨年度の献立表、こういった形であるんですが、右上に学校給食の栄養基準量が書かれています。例えば小学校エネルギー650、タンパク質24、脂質18、中学校930、タンパク質31、脂質23とありますが、毎日のメニューの下にそれぞれのカロリーが書かれています。この一覧を見ると、ほぼ毎日足りていないんですよ。どこかで足りているところがあればまだ話分かるんですが、ほぼ毎日年間を通して足りていない、この現状をどう思われるか。村長も答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

基準が足りていない部分に関しては、カロリーについて足りていない部分とかもあるんですけども、極端に北中城村だけが低いとかそういったものではなくて、県議会でも答弁があったと思うんですけども、沖縄県内で足りていない状況というのがあります。これは先ほど申したように、やっぱり基準というのを弾力的に運用するというので、足りないイコール駄目とか、そういうものではないということで考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

カロリーが足りていないということについては大変問題だと思います。これから教育委員会

とも話し合っ、その改善策について検討してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

今お二人の答弁でちょっと食い違いがあるのかなと思います。担当課は問題ないと。でも村長はその辺問題だということで検討していくという話。この辺の食い違いを修正するそういった業務内容がとても大事だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私としては、カロリーが足りない、基本的な基準、どうしてもこれだけのカロリーが必要だと捉えてのものでございます。現場にいる方の捉え方は違うと思いますので、私としてはカロリーが足りないのであれば、子供の成長に大変な影響があるのではと、そういう危惧からそう申し上げておりますので、検討するというのは教育委員会を含めて一緒に検討する。教育委員会の考え方はどうなのか。これでも許容範囲というのであれば、私としてはそれでもいいかと考えます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

村長は村のリーダーですよね。この現状が子供たちに影響されているんですよ。村長は改善したほうがいいと考えているのに、担当課の意見を聞いてそれを飲み込むのか。現状は足りていないですよ。その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

そのカロリーが足りていないということが著しく子供の成長に影響があるのかということも

考えますので、しっかりこれは話し合う必要があると、そういう思いでございます。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

しっかりと議論されて、意見を一緒に、村の子供たち、小中学校の給食についてよくなるようにぜひ考えていただきたいと思います。

続いて、給食の量について触れていきますが、私のほうで村民の方々の意見を聞きますと、給食が足りないという声もあれば、給食残っているよという声もあります。私なりに調査をしますと、原因は様々で、子供たちの好き嫌いがある。クラスによって給食の配缶、配膳によって違いがあり、配缶が遅い、配膳が遅いと給食を食べる時間が少ない。また学校の担任の先生の食に対する考え方の違いも見られ、しっかりと食べるクラスもあれば、そこまで進めていないクラスもあるというふうにもお聞きしております。また、中学校に関しては小学校に比べてあまり牛乳を勧めていない。また、各家庭によっても食べる量、栄養に対する価値観も違うというところがそういった原因になるかと思えます。給食センターの栄養士の方が、最近授業参観で1年生の授業に入って保護者にも栄養指導をしていました。この辺も各学校へ、先生方へ協力依頼をして給食を食べてもらう。どのメニューであっても好き嫌いなく食べてもらう。そういった教育依頼はどうお考えか、お願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

現在、調理場というか、各小学校に1名ずつ県より栄養士のほうが派遣されております。調理場にも席があって、調理場で午前中は献立をつくったり調理の指導を行って、給食の時間には今言っていた配膳の指導とかそういったもの

も行って、時間を見ながら食育指導というのも行っております。この方は調理だけではなくて食育ですね、そういったものを含めての管理をしている栄養教諭となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この栄養士の方々の食育に対する指導というのとても重要だと思います。一部の考えでは秋田県のように学力を上げるには食育から。それから沖縄県も長寿を目指していますが、そのためには食事からという言い方もあります。ぜひ学校と連携を取って先生方にもその辺を協力依頼していきながら進めていってほしいと思います。

次、アレルギーに関してですが、本村はアレルギー等による減額等に関する要綱がありまして、牛乳アレルギーに対して減免、お金を取らない措置があります。そのほか最近アレルギーは増えているんですが、そのほかの減免措置というのはあるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

減免措置を取っているのは、現在のところ牛乳のみとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

答弁にはマニュアル等に基づいて行われているとあります。この辺、昨今アレルギーが増えている中でほかにも必要なアレルギー、食物等がないのか、そういった議論の場とかはあるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

現在のところ牛乳に対しては減免の対象にしておりますけれども、アレルギー、アレルゲンと言うんですけれども、食物については非常に多岐にわたって入っていて、入っている量が全然違って、それをどういうふうにか減免するかというのが大変厳しいのかなと思っております。特定原材料だけでも8種類あって、これが給食のメニューのいろんな部分に少量なり入っているんですけれども、これをどういうふうにか減免するかというのは大変厳しいものがあるのかなということで、それについては話し合いとかそういったものは行っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

了解いたしました。

続いて、②給食費無償化について触れていきたいと思っております。

昨日の上間堅治議員の一般質問でもありましたが、各市町村の中で本村の給食費は下位となっており、中学生の月額が4,800円、4分の3補助後の保護者負担額が1,200円、小学校の月額が4,200円で、4分の3補助後の保護者負担額が1,050円であります。また1日当たり、中学生1人分が270円、小学生が240円となっておりますが、この辺の金額については間違いはないか確認をお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 28 分 休憩

午前 11 時 28 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

小学校の給食費につきましては、1食当たり210円、中学校で1食当たり240円の金額となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

分かりました。中学生が1食240円、小学生が210円ですね。私が言いたいの、その中で学校給食会が決定した牛乳の価格が約80円、また昨日も課長から答弁がありましたが、米の価格が48%値上がりした。調味料も上がっているという話も聞きます。この金額で牛乳、米だけで半分以上当たるんですが、この現状をどうお考えになっているのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

先ほど申し上げた給食費というのは値上げを行っていない現在の給食費になっておりまして、それでも厳しいということで、物価高騰のそれ以外の保護者負担ではなくて、村の4分の3補助以外に上乗せして補填する形で給食費の質を落とさないようにということで補正予算を行って、それを給食費の材料費に上乗せしている形となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

補正予算でも物価高騰交付金がありました。

この交付金ももし減ったり、なくなったりした中で本村独自の財源では難しいですね。その辺の対応も考えるべき、考える必要が、持っておくべき必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

川上議員の質問にお答えします。

現在、活用している補助金につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、臨時という名前がついているんですけども、これについてはずっとあるというものではありませんので、今後給食費の値上げに向けて検討していくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

この辺もぜひ検討していただきたいと思えます。

本村の給食センターではその費用が足りないとかというのを職員の手作りでの対応や米の委託ではなくて、炊き込みでご飯をつくったこともあり、そういった職員の努力でまかなっているところも聞きました。その中で職員の減数がありました。この辺とても職員が頑張っている中で人数削減というのはどういった内容になるのか、お願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前 11 時 32 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

お答えいたします。

今年度の予算においては、以前幼稚園だったときはお昼に手作りのものを給食センターのほうで作っておりましたが、今年度認定こども園になりましたので、その作っていた分の人件費の分というか、日々雇用の部分ですね、その分をヒアリングで担当課と協議いたしまして、その分は必要ないよねということで減額しております。決して人数が減ったというわけではなくて、事業に合わせてそれを予算計上したということでございます。

**○議長（名幸利積）**

川上龍太議員。

**○1番（川上龍太議員）**

私が聞いた限りでは、センターの職員が減になったと聞いております。大変厳しいという話も聞きましたので、ちょっとこの辺は私も持ち帰って確認したいと思います。

この間、村長の答弁で給食費無償化に向けて債務負担行為が終われば実現できると答弁していましたが、大分かかります。これはいつになるのか、村長の考えは。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

大分かかるというよりも、その見通しが近々つくと思います。そしてまた、我々も県とか国に要請をしております無償化等について実現できるかもしれません。ただ、今財政の見通しが効く債務負担行為等で大変厳しい環境にあるんだと。確かに厳しい環境にはあります。ただ、これが債務負担行為で支払う時期、そして見通しがつかますのは契約とかそういったもので契約残がありますよね。そういった面で事業費の金額が確定する段階である程度見通しがつくと思いますので、そういったところまで待ちたいと思います。

**○議長（名幸利積）**

川上龍太議員。

**○1番（川上龍太議員）**

この給食費無償化ですが、もちろん保護者にとっては無償化になることはとっても喜ばしいことではありますが、その一方で給食の質や量が懸念されます。現在の物価高騰の影響や現状をしっかりと把握した上で、保護者にもきちんと説明をしていただきながら適切な給食費、適切な材料費の確保、適切なカロリーを提供し子供たちがお腹を空かさない、給食が好きという子供たちが増えて、たくさん食べられるようになって、子供たちの成長につなげていってほしいと思いますが、この質問の最後、村長のお考えをお願いします。

**○議長（名幸利積）**

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

無償化というのは保護者の皆さんの負担軽減等につなげたいという思いもありました。それとまた子供の育成等について成長等でしっかりと行政のサポートができるのではないかと考えての所作でございます。ただ、ここで無償化することについてはしっかりと説明をして理解を得たいと考えます。ただ、無償化について理解を得るとするのは当然にまた保護者の皆さんは理解をしたいと思いますけれども、村の財政上もしっかりと訴えてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

付け加えます。失礼しました。食材等につきましてはこれまでの質を落とさないような形でしっかりと現行を維持する、さらに向上させるようなところまで持っていきたいと考えております。

**○議長（名幸利積）**

川上龍太議員。

**○1番（川上龍太議員）**

ぜひですね、職員の方々も大変努力されていまして、県でも評判の給食ですので、質を低下

させないようにその辺も考えていただきたいと思ひます。

それでは3つ目の村処遇改善事業と看護師配置事業の継続についてでございますが、今議会で補正予算が議決されておりますので、この辺の内容については理解できました。①の答弁にありますように、施設の意見交換の場をすぐ設けていただきました。この5月の施設長会議で補助金の経緯等の説明内容についてお願いします。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

5月に行いました施設長会議での補助金の経緯の説明につきましては、改めて2月7日の通知から3月に一部撤回というような流れを御説明した後に、事業を継続するに当たって課題でありました補正予算がまだ確保できていない部分につきましては、6月議会に提案する予定ですというような内容の趣旨の報告をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

御説明の内容で、各施設長の反応といいますか、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

保育士確保、定着、あるいはまた看護師の必要性という部分については、各施設長のほうからいろいろ御意見をいただいたところでありませう。現在は処遇改善とかという面でこちら補助しておりますけれども、各園が保育士を確保するに当たってクリアされている部分、公告であ

るとかあるいは確保できなかった場合には人材派遣会社に依頼して中間マージンを払った上で保育士に来てもらうというような現状もお伺いすることができましたので、そういったものに対してどういった手当ができるのか。そういったものも含めて今後話し合っていきたいと思いますという内容でございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

各保育施設ですね、人材確保について大変苦慮されている。これはどの市町村もそういう現状だと思います。こういった中で何度も言いますが、近隣で月1万円の補助を出しているところもあります。そういった補助金額を上げるとか、1万円に至らずとも少しでも上げるといってお考えはありますか。

○議長（名幸利積）

こども未来課長。

○こども未来課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず我々が取り組むべきこととしては、各園での保育士の新規の確保が課題なのか、定着が課題なのか、そういった部分も含めながら、じゃあどこに重点的にこの予算を充てていくべきかということを検討していくべきかと考えております。昨今の財政事情は御承知のように厳しい状況でございますので、全て要望どおり値上げ、補助の拡充という部分は厳しいものがございませうので、より必要なところでどういった形で充てられるかということを今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひこの辺も検討していただいて、保育士を

確保することで待機児童の解消にもつながる考えもありますので、村の保育園の子供たちのために、保護者のためにというところで会議を毎月開くという答弁がございましたので、その辺も施設長たちと一緒に考えてよくしていただきたいと思います。

最後に村長、この点についてのお考えをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

担当課長が毎月その会合を開いているということで安堵しているところがございます。そしてまた良好な環境で子供たちが育成される保育事業等についてしっかりサポートしていきたいと考えております。ただ、賃金とかそういったものだけではなくて、その他の環境整備もあると思いますので、どちらが優先なのかそういったところも鑑みてまた補助制度、必ずしも金銭的なものではございませんけれども、いろんな面でのサポートができると考えておりますので、協力してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

川上龍太議員。

○1番（川上龍太議員）

ぜひ金額だけでなく、環境的なサポートもよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞さまでした。

午前11時43分 散会

## 令和7年第4回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 7 年 6 月 6 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	令和7年6月13日 午前10時04分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和7年6月13日 午前10時28分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	川 上 龍 太	出	8 番	大 城 律 也	出
	2 番	屋 良 朝 春	欠	9 番	上 間 堅 治	出
	3 番	比 嘉 悟	出	1 0 番	喜屋武 すま子	出
	4 番	比 嘉 正 志	出	1 1 番	比 嘉 義 弘	出
	5 番	平安山 和 美	出	1 2 番	名 幸 利 積	出
	6 番	喜屋武 功	出	1 3 番	山 田 晴 憲	出
	7 番	伊 集 守 吉	出	1 4 番		
会 議 録 署 名 議 員	4 番 議 員		比 嘉 正 志			
	5 番 議 員		平安山 和 美			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		與那城 世代子			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	仲 本 正 一	教 育 総 務 課 長	平 田 清 徳		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	新 垣 理 衣 子		
	企 画 振 興 課 長	徳 峯 惣 一 郎	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	喜 屋 武 の り 子	住 民 生 活 課 長	比 嘉 利 彦		
	福 祉 課 長	安 次 富 規 昭	税 務 課 長	玉 栄 幸 憲		
	こ だ も 未 来 課 長	喜 納 啓 二	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	健 康 保 険 課 長	玉 栄 治	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹		
			学 校 教 育 指 導 主 事			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和7年6月13日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第31号	北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第37号 ※追加議案	公立学校情報機器整備事業物件供給契約について	説明、質疑、委員会付託 省略、討論、決定
3		閉会中の継続審査の申し出について	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時04分）

日程第1．議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（比嘉義弘議員）

おはようございます。

議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について。

令和7年6月9日、本委員会に付託されました議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、6月6日、9日、11日に開催し、6日に屋良朝春委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局からは担当課長及び担当係長が出席いたしました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

被災された後、申請までに期限はあるか（時効等）との質疑に対し、災害弔慰金は、受給権に基づき支給されるものではなく、自然災害による死亡という事実に対し支給されるため、時効期間というものはないとの答弁。

第4条（災害弔慰金を支給する遺族）の中で、支給される遺族が成年後見人制度の該当者の場合どうなるかとの質疑に対し、成年後見人制度

は、判断能力が不十分な方を保護する制度であるため、その後見人は財産管理、契約等を行うことができるので、支給に関しては問題ないとの答弁。給付関係の通知等で判断できないのではないかとの質疑に対し、こちらから通知するのではなく弔慰金は申請によるものなので、申請時に後見人へ説明するとの答弁。後見人のことは条例にも入れるべきではないかとの質疑に対し、本人に代わって管理する制度であり、他市町村の条例と同様にあえて入れることは考えてないとの答弁。

第4条（災害弔慰金を支給する遺族）第6項で、支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなすとあるがどのように1人を選定するののかとの質疑に対し、援護法（戦傷病者戦没者遺族等援護法）でも弔慰金があり、同様の手続で遺族を代表する1人が受け取るものであり、複数人いる場合は他の同順位の遺族の同意を得る必要があるとの答弁。

第12条（災害援護資金の限度額等）第1項で、限度額は350万円を超えない範囲内とあるが、使い道に制約があるかとの質疑に対し、災害援護資金の用途について原則的に限定はされていないが、貸付申込時において申請様式へ当該資金の使い道を記入してもらうとの答弁。

第15条（保証人）の中で、災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないとあるが、身内がない等立てられない場合はどうなるかとの質疑に対し、その貸付けを受けようとする者の状況によって判断される。貸付けについては保証人を立てるのが一般的であり、これは貸し手側（村）のリスク軽減が大きな理由であるが、そのほか、保証人がいることで債権者は返済を滞らせるリスクを意識し、返済意欲を低下させないためのものである。それで条例に入れているとの答弁。なり手がなくどうしても保証人を立てられない場合は

どうするかとの質疑に対し、他市町村含め東日本大震災の際にも事例があるが、条例になくても状況によって特例を設けて対応することになるとの答弁。

第21条（北中城村災害弔慰金等支給審査委員会の設置）における審査委員会の定数、報酬はどうなっているか。また第2項の中で、その他村長が認める者のうちから任命するとあるが、どういった方々を想定しているかとの質疑に対し、支給審査委員の定数については7名以内を想定している。委員構成として、医師、弁護士、村職員を基本とし、その他村長が任命する委員として大学教授等、医療ソーシャルワーカー等となる。報酬については、北中城村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づく報酬となるとの答弁。7名の委員を想定しているが、ある程度決まっているのかとの質疑に対し、災害後の予算も含めて審査委員会の予算を措置した後に設置するが、村内から医師、弁護士をすぐに探すのは厳しいので、年度内に県の医師会、弁護士会へ派遣依頼しようと考えているとの答弁。委員の中に防災士を入れる予定はとの質疑に対し、災害により亡くなった方の死亡との因果関係、事実を基に認定していくのが主となるため医師、弁護士を2名ずつ、あと医療ソーシャルワーカーも考えているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

**○議長（名幸利積）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（名幸利積）**

異議なしと認めます。議案第31号 北中城村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第2．議案第37号 公立学校情報機器整備事業物件供給契約について**

**○議長（名幸利積）**

日程第2．議案第37号 公立学校情報機器整備事業物件供給契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

**○村長（比嘉孝則）**

議案第37号 公立学校情報機器整備事業物件供給契約について御提案申し上げます。

議案第37号

公立学校情報機器整備事業物件供給契約について

下記のとおり物件供給契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

#### 記

- 1 契約の目的 : 公立学校情報機器整備事業
- 2 契約の方法 : 随意契約
- 3 契約金額 : ￥103,475,812-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額: ￥9,406,892-)
- 4 契約の相手方 : OCC・興洋電子・学映システム共同企業体  
代表企業 沖縄県浦添市沢岨2丁目17番1号  
株式会社 オーシーシー  
代表取締役 屋比久 友秀  
  
構成企業 沖縄県那覇市字安謝638番地  
株式会社 興洋電子  
代表取締役 古館 和広  
  
構成企業 沖縄県島尻郡与那原町字東浜80番4  
株式会社学映システム 沖縄営業所  
所 長 古賀 大貴

令和7年6月13日 提出  
北中城村長 比嘉孝則

物件供給契約を添付してございますので、お目通しのほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### ○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

比嘉 悟議員。

#### ○3番（比嘉 悟議員）

すみません、3番契約金額の括弧書きに、取引に係る消費税及び地方税とありますが、地方税は地方消費税ではないのかの確認です。

#### ○議長（名幸利積）

教育総務課長。

#### ○教育総務課長（平田清徳）

比嘉 悟議員の質疑にお答えします。

3番の取引に係る消費税及び地方「消費」が抜けております。訂正いたします。

**○議長（名幸利積）**

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

それでは2点ほどですね。納品が来年の1月31日となっていますけれども、これを使うのは来年度、令和8年度から児童生徒は使用するかということ。

あと、財源配分ですね、大分コスト削減2,000万円ぐらい当初予算からコストが削減されていますけれども、当初予算では国の補助と、ふるさと応援基金と一般財源となっていますけれども、この配分はどのようになっているのかお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（平田清徳）**

上間堅治議員の質疑にお答えします。

今回の契約の端末につきましては、1月末に納品して、それから使えるようにいろいろセッティング等を行いまして、令和8年の4月から使う予定となっております。

財源の内訳ですけれども、3分の2補助になっておりまして、県の補助金が7,285万5,000円、ふるさと納税が4,000万円、一般財源が1,110万5,000円となっております。

**○議長（名幸利積）**

休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

**○議長（名幸利積）**

再開します。

企画振興課長。

**○企画振興課長（徳峯惣一郎）**

上間堅治議員の御質疑にお答えします。

先ほど教育総務課長から答弁があったのが、当初予算ベースでの財源内訳になっておりまして、それに現在の契約に続きまして、今後また教師用の端末の契約が出てくるかと思えます。それが当初予算に含まれておりまして、財源については実績に応じてまた充当し直すこととなりますが、おおむね県の補助金が3分の2です。全体の9割になるように残り部分でふるさと納税を充当いたしまして、1割が一般財源となっております。

以上です。

**○議長（名幸利積）**

上間堅治議員。

**○9番（上間堅治議員）**

財源内訳のほうは分かりました。ふるさと納税と一般財源も入るということですね。

あと、来年度からこれを使うということですが、今の話だと教員用のパソコンも買うということで幾らか分からないという話ですが、今年契約して来年使う、こういった精密機器というのは1年ごとにバージョンアップしたりするんですよね。型落ちになった部分に対しての、コスト削減していると随意契約の説明ですけれども、その辺はしっかりした新しいバージョンのタブレットになっているのか、最新のタブレットになっているのか、この辺をお聞かせください。

**○議長（名幸利積）**

教育総務課長。

**○教育総務課長（平田清徳）**

上間堅治議員の質疑にお答えします。

今回の契約については、企画提案方式、プロポーザルを行いまして4者の応募がありました。その中から県のほうで最低のスペックというのを示して、その中で一番いい条件を出したところと今回契約いたします。最初の条件に2033年まで使えるような機器ということであって、その条件等をつけて、その中で一番いい提案を

した業者との契約となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（平田清徳）

上間堅治議員の質疑にお答えします。

最新なのかという点とあれなんですけれども、最低のスペックを県のほうが示して、それを上回るものの応募ということで、それで契約しております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○9番（上間堅治議員）

分かりました。

それでは最後に確認ですけれども、予算配分のほうで国庫補助金が3分の2あって、残りの3分の1はふるさと納税と一般財源ということなんですけれども、その予算の振り分けの変更は確実にこの予算でやる。ふるさと納税からも入るし、一般財源からも入るということよろしいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（徳峯惣一郎）

上間堅治議員の御質疑にお答えいたします。

決算に応じて、実績に応じて事業が削減できた分は一般財源から減っていくことになるかと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 公立学校情報機器整備事業物件供給契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第37号 公立学校情報機器整備事業物件供給契約については原案のとおり可決されました。

### 日程第3. 閉会中の継続審査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第3. 閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

総務厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

#### ○議長（名幸利積）

再開します。

先日の上間堅治議員の一般質問の発言の中で、ほかの議員に対する誤解を与える発言がありました。そして本人からその発言に対して撤回を求める申出がありますので、これを許可したいと思います。

上間堅治議員。

#### ○9番（上間堅治議員）

先日の一般質問で、私のほうから予算に対して、「ほかの議員は分からないだろう」ということで発言しました。私の真意といたしましては、このときに予算書を、また決算書を、ほかの議員の方は持っておられなくて、またこの予算に対してもちょっとテクニカルな部分があって分からないだろうという発言です。終わった後に、議員の方からそういった発言はおかしいんじゃないかということでしたけれども、少し違った捉え方をされていた議員もいるということで、そういうことでしたら発言は撤回したほうがいいのかなと思います。

ただ、真意としてはほかの議員を侮辱するというような趣旨ではないということをひとつ付け加えて発言の撤回をしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○議長（名幸利積）

以上でこの件は終わります。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年第4回北中城村議定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 名 幸 利 積

署名議員 比 嘉 正 志

署名議員 平 安 山 和 美